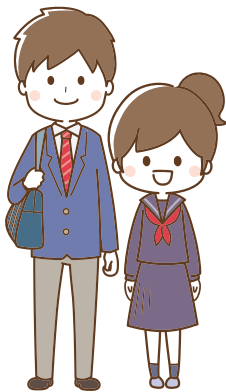
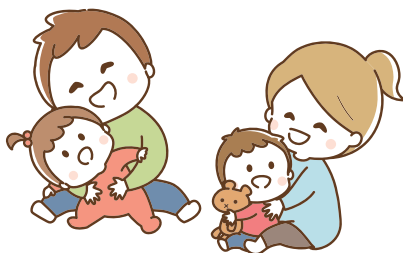


真岡市こども計画

【令和7年度～令和11年度】

未来を築く元気な「もおかっ子」を育てるまち



令和7年3月
真岡市



は じ め に

こどもたちは、未来を築く大切な存在です。

私たちは、生まれた環境、生活状況、障がいの有無、国籍などに関わらず、すべてのこどもたちが平等に夢や希望をもち、健やかに成長してほしいと願っています。そのためには、令和3年4月に制定した「もおかっ子をみんなで育てよう」条例に基づき、保護者、地域住民、学校、事業者、行政等がそれぞれの責務を果たせるよう連携・協働を図ることが重要です。

近年は、未婚率の増加や晩婚化により、人口減少に伴う少子化が急速に加速するとともに、子育て家庭が抱える不安や悩みが多様化している現状があります。

こうしたなか、こども・若者が地域に愛着と誇りをもち、等しく権利が保障され、心身ともに健やかに成長できる地域社会であるために、将来を担うこどもたちを主体として考えた支援を行っていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、令和6年4月には、母子保健と児童福祉に関する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の開設をはじめ、切れ目のない母子保健対策、こどもの遊び場の整備など、こどもたち誰もが安心して健やかに成長できる環境づくりに取り組んでまいりました。

今回策定した「真岡市こども計画」は、令和7年度から令和11年度までの5年間に本市が取り組む子育て支援施策の指針となるものです。これまでの「真岡市子ども・子育て支援プラン」に新たに「子ども・若者計画」を加えることで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を図ります。

未来を築くもおかっ子がふるさと真岡を愛し、夢や希望をもち、幸福を実感できるようなまちづくり、さらに、誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産することができ、子育ての喜びを実感できるまちの実現を目指し、各種事業に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、市民の皆様や関係各位の方々に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

真岡市長 石坂 真一





目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	3
2. こども基本法及び市町村こども計画とは	4
3. 計画の法的根拠	4
4. 計画の対象	5
5. 計画の期間	6
6. 計画の位置づけ	6
7. 基本理念～真岡市が目指す姿～	7
8. こども・若者支援に係る主な関係各課等	8

第2章 こども・若者を取り巻く現状

1. 統計で見る本市の現状	11
2. 子育て支援サービスなどの現状	19
3. ニーズ調査結果から見る子育て家庭の現状	27
4. 計画の総括（真岡市子ども・子育て支援プラン【令和2年度～令和6年度】）	50

第3章 計画の基本的な考え方

1. 真岡市の現状と課題を踏まえての方向性	55
2. 基本理念の実現に向けた基本施策	57
3. 施策の体系	59

第4章 施策の展開

基本施策1 すべてのこどもの人格・個性を尊重し、権利が保障されてくらせるまち

1. 「もおかつ子」の普及活動	63
2. 児童虐待防止対策の強化	64
3. 障がい児施策の推進	66
4. 外国籍のこども・家庭への支援	70
5. 社会的自立に困難を有するこども・若者やその家庭への支援の充実	71
6. 小・中学校におけるいじめ・不登校の防止・支援	74

基本施策2 すべてのこどもが適切に養育され、

切れ目のない支援とともに健やかに成長できるまち

1. 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実	75
2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	78
3. 家庭教育の充実	79

4. 未就学児教育の充実.....	80
5. 学校教育の充実.....	81

基本施策3 すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまち

1. こども・若者の社会参画・意見表明機会の推進.....	83
-------------------------------	----

基本施策4 すべてのこどもが幸せに成長できる家庭や環境があるまち

1. 食育の推進.....	85
2. こども・若者への切れ目のない医療体制の充実.....	87
3. こどもの健全育成.....	89
4. 地域活動・交流の推進.....	91
5. 良質な居住環境の確保.....	92
6. こどもの遊び場の整備.....	93
7. こどもたちの安全の確保.....	95
8. こどもを取り巻く有害環境対策の推進.....	97

基本施策5 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

1. ひとり親家庭等の自立支援.....	98
2. 子育てに関わる経済的負担の軽減.....	100
3. 子育てにおける相談・情報提供の充実.....	104
4. 子育て支援ネットワークの強化.....	106
5. 安心して外出できる環境の整備.....	107
6. 家庭生活における男女共同参画の推進.....	108
7. 子育てと仕事の両立支援の推進.....	109
8. 出会い・結婚に向けた支援.....	110
9. 不妊に対する支援の充実.....	111

第5章 子ども・子育て支援事業計画

基本施策6 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

1. 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方.....	115
2. 教育・保育事業の量の見込み.....	117
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み.....	120
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制.....	134

第6章 計画の指標及び推進体制と進行管理

1. 計画の指標	139
2. 計画の推進体制と進行管理	141

資料編

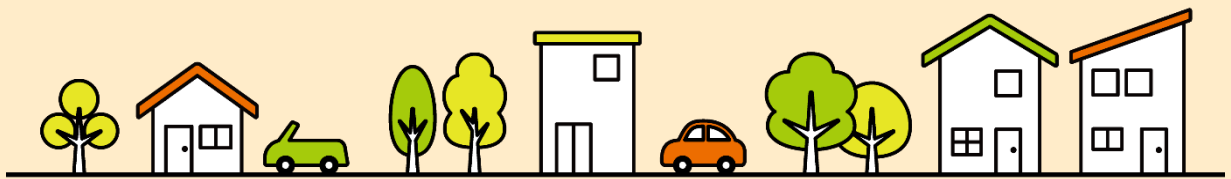
1. 真岡市こども計画 事業一覧	145
2. 真岡市子ども・子育て会議	154
3. 真岡市子ども・子育て支援プラン策定委員会	157
4. 真岡市こども計画策定経過	159
5. 用語集	161
6. もおかっ子をみんなで育てよう条例	166

【計画書における留意事項について】

- ①平成・令和の表記は、2019年5月1日以降は令和、それ以前は平成の表記としています。
- ②本計画における「もおかっ子」の表記は、総合計画 2025-2029 に準じて原則ひらがな表記としています。教育委員会が実施する事業では、「真岡っ子」と漢字表記を使用しています。
- ③「障害」という言葉が人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記します。法令名や団体名等の固有名詞で使用する場合等は、引き続き漢字表記としています。
- ④調査結果を引用している部分について、グラフ中の「n」とは、その設問の回答者数（母数）を表しています。
- ⑤用語に「※」印があるものは、用語集に用語解説があるものを表しています。

第 1 章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

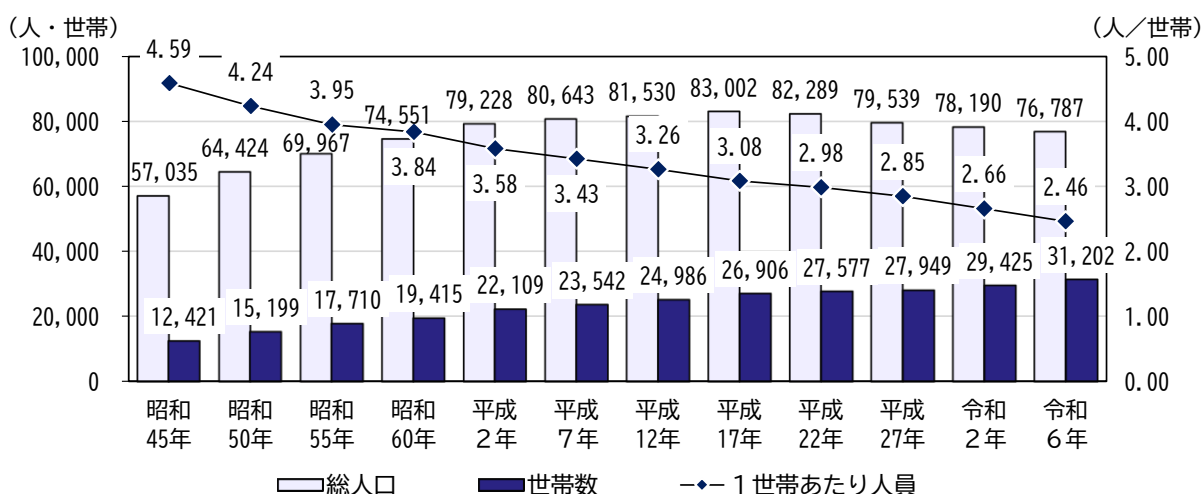
1. 計画策定の背景

現在、わが国の少子化は急速に進行し、本市の総人口は平成17年以降、減少傾向で推移し、令和6年9月1日現在の総人口は76,787人となっています。一方で、世帯数は増加傾向で推移し、令和6年には31,202世帯で、1世帯あたり人員は2.46人となっています。少子高齢化の進行とともに、核家族^{*}化も進行している状況となっています。

国では、こどもの最善の利益^{*}を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、取り残すことがないようこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。

〈本市の総人口と世帯数の推移〉



資料：国勢調査（旧二宮町を含む）、令和6年は市統計（9月1日現在）

本市では、子育てにおける個別部門計画として令和2年3月に策定した「真岡市子ども・子育て支援プラン」に基づき、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域のこども・子育て支援の充実等を図るため、地域住民・事業者・学校などとの連携・協働^{*}により、安心してこどもを産み育てることができるまちづくりに努めてきました。

このたび、真岡市子ども・子育て支援プランが令和6年度で計画期間が終了することから、本市におけるこども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに「こども基本法」に基づき策定する「市町村子ども・若者計画」を包含した「真岡市こども計画」を策定します。

2. こども基本法及び市町村こども計画とは

「こども基本法」は、すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に進めることを目的としています。

令和5年12月には、国はこども施策を総合的に推進するための「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「こども大綱」を閣議決定し、こども基本法第10条において、国の「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。

「市町村こども計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定している「子ども・子育て支援事業計画」と一体の計画として策定することができるとされています。

3. 計画の法的根拠

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」及び子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体の計画として、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定したものです。

〈こども基本法〉

(都道府県こども計画等)

第10条 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

〈次世代育成支援対策推進法〉

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

〈子ども・子育て支援法〉

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

〈こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律〉

(市町村計画)

第10条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

〈子ども・若者育成支援推進法〉

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

4. 計画の対象

本計画の対象は、「40 歳未満までのこども・若者（ポスト青年期を含む）とその家庭」を中心に、地域や学校、事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
0 歳	6 歳	12 歳	18 歳	30 歳	39 歳
こども・若者 0 歳～30 歳未満					
こども					
		若者			

・乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者です。
・学童期	小学生の者です。
・思春期	中学生から概ね 18 歳までの者です。 ※思春期の者は、こどもから若者への移行期として、施策により、こども、若者それぞれに該当する場合があります。
・青年期	概ね 18 歳から 30 歳未満の者です。
・ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で、困難を有する 40 歳未満の者です。
・こども	乳幼児期、学童期及び思春期の者です。
・若者	思春期、青年期の者です。 (※施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。)
※内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」に記載の用語によります。	

5. 計画の期間

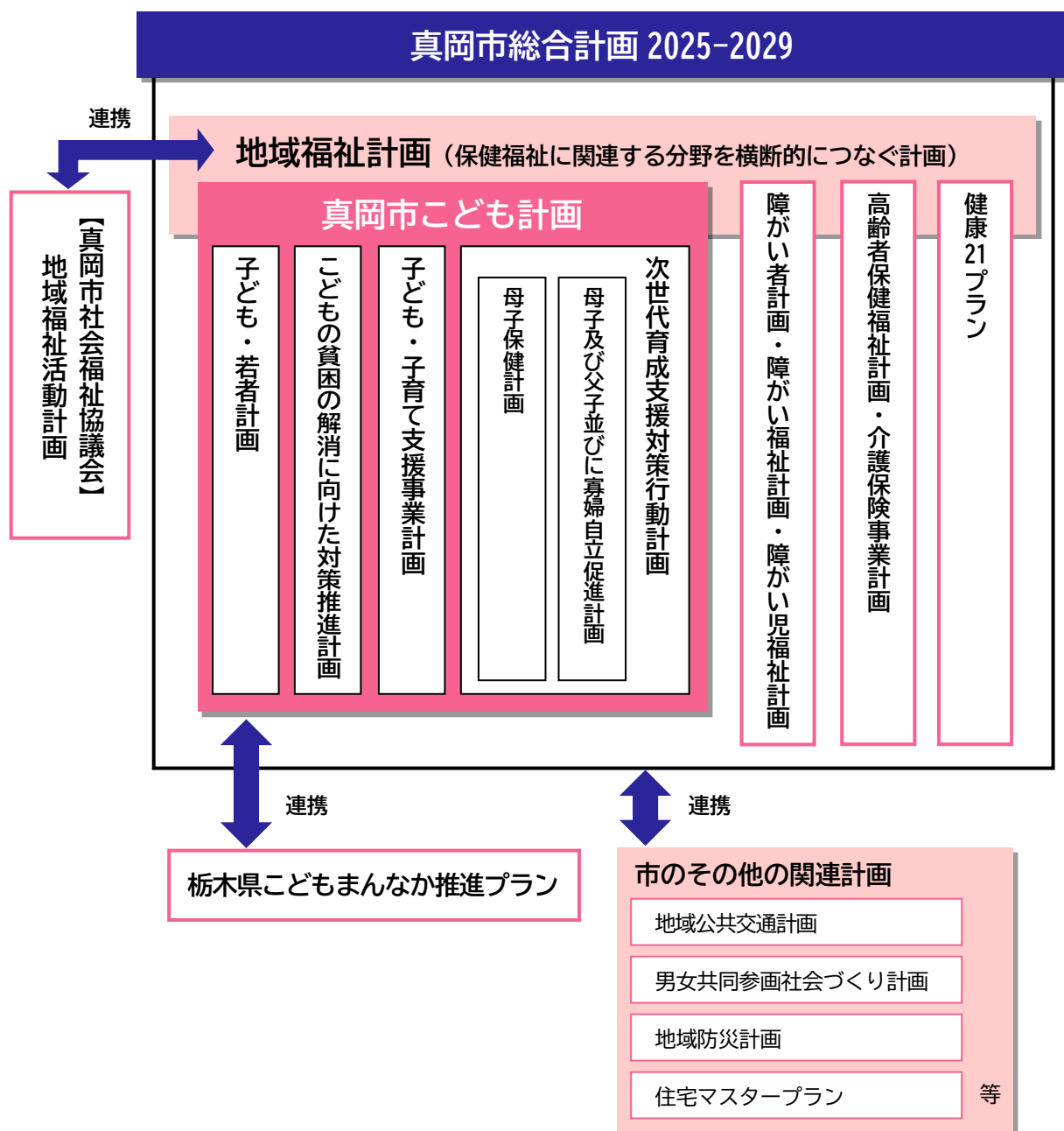
計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

6. 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「真岡市総合計画 2025-2029」を基盤としながら、福祉に関連する高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進等の各個別計画を横断的につなぐ計画である「地域福祉計画」を上位計画として位置づけ、関連計画も含めて整合性や連携を図り策定しました。

また、栃木県の「栃木県こどもまんなか推進プラン」との整合を図り策定しました。



7. 基本理念～真岡市が目指す姿～

未来を築く元気な『もおかつ子』を育てるまち

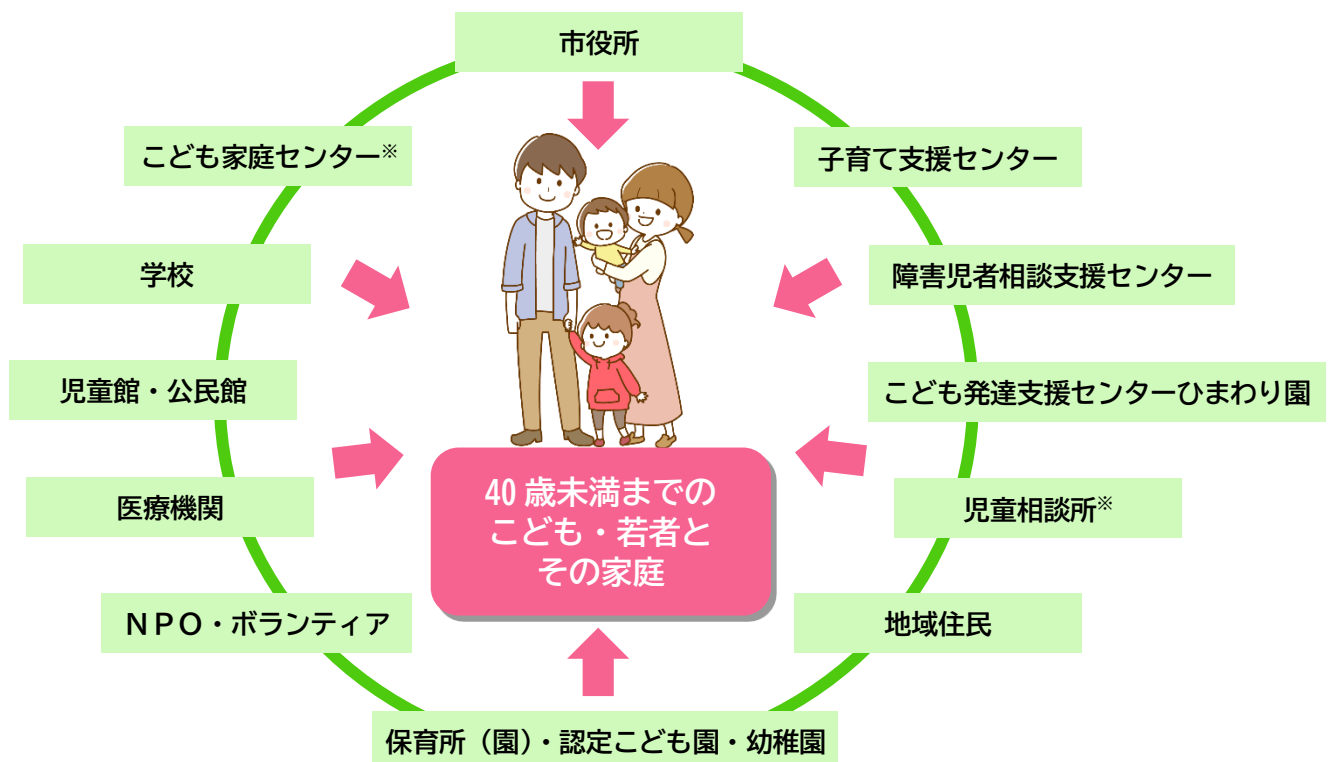
こども・若者は、未来を築く大切な存在です。

生まれた環境、生活状況、障がいの有無、国籍などに関わらず、すべてのこどもたちが平等に夢や希望をもち、健やかに成長してほしいと願っています。

本市の「総合計画 2025-2029」で掲げた将来都市像「JUMP UP もおか～だれもが“わくわく”するまち～」の実現に向けて、総合的なまちづくりを推進するとともに、「もおかつ子をみんなで育てよう」条例に基づき、保護者、地域住民、学校、事業者、行政等がそれぞれの責務が果たせるよう連携・協働を図ることが重要です。

こども・若者が地域に愛着と誇りをもち、等しく権利が保障され、それぞれの人生に輝きをもち、心身ともに健やかに成長できる地域社会であるために、本市は、未来を築くもおかつ子がふるさと真岡を愛し、夢や希望をもち、幸福を実感できるようなまちづくり、さらに、誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産することができ、子育ての喜びを実感できるまちの実現を目指します。

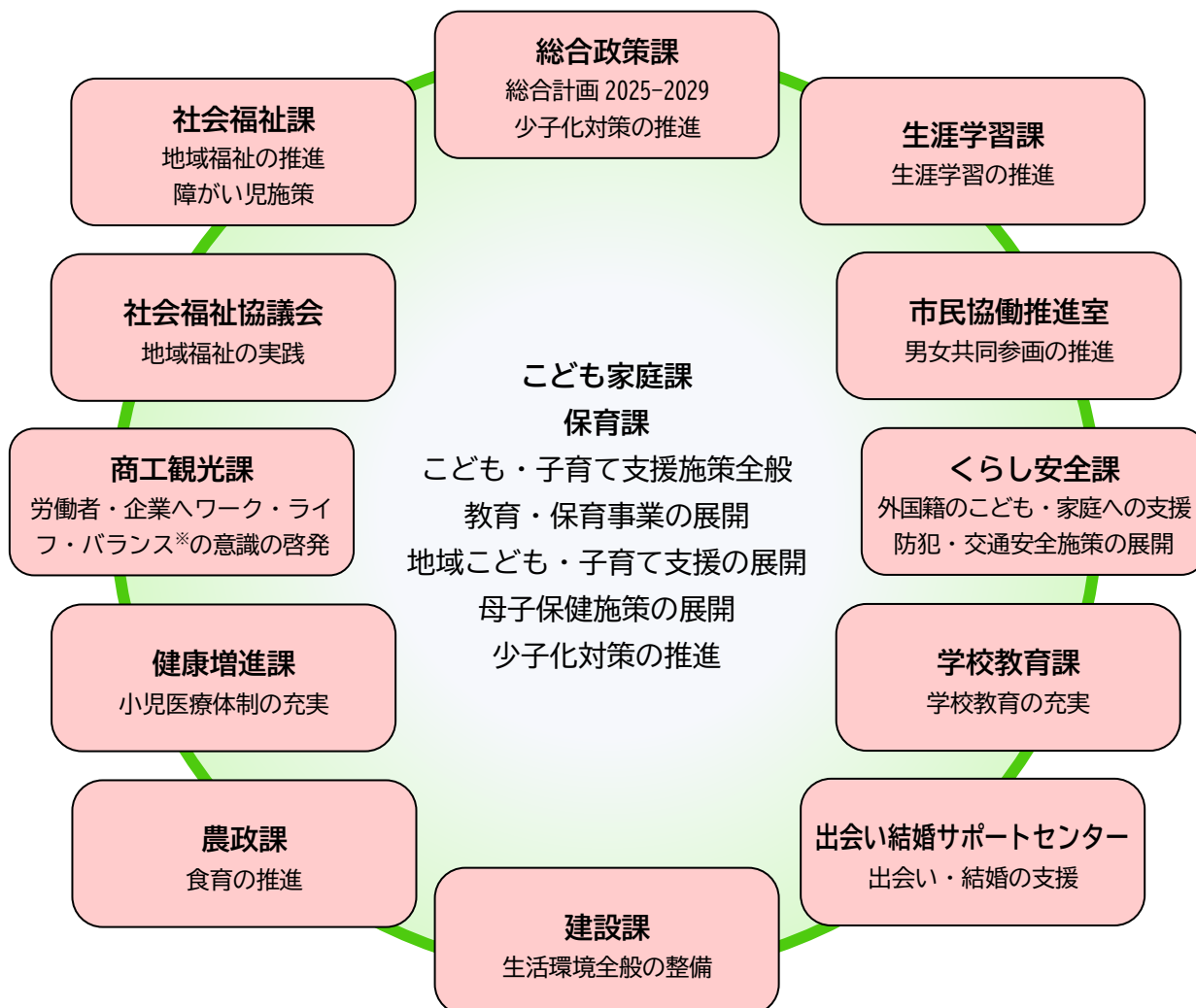
〈「もおかつ子」を育てる主な支援機関〉



8. こども・若者支援に係る主な関係各課等

こども・若者支援に係る主な関係各課等は、以下の通りです。

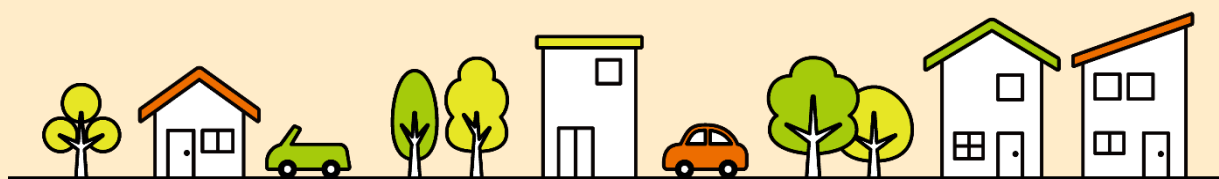
〈こども・若者支援に係る庁内関係各課等の連携図〉





第 2 章

こども・若者を取り巻く現状



第2章 こども・若者を取り巻く現状

1. 統計で見る本市の現状

(1) 人口の推移

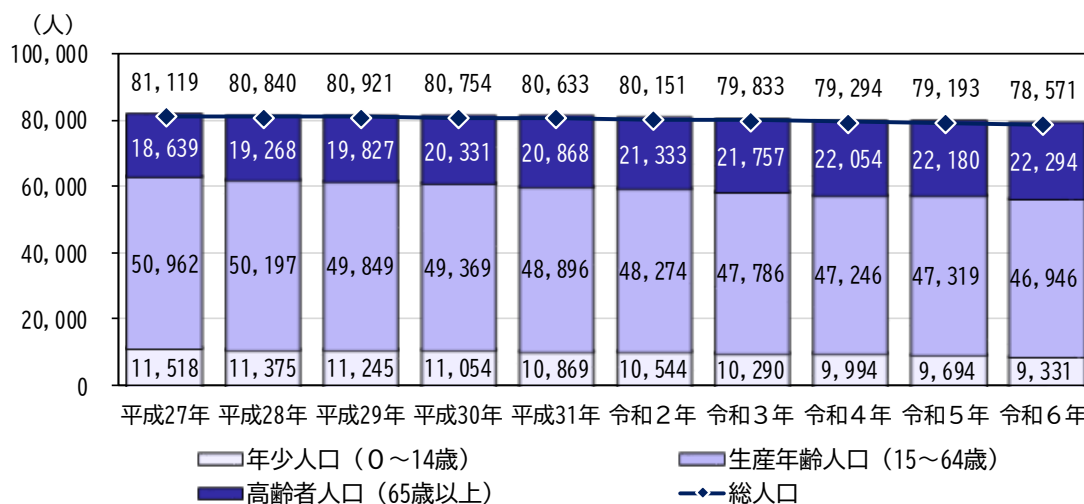
本計画での人口は、住民基本台帳の人口実績を統計として示しています。

①総人口と年齢階層別人口の推移

本市の総人口は、令和6年で78,571人、平成27年の81,119人に対し、2,548人の減少となっています。

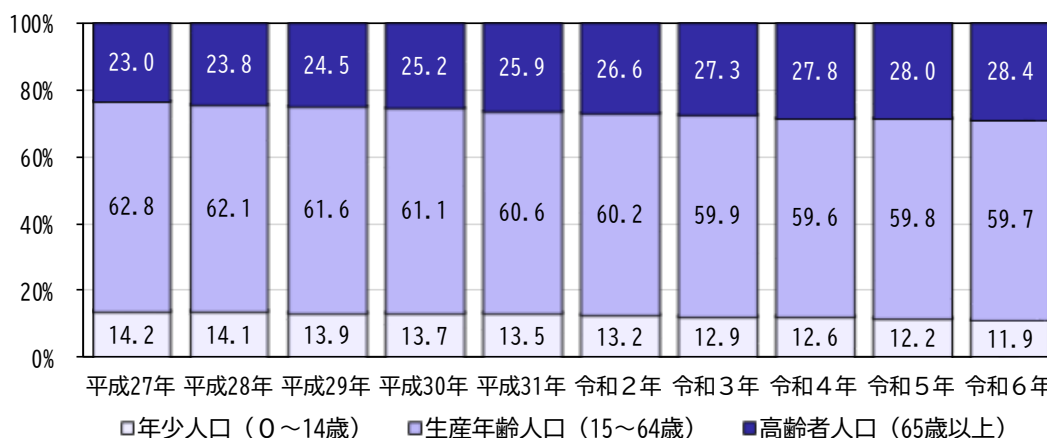
年齢階層別人口の構成比を見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、令和6年で高齢化率は28.4%となっています。

〈本市の総人口と年齢階層別人口の推移〉



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

〈年齢階層別人口の構成比の推移〉

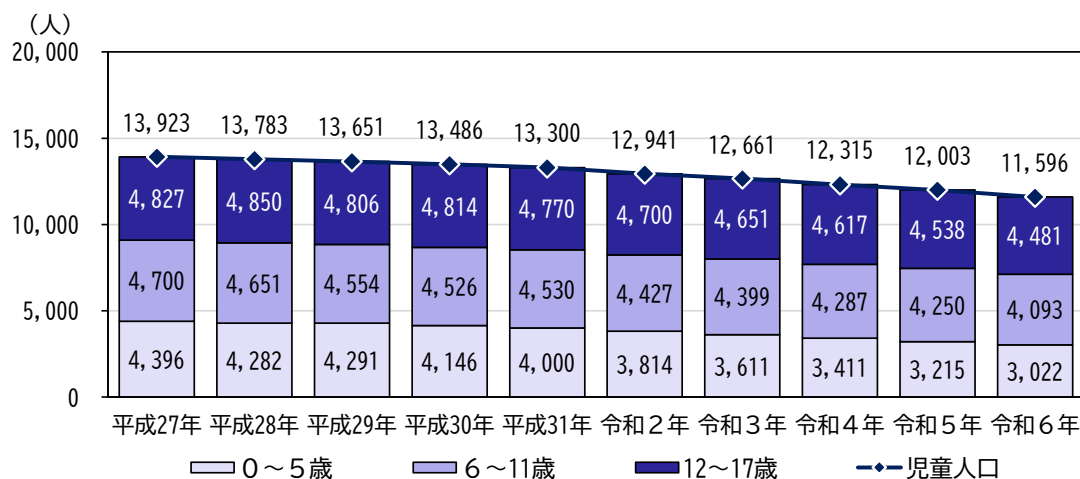


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②児童人口の推移

本市の児童人口は、令和6年で11,596人、平成27年の13,923人に対し、2,327人の減少となっています。また、0～5歳では、令和6年で3,022人、平成27年の4,396人に対して1,374人の減少と、他の年齢区分と比べて大きく減少しています。

〈本市の児童人口の推移〉

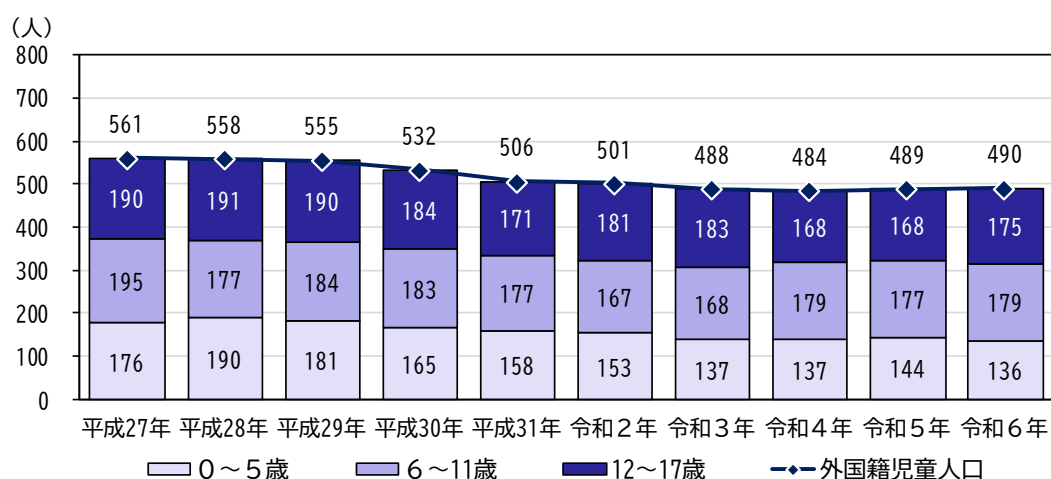


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③外国籍児童人口の推移

本市の外国籍児童人口は、令和6年で490人、平成27年の561人に対し、71人の減少となっています。過去5年間を見ると、概ね横ばいでの推移となっています。

〈本市の外国籍児童人口の推移〉



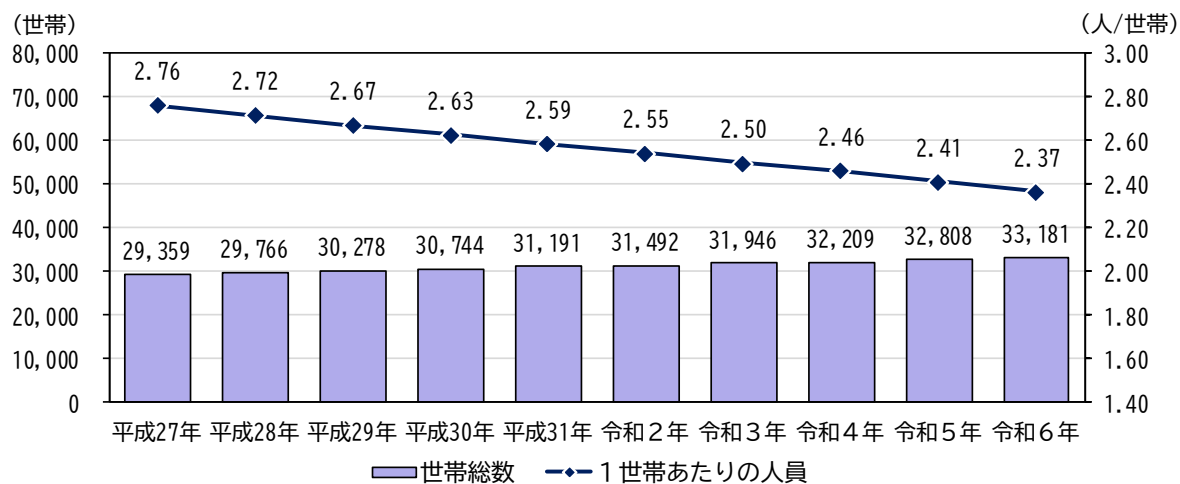
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④世帯総数及び1世帯あたり人員の推移

本市の世帯総数は、令和6年で33,181世帯、平成27年の29,359世帯に対し、3,822世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、年々減少し、令和6年で2.37人となっています。

〈本市の世帯総数及び1世帯あたり人員の推移〉



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(2) 人口推計

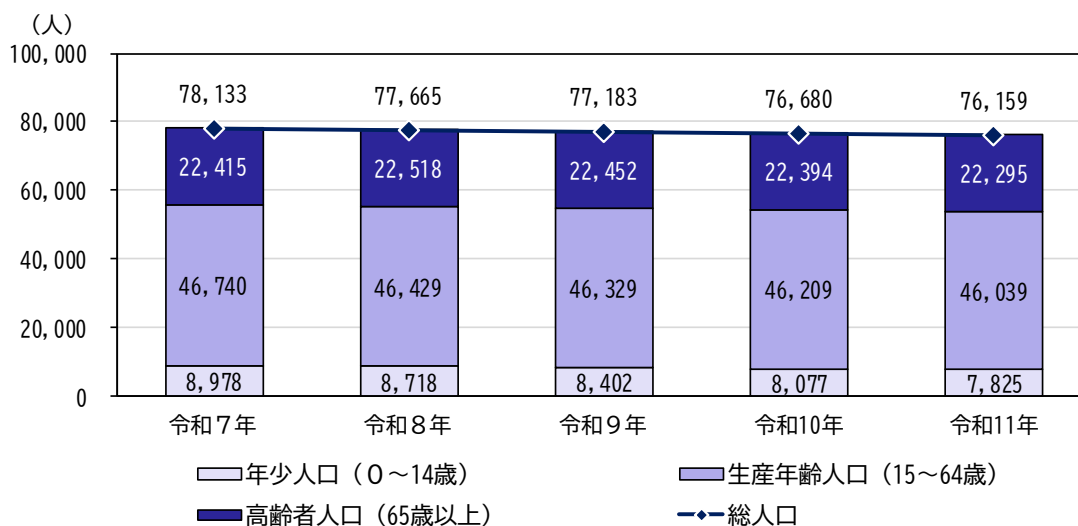
本計画では、教育・保育事業等の量の見込みを算出するため、住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法による人口推計を採用しています。

①総人口と年齢階層別人口の推計

本市の人口推計を見ると、令和11年には、総人口が76,159人で、年少人口は7,825人と8千人を切ることが予測されます。

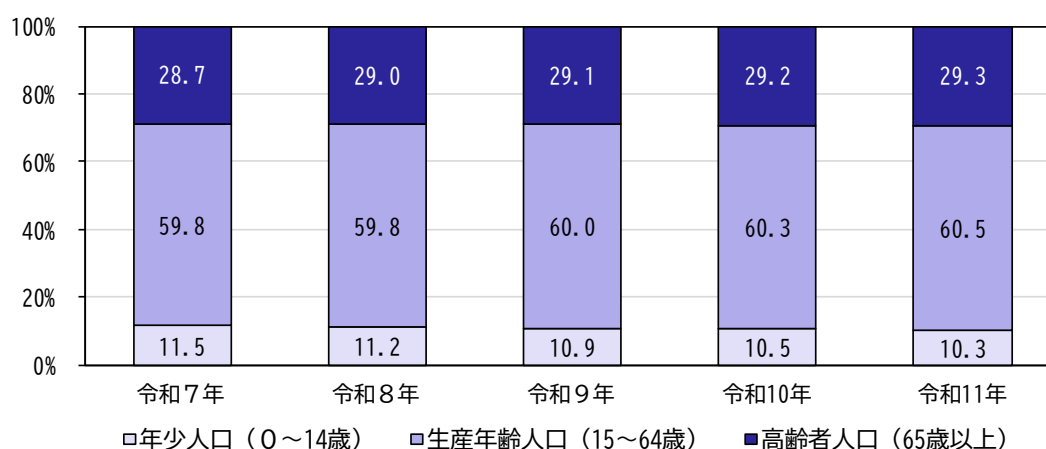
年齢階層別人口の構成比を見ると、年少人口（0～14歳）は減少する一方、生産年齢人口（15～64歳）及び高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、令和11年には高齢化率は29.3%と予測されます。

〈本市の総人口と年齢階層別人口の推計〉



資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

〈年齢階層別人口の構成比の推計〉

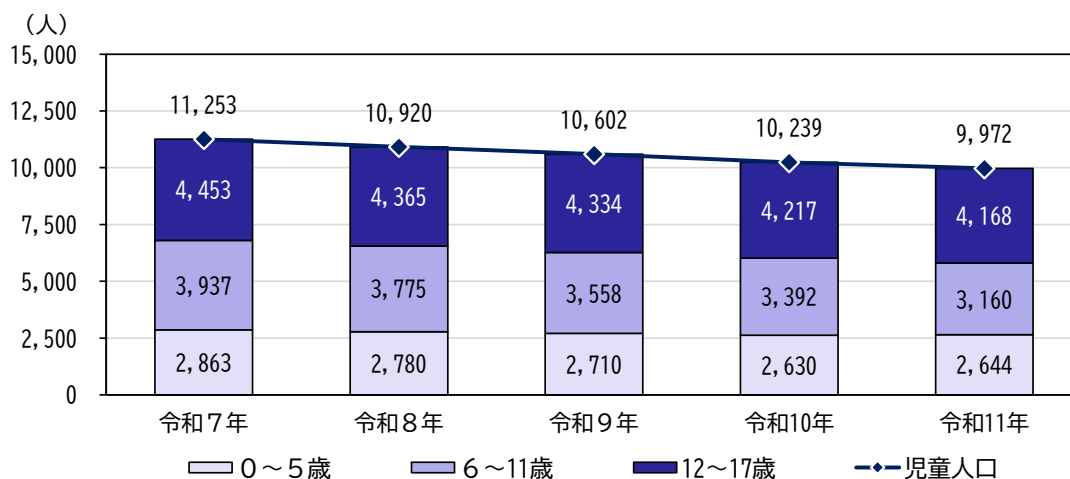


資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

②児童人口の推計

本市の児童人口の推計を見ると、令和11年には、児童人口が9,972人で、令和6年と比べて、0～5歳が378人、6～11歳が933人、12～17歳が313人の減少となっています。

〈本市の児童人口の推計〉



年齢	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	483	429	430	439	434	431	428	426
1歳	509	514	424	442	451	446	443	440
2歳	541	517	525	428	446	455	450	447
0～2歳 計	1,533	1,460	1,379	1,309	1,331	1,332	1,321	1,313
3歳	604	529	510	517	421	439	448	443
4歳	619	608	528	512	519	423	441	450
5歳	655	618	605	525	509	516	420	438
3～5歳 計	1,878	1,755	1,643	1,554	1,449	1,378	1,309	1,331
0～5歳 合計	3,411	3,215	3,022	2,863	2,780	2,710	2,630	2,644
6歳	679	652	615	602	522	506	513	418
7歳	719	679	648	613	600	520	504	511
8歳	682	725	677	648	613	600	520	504
6～8歳 計	2,080	2,056	1,940	1,863	1,735	1,626	1,537	1,433
9歳	757	683	720	676	647	612	599	519
10歳	754	757	679	718	674	645	610	597
11歳	696	754	754	680	719	675	646	611
9～11歳 計	2,207	2,194	2,153	2,074	2,040	1,932	1,855	1,727
6～11歳 合計	4,287	4,250	4,093	3,937	3,775	3,558	3,392	3,160
12～17歳	4,617	4,538	4,481	4,453	4,365	4,334	4,217	4,168
児童人口	12,315	12,003	11,596	11,253	10,920	10,602	10,239	9,972

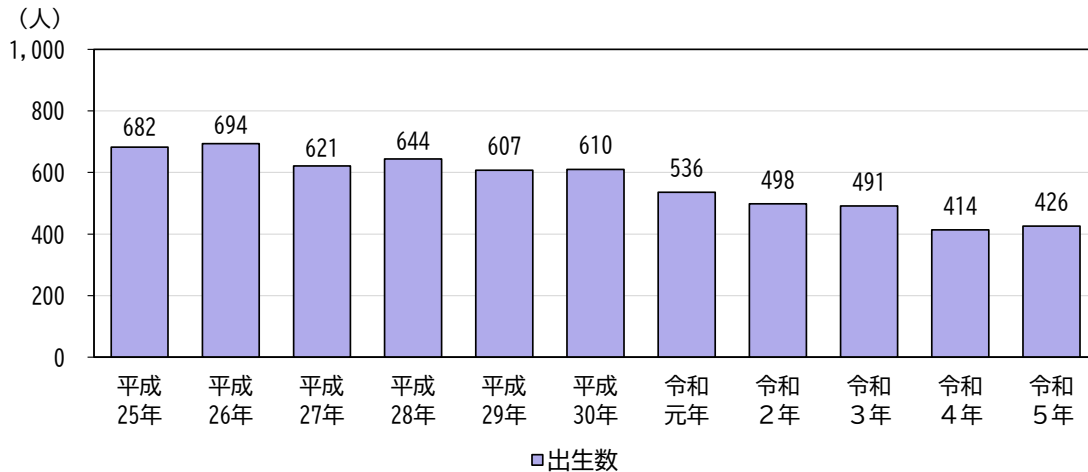
資料：実績値 住民基本台帳／推計値 コーホート変化率法による人口推計
(各年4月1日時点の住民基本台帳登録者数)

(3) 出生数及び合計特殊出生率※の推移

本市の出生数は、平成25年から平成30年までを見ると、600人を超える出生数で推移していますが、令和2年以降は400人台で推移し、令和5年で426人となっています。

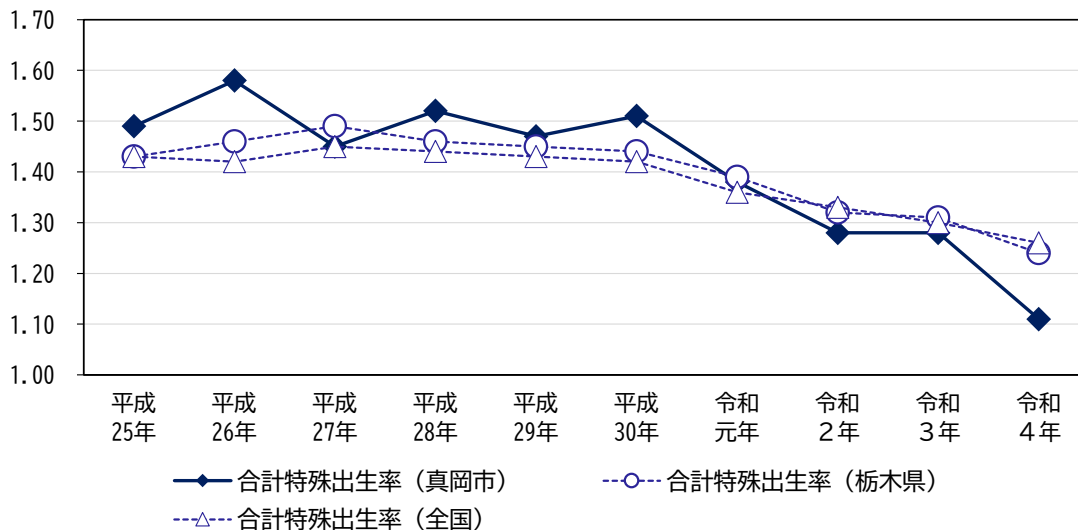
合計特殊出生率を見ると、令和4年で本市は1.11、栃木県が1.24、全国が1.26と、栃木県と全国を下回る数値となっています。本市の合計特殊出生率は、近年、栃木県と全国を下回る数値で推移しています。

〈本市の出生数の推移〉



資料：栃木県保健統計年報

〈合計特殊出生率の推移〉



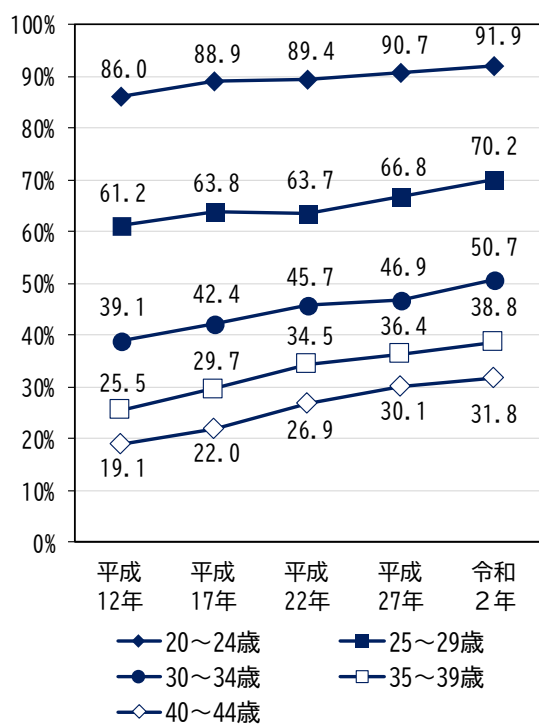
資料：栃木県保健統計年報

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、一人の女性が生涯に産むと考えられるこどもの数（出生率＝母の年齢別出生数／年齢別女子人口）。

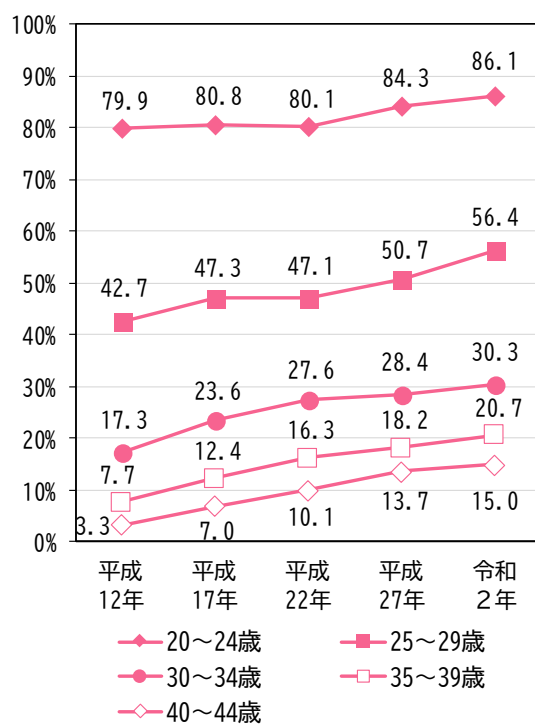
(4) 未婚率の推移

本市の年代別未婚率は、男女ともに増加傾向で推移しています。平成12年と令和2年を比べて大きく増加しているのは、男性では35～39歳で13.3ポイント、女性では25～29歳で13.7ポイントの増加となっています。

〈男性の年代別未婚率の推移〉



〈女性の年代別未婚率の推移〉

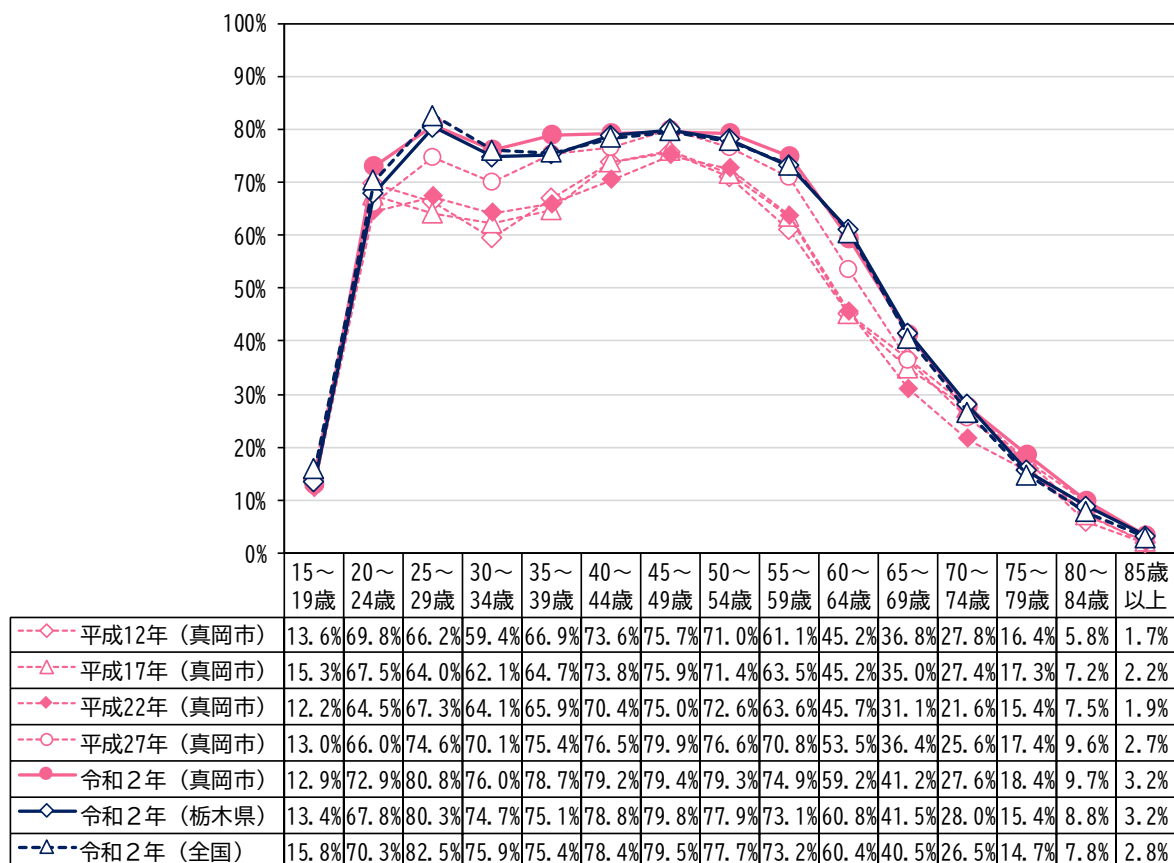


資料：国勢調査（旧二宮町を含む）

(5) 女性就業率※の推移

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ※」となっています。平成12年以降、M字カーブの底が上昇していることから、出産・子育てを迎えるにあたり、一時的に就業を中断せざるを得ない状況は改善の傾向が見られるものの、依然として30～34歳では出産・子育てにより就労を中断している状況となっています。

〈女性就業率の推移〉



資料：国勢調査（旧二宮町を含む）

2. 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所（園）などの状況

①保育所（園）及び認定こども園入所児童数

本市の令和6年度の施設数は、公立保育所が4か所、私立保育園が6か所、認定こども園が8か所、小規模保育施設が3か所、家庭的保育施設が1か所となっています。

入所児童数は、令和5年度は1,984人で、令和元年度の2,106人から122人の減少となっています。

また、入所率は減少傾向で推移し、令和5年度は86.2%となっています。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
公立保育所(人)	292	283	292	275	259
私立保育園(人)	755	747	736	734	713
認定こども園(保育)(人)	1,005	1,000	977	949	961
小規模保育施設(人)	54	58	55	48	48
家庭的保育施設(人)	—	3	3	3	3
合計(人)	2,106	2,091	2,063	2,009	1,984
定員(人)	2,205	2,208	2,218	2,263	2,301
入所率(%) 合計／定員	95.5	94.7	93.0	88.8	86.2

資料：保育課（各年度3月1日現在）

②保育所（園）入所待ち児童数

保育所（園）入所待ち児童数は、令和元年度が48人で、その後、減少傾向で推移し、令和6年度は12人となっています。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳児(人)	24	8	5	16	10	3
1・2歳児(人)	18	25	19	3	10	6
3～5歳児(人)	6	4	1	1	1	3
合計(人)	48	37	25	20	21	12

資料：保育課（各年度4月1日現在）

■保育所入所待ち児童とは

希望する保育所に入所していない全部の児童（保育に欠ける要件に該当しない児童を含む。）のことをいう。正式な定義はなく、「保留児童」と呼ぶこともある。保育所入所待ち児童には、厚生労働省の定めた「待機児童」が内在している。

③保育所（園）待機児童数

待機児童数は、令和元年度が3人で、令和2年度以降は0人となっています。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳児(人)	0	0	0	0	0	0
1・2歳児(人)	3	0	0	0	0	0
3～5歳児(人)	0	0	0	0	0	0
合計(人)	3	0	0	0	0	0

資料：保育課（各年度4月1日現在）

■保育所入所待機児童とは

（平成19年3月20日雇児保発第0330001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。平成22年3月25日雇児保発0325第1号一部改正より）

保育に欠ける要件を満たしており、保育所に入所できない児童で、次のような児童は含まない。「保護者が主に自宅で求職活動をしている」、「認可外保育施設に入所している」、「保育ママを利用している」、「保育所入所中であるが転園を希望している」、「産休中又は育休中である」、「他に入所可能な保育所があるにも関わらず特定の保育所のみ希望している」など。

④認可外保育施設の利用状況

認可外保育の施設数は、令和6年4月1日現在3か所となっています。

区分	施設名	0歳	1・2歳	3～5歳	合計	定員	入所率
事業所内	真岡病院託児所(人)	0	3	6	9	24	37.5%
	古河ヤクルト販売(株) 真岡西センター託児室(人)	1	0	1	2	18	11.1%
	にじいろ保育園(人) ※1	0	0	0	0	39	0%
	合計(人)	1	3	7	11	81	13.6%

資料：保育課（令和6年4月1日現在）

※1：企業主導型

(2) 子育て支援サービスの状況

①一時預かり事業の状況

一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業であり、令和5年度は5か所で実施しています。延べ利用人数は、令和5年度は215人と、令和4年度の95人から120人の増加となっています。要因としては、新型コロナウイルス感染症の5類相当への移行などが影響していると考えられます。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数(か所)	5	5	5	5	5
延べ利用人数(人)	149	151	112	95	215

資料：保育課

②障がい児保育事業の状況

障がい児保育事業の対象となっている保育所（園）は、令和元年度は11か所であったのに対し、令和5年度では17か所となっています。実施施設数の増加に伴い、延べ利用人数も増加しており、令和元年度が28人であったのに対し、令和5年度では51人となっています。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数(か所)	11	12	15	14	17
延べ利用人数(人)	28	32	42	34	51

資料：保育課

③病児・病後児保育※事業の状況

病児・病後児保育とは、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、保育士や看護師等が一時的に保育等をする事業です。

病児保育事業は、令和5年度は1か所で実施しています。延べ利用人数は、令和5年度は1,531人と、令和2年度の293人から1,238人の増加となっています。

病後児保育事業は、令和5年度は1か所で実施しています。延べ利用人数は、令和5年度は21人と、令和4年度の1人から20人の増加となっています。

これらの要因としては、共働き世帯の増加や新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の拡大により、保護者の就業継続のために必要とする家庭が増加したと考えられます。

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
病児	実施施設数(か所)	1	1	1	1	1
	延べ利用人数(人)	453	293	964	1,018	1,531
病後児	実施施設数(か所)	1	1	1	1	1
	延べ利用人数(人)	42	2	46	1	21

資料：保育課

④放課後児童クラブ※の状況

放課後児童クラブとは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、令和5年5月1日現在、市内では18クラブが運営されています。入所児童数は、令和5年度は981人と、令和元年度の877人から104人の増加となっています。要因としては、共働き世帯の増加による影響と考えられます。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
クラブ数(か所)	17	17	18	18	18
入所児童数(人)	877	918	912	945	981

資料：保育課（各年度5月1日現在）

⑤地域子育て支援センターの状況

地域子育て支援センターとは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、令和5年度は3か所で実施しています。延べ利用者数は、令和5年度は21,551人と、令和2年度の12,147人から9,404人の増加となっています。要因としては、新型コロナウイルス感染症の5類相当への移行などが影響していると考えられます。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数(か所)	3	3	3	3	3
延べ利用者数(人)	27,877	12,147	14,736	17,578	21,551

資料：こども家庭課

⑥ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターとは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業であり、令和5年度の活動件数は78件となっています。令和2年度以降、100件を切る件数で推移しています。

依頼会員は、300人程度で推移している一方で、提供会員は令和元年度で48人、令和5年度で33人と減少傾向となっています。

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
活動件数(延べ件数)		278	49	39	17	78
会員 数	依頼会員(人)	293	300	298	289	283
	提供会員(人)	48	42	40	34	33
	両方会員(人)	6	7	5	5	5
	合計(人)	347	349	343	328	321

資料：こども家庭課（各年度4月1日現在）

(3) 幼稚園の状況

幼稚園は、私立が12園（内、認定こども園が8か所）となっています。入園児童数は、令和6年度が444人で、入園率は44.6%となっています。

入園児童数	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
私立幼稚園(人)	301	301	288	273	251	218
認定こども園【教育】(人)	469	431	373	330	262	226
合計(人)	770	732	661	603	513	444
定員(人)	1,258	1,183	1,173	1,155	1,097	995
入園率(%)	61.2	61.9	56.4	52.2	46.8	44.6

資料：保育課（各年度5月1日現在）

(4) 小学校・中学校の状況

①小学校の状況

小学校は、令和6年度で14校となっています。児童数は、令和元年度以降、減少傾向で推移し、令和6年度で4,021人となっています。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
学校数(校)	14	14	14	14	14	14
児童数(人)	4,480	4,383	4,339	4,229	4,192	4,021

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

②中学校の状況

中学校は、令和6年度で9校となっています。生徒数は、令和元年度以降、減少傾向で推移し、令和6年度で2,162人となっています。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
学校数(校)	9	9	9	9	9	9
生徒数(人)	2,281	2,255	2,223	2,247	2,172	2,162

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(5) 障がい児通所施設の状況

障がい児通所施設の利用状況については、児童発達支援は増加傾向で推移し、令和5年度は115人となっています。

また、放課後等デイサービス^{*}も増加傾向で推移し、令和5年度は290人と、令和元年度の197人から93人の増加となっています。

これらの要因としては、民間の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の新規開設が影響しており、令和5年度で児童発達支援事業所が11か所、放課後等デイサービス事業所が22か所となっています。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援(人)	86	90	97	99	115
放課後等デイサービス(人)	197	210	227	258	290

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

対象児童：18歳未満



(6) 児童虐待などの現状

①家庭児童相談室※への相談件数

家庭児童相談室への新規相談件数は、令和5年度が165件となっています。

相談区分を見ると、近年はその他の相談が多く、令和元年度の10件から令和5年度には68件と大きく増加しています。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
養 護 相 談(件)	108	183	92	77	78
保 健 相 談(件)	2	0	0	0	0
障 が い 相 談(件)	4	2	2	1	1
非 行 相 談(件)	0	0	1	1	0
育 成 相 談(件)	8	10	17	20	18
その他の相談(件)※1	10	18	23	55	68
合計(件)	132	213	135	154	165

資料：こども家庭課

※1：家族間トラブルに関する相談、関係機関の調整相談、子育て支援サービス等の情報提供など

②児童虐待認知件数

児童虐待認知件数は、令和5年度で79件となっています。令和元年度と比べると、10件の増加となっています。令和5年度の虐待区分を見ると、「心理的虐待」が34件で最も多く、次いで「ネグレクト」が22件、「身体的虐待」が21件となっています。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
件 数(件)	69	75	48	60	79

■令和5年度

区分	0～3歳未満児	3～就学前児	小学生	中学生	高校生～18歳	合計
身体的虐待(件)	1	3	14	1	2	21
ネグレクト(件)	2	5	10	4	1	22
心理的虐待(件)	10	6	14	3	1	34
性的虐待(件)	0	1	1	0	0	2
合計(件)	13	15	39	8	4	79

資料：こども家庭課

3. ニーズ調査結果から見る子育て家庭の現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

本調査は、市民の皆さまのこども・若者支援に関するご意見・ご要望や、現在の生活状況等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

※前回調査は、平成30年度に実施しています。

②調査対象者・実施概要

調査区分	内容	調査方法	調査期間
ア 就学前児童保護者	令和6年1月1日現在、本市に在住する就学前児童のいる保護者を対象に調査を実施	郵送配布／ 郵送回収	令和6年3月1日～ 令和6年4月12日
イ 小学生保護者	小学校に通学しているお子さんの保護者を対象に調査を実施		
ウ 妊婦	令和5年4月15日から令和6年1月15日の間に、妊娠の届出を行った妊婦を対象に調査を実施		令和6年2月2日～ 令和6年4月12日
エ 小学5年生児童	市内の小学校に通う小学5年生全員	学校を通じて 配布／ 郵送回収	令和6年2月9日～ 令和6年4月12日
オ 小学5年生保護者	市内の小学校に通う小学5年生全員の保護者		
カ 中学2年生生徒	市内の中学校に通う中学2年生全員		
キ 中学2年生保護者	市内の中学校に通う中学2年生全員の保護者		
ク こども・若者	令和6年1月1日現在、本市に在住する15歳～39歳を対象に調査を実施	郵送配布／ 郵送回収	令和6年3月1日～ 令和6年4月12日

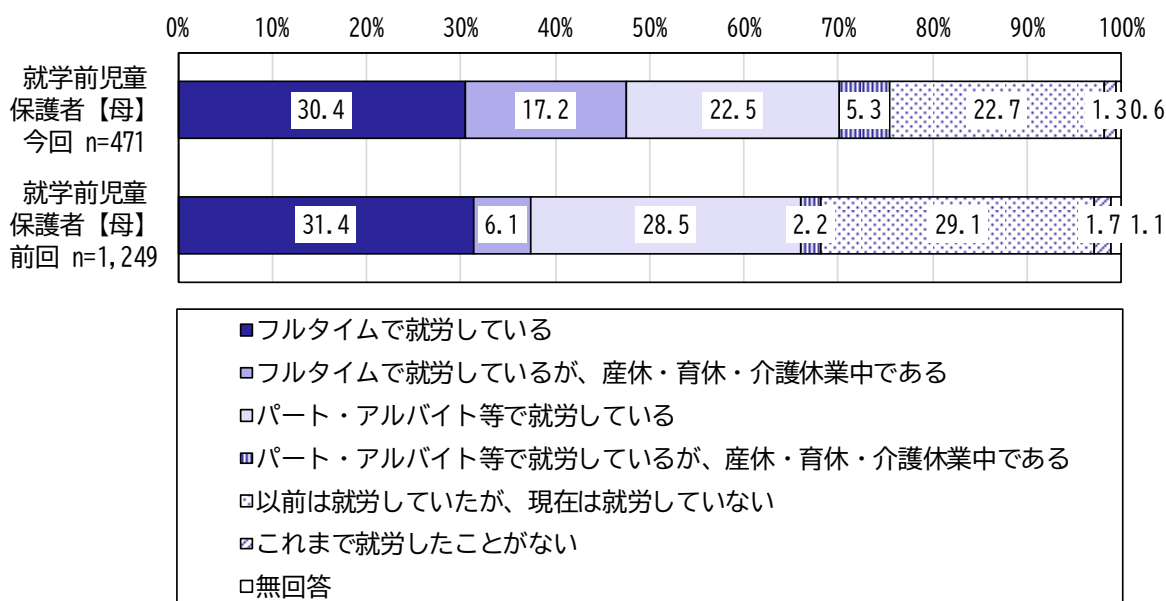
③回収結果

調査区分	配布数	回収数	回収率
ア 就学前児童保護者	800 件	471 件	58.9%
イ 小学生保護者	750 件	406 件	54.1%
ウ 妊婦	256 件	172 件	67.2%
エ 小学5年生児童	745 件	401 件	53.8%
オ 小学5年生保護者	745 件	414 件	55.6%
カ 中学2年生生徒	767 件	385 件	50.2%
キ 中学2年生保護者	767 件	397 件	51.8%
ク こども・若者	800 件	255 件	31.9%

(2) 調査結果 ア 就学前児童保護者／イ 小学生保護者／ウ 妊婦

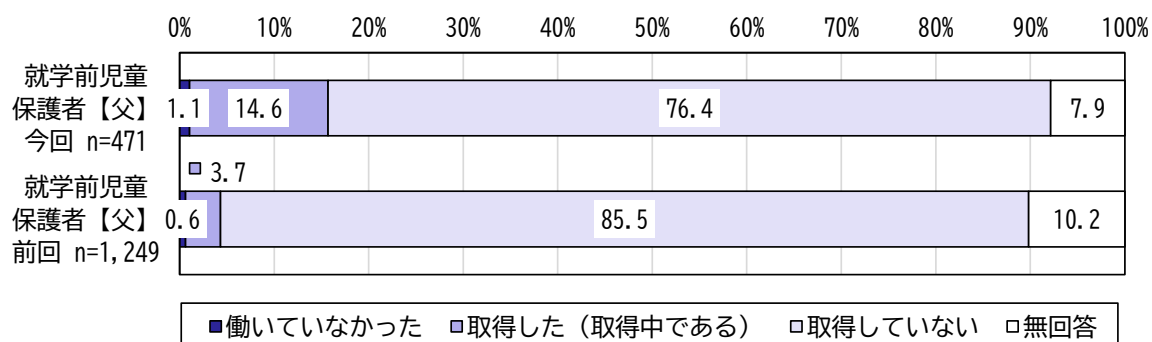
①母親の就労状況 ア 就学前児童保護者

母親の就労状況について、“就労している”の合計値は75.4%と、前回調査と比べて、7.2ポイントの増加となっています。女性の社会進出が促進されていることにより、共働き世帯が増加していると考えられます。



②父親の育児休業※の取得状況 ア 就学前児童保護者

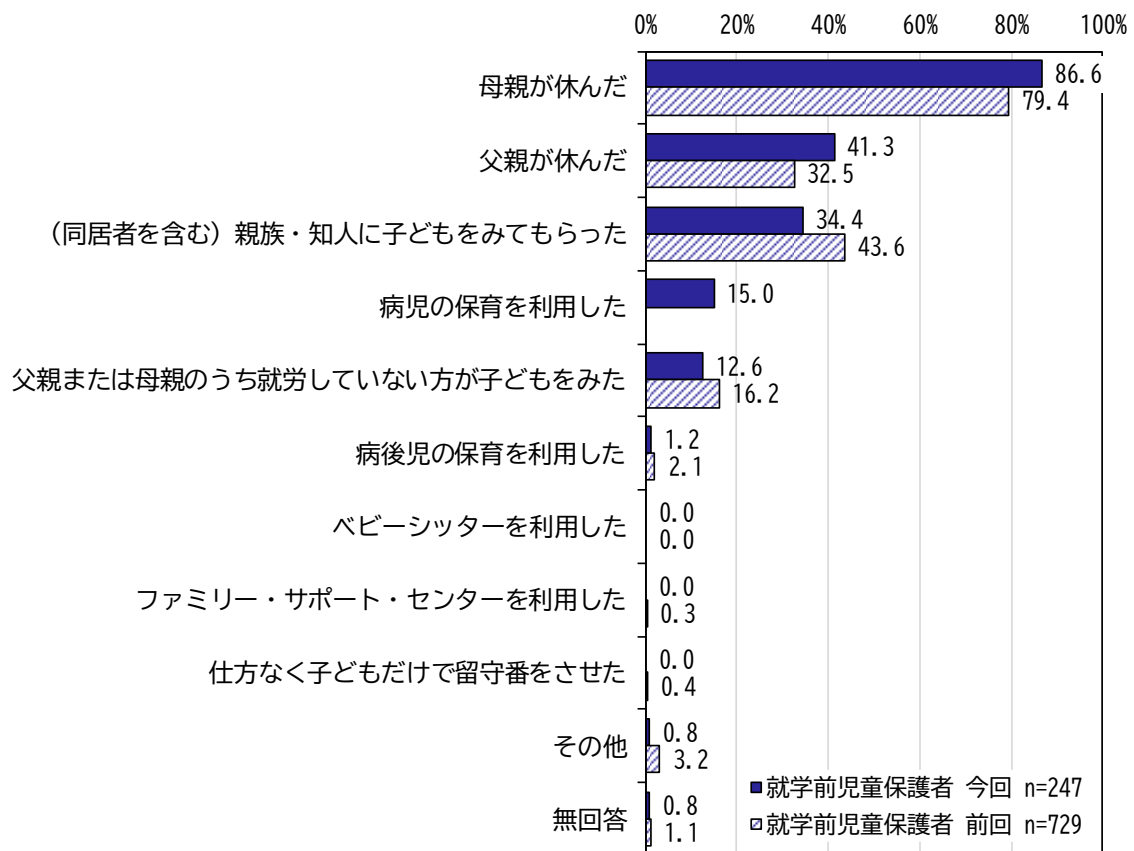
父親の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」を見ると、今回調査では14.6%と、前回調査と比べて、10.9ポイントの増加となっていることから、育児休業の取得が促進されていることがうかがえます。



③病気やケガで教育・保育が利用できなかった場合の対処方法 ア 就学前児童保護者

病気やケガで教育・保育が利用できなかった場合の対処方法については、「母親が休んだ」が86.6%で最も高く、次いで「父親が休んだ」が41.3%、「親族・知人に子どもをみてもらった」が34.4%となっています。

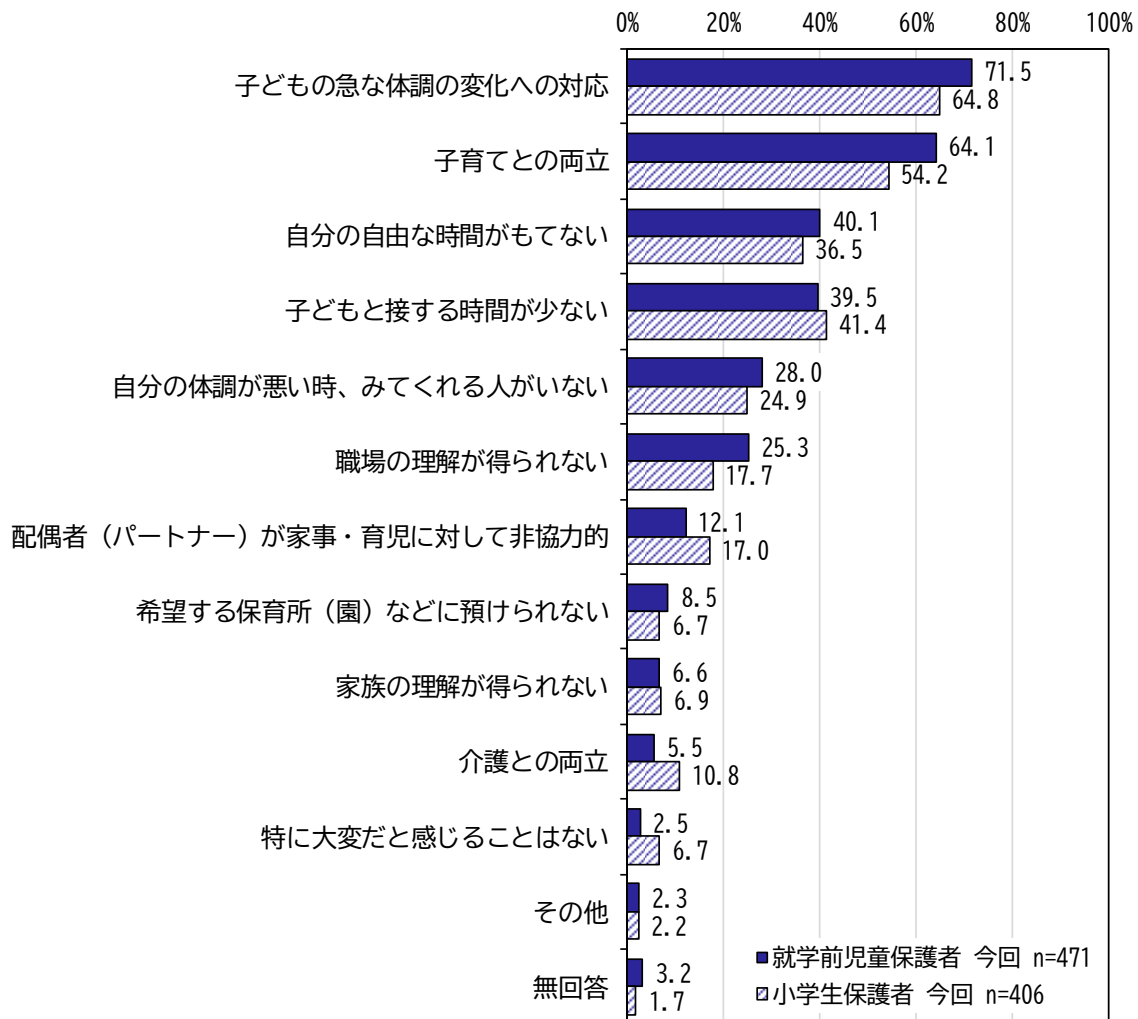
「父親が休んだ」を見ると、前回調査と比べて、8.8ポイントの増加となっています。増加の要因としては、女性の社会進出により、共働き世帯が増加していることから、夫婦間で調整を図りながら対処している家庭が増えたと推察されるとともに、新型コロナウイルス感染症などの影響により、在宅勤務など多様な働き方が選択できるようになったことが影響しているのではないかと考えられます。



④子育てと仕事の両立で大変なこと ア 就学前児童保護者／イ 小学生保護者

子育てと仕事の両立で大変なことについて、「子どもの急な体調の変化への対応」を見ると、就学前児童保護者が71.5%、小学生保護者が64.8%となっています。

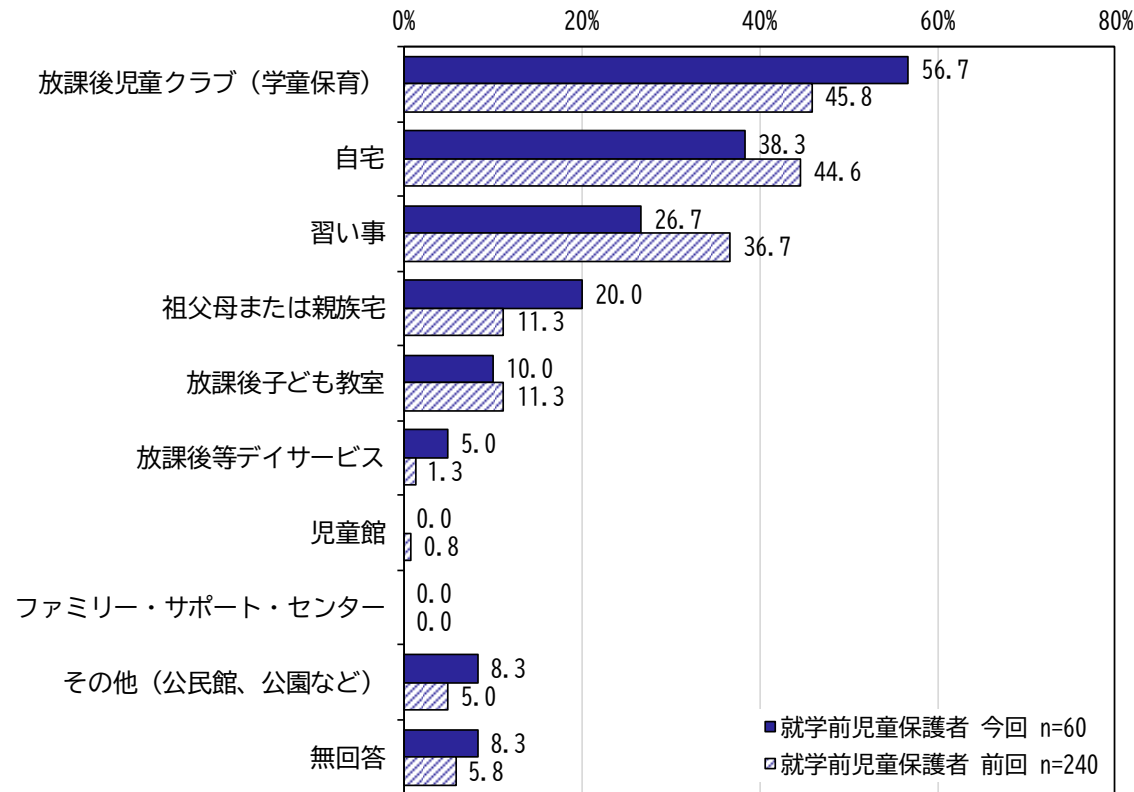
共働き世帯が増加する中、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどは、罹患をすれば通園・出席停止の期間も定められていることから、こどもの予測できない体調の変化への対応は、多くの保護者が大変だと感じているという状況がうかがえます。このような状況は、子育てとの両立を大変だと感じる割合にも影響していると推察されます。



⑤低学年における放課後の過ごし方 ア 就学前児童保護者

低学年における放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」を見ると、前回調査と比べて、10.9 ポイントの増加となっています。一方で、「自宅」は 6.3 ポイント、「習い事」は 10.0 ポイントの減少となっています。

低学年における放課後児童クラブへの需要が伸びている要因としては、共働き世帯の増加が考えられます。一方で、現在の需要は高く出ているものの、近年の出生数は 10 年前と比べて大きく減少していることから、需要と供給のバランスを検討しながら放課後児童クラブの安定供給を検討していく必要があると考えられます。

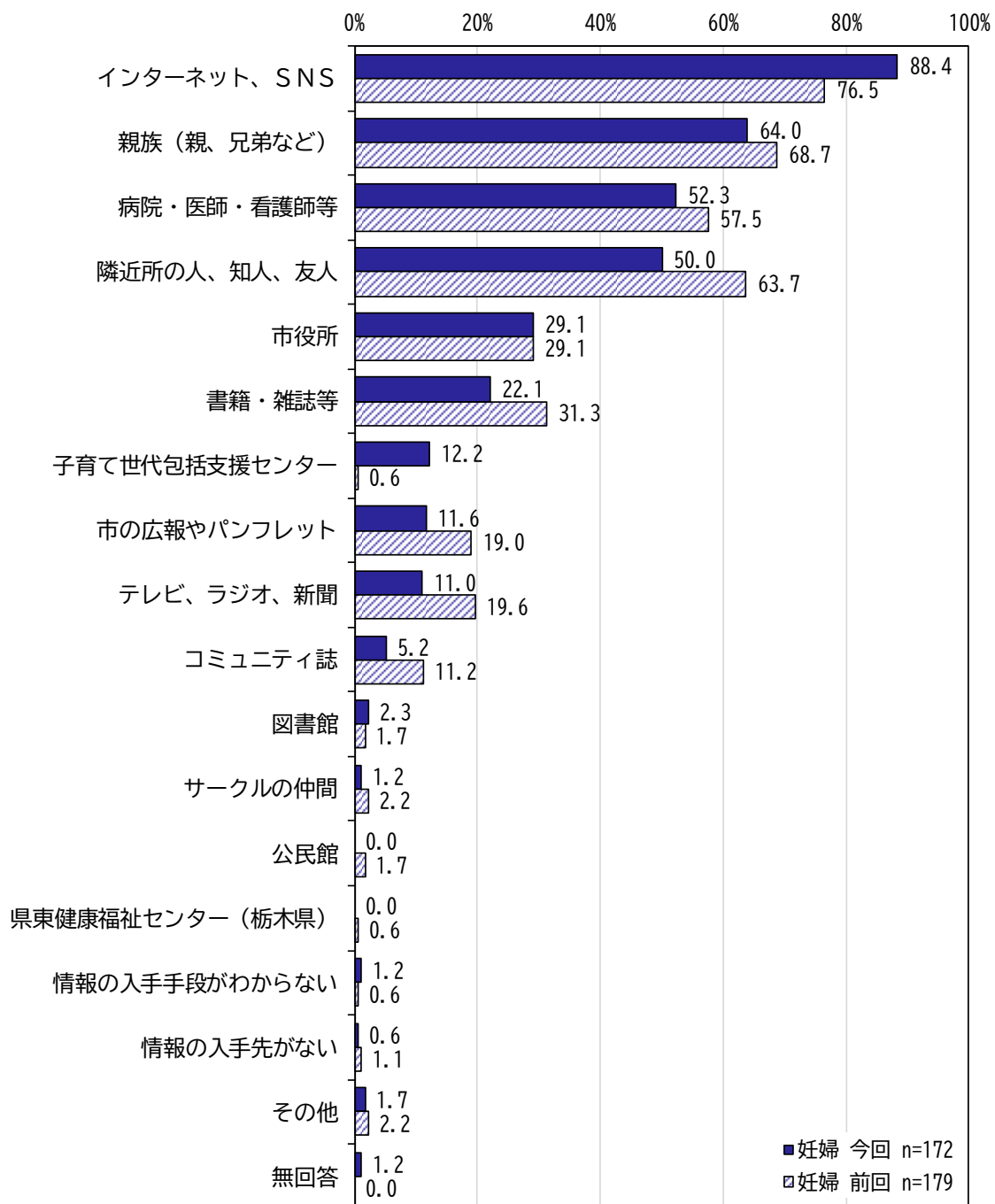


⑥子育てに関する情報の入手先 ウ 妊婦／ア 就学前児童保護者

■妊婦

子育てに関する情報の入手先については、「インターネット、SNS※」が88.4%で最も高く、次いで「親族」が64.0%、「病院・医師・看護師等」が52.3%となっています。

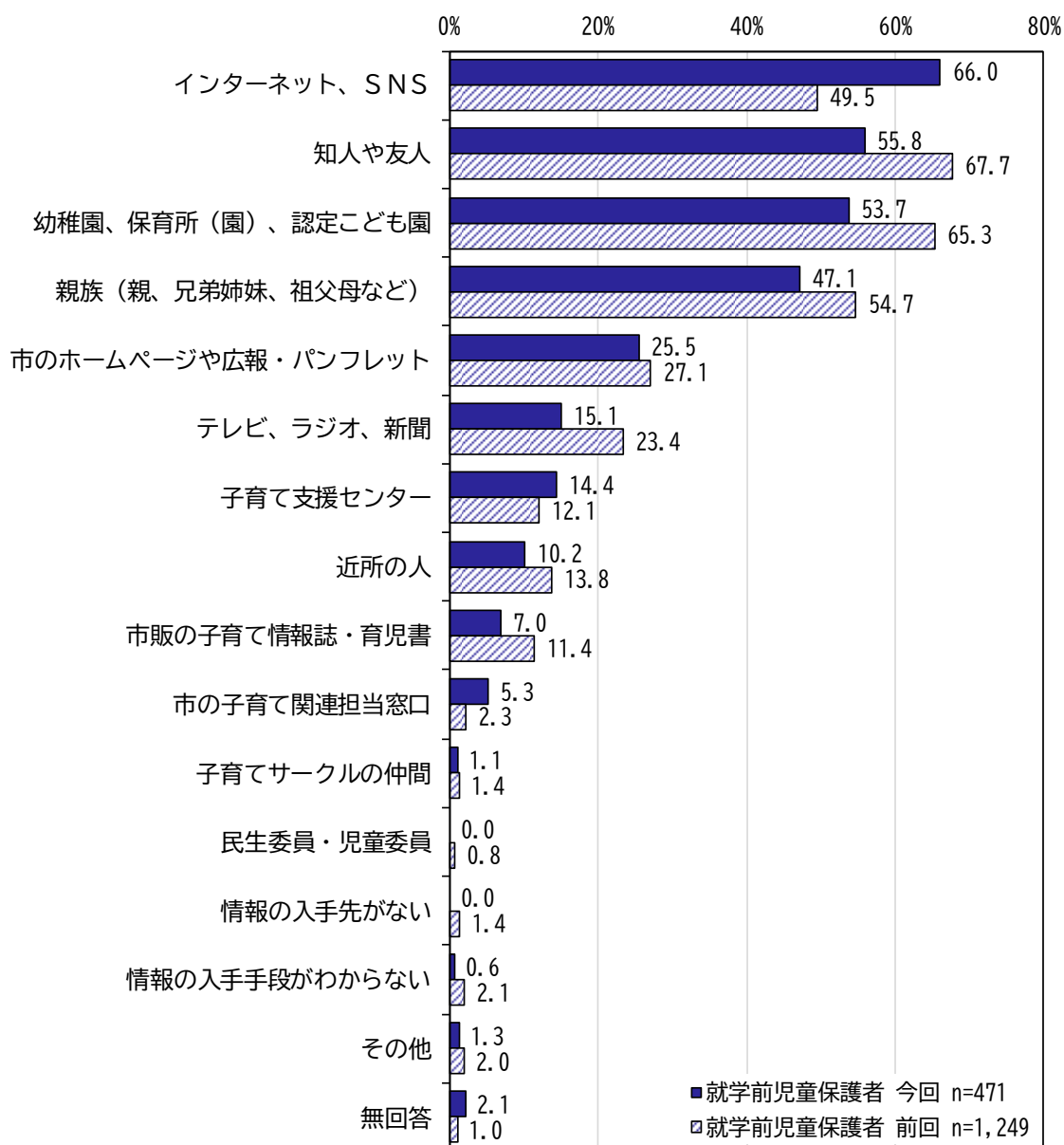
「インターネット、SNS」は、前回調査と比べて、11.9ポイントの増加となっています。情報社会は急速に加速し、子育てに関する情報の入手先に変化が生じています。一方で、情報が多様化する中で、情報を選択する能力であるメディアリテラシーが、ますます重要とされる社会になっていくと考えられます。



■就学前児童保護者

子育てに関する情報の入手先については、「インターネット、SNS」が66.0%で最も高く、次いで「知人や友人」が55.8%、「幼稚園、保育所（園）、認定こども園」が53.7%となっています。

「インターネット、SNS」は、前回調査と比べて、16.5ポイントの増加となっています。就学前児童保護者においても、妊婦の結果と同様に、情報の入手先に変化が生じています。



⑦市に期待する子育て支援 ウ 妊婦／ア 就学前児童保護者／イ 小学生保護者

■妊婦

市に期待する子育て支援については、「子連れでもでかけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」が73.3%で最も高く、次いで「保育所（園）や幼稚園・認定こども園等にかかる費用負担を軽減してほしい」が66.9%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制（小児医療体制、救急医療体制など）を整備してほしい」が48.8%となっています。

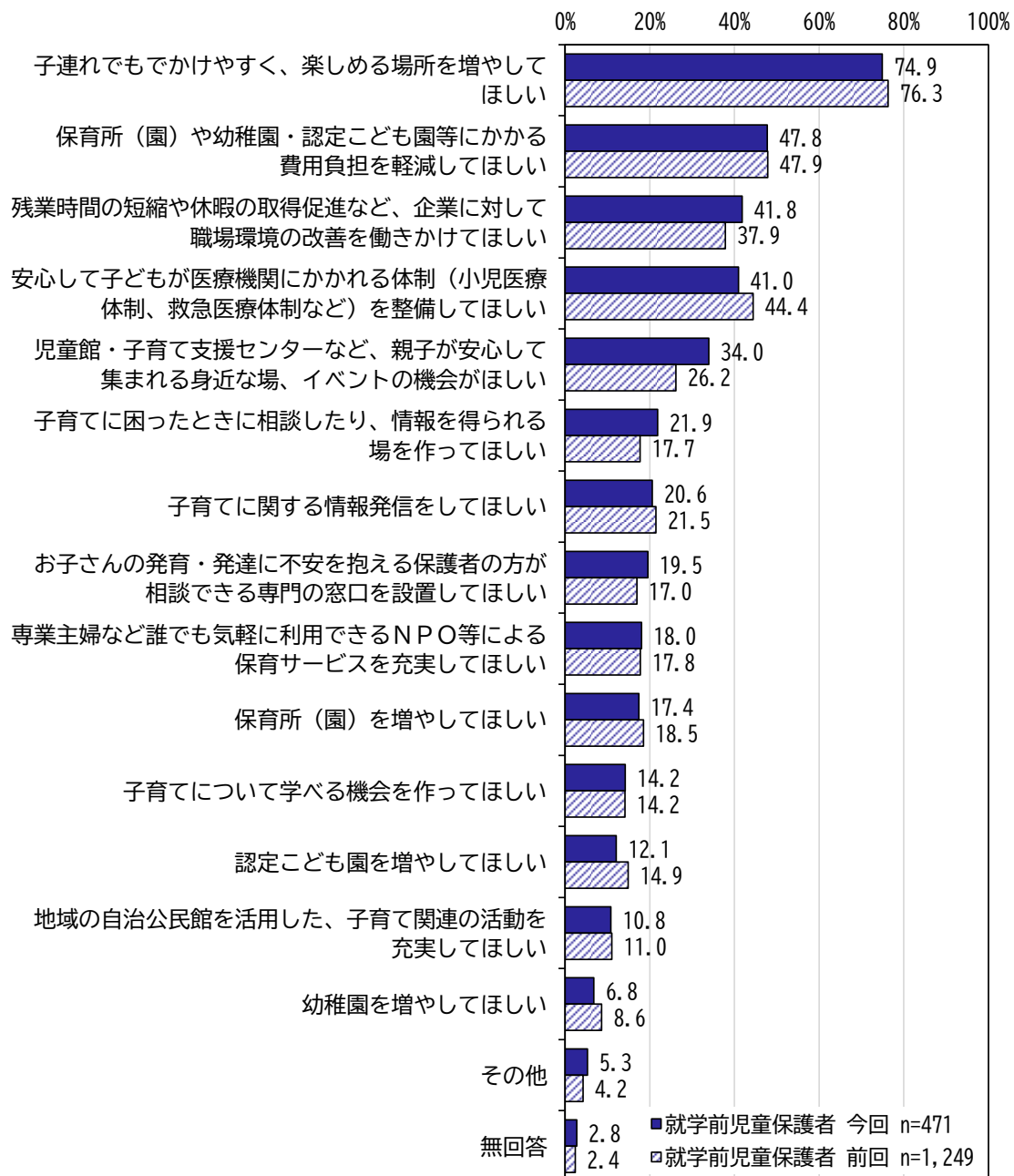
「保育所（園）を増やしてほしい」は、前回調査と比べて、15.0ポイントの減少となっています。地域における保育所（園）が充足していると感じている方が増えていると考えられます。一方で、上位に挙げられている項目には大きな変化がないため、引き続き、これらの支援の充実を図る必要があります。



■就学前児童保護者

市に期待する子育て支援については、「子連れでもでかけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」が74.9%で最も高く、次いで「保育所（園）や幼稚園・認定こども園等にかかる費用負担を軽減してほしい」が47.8%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が41.8%となっています。

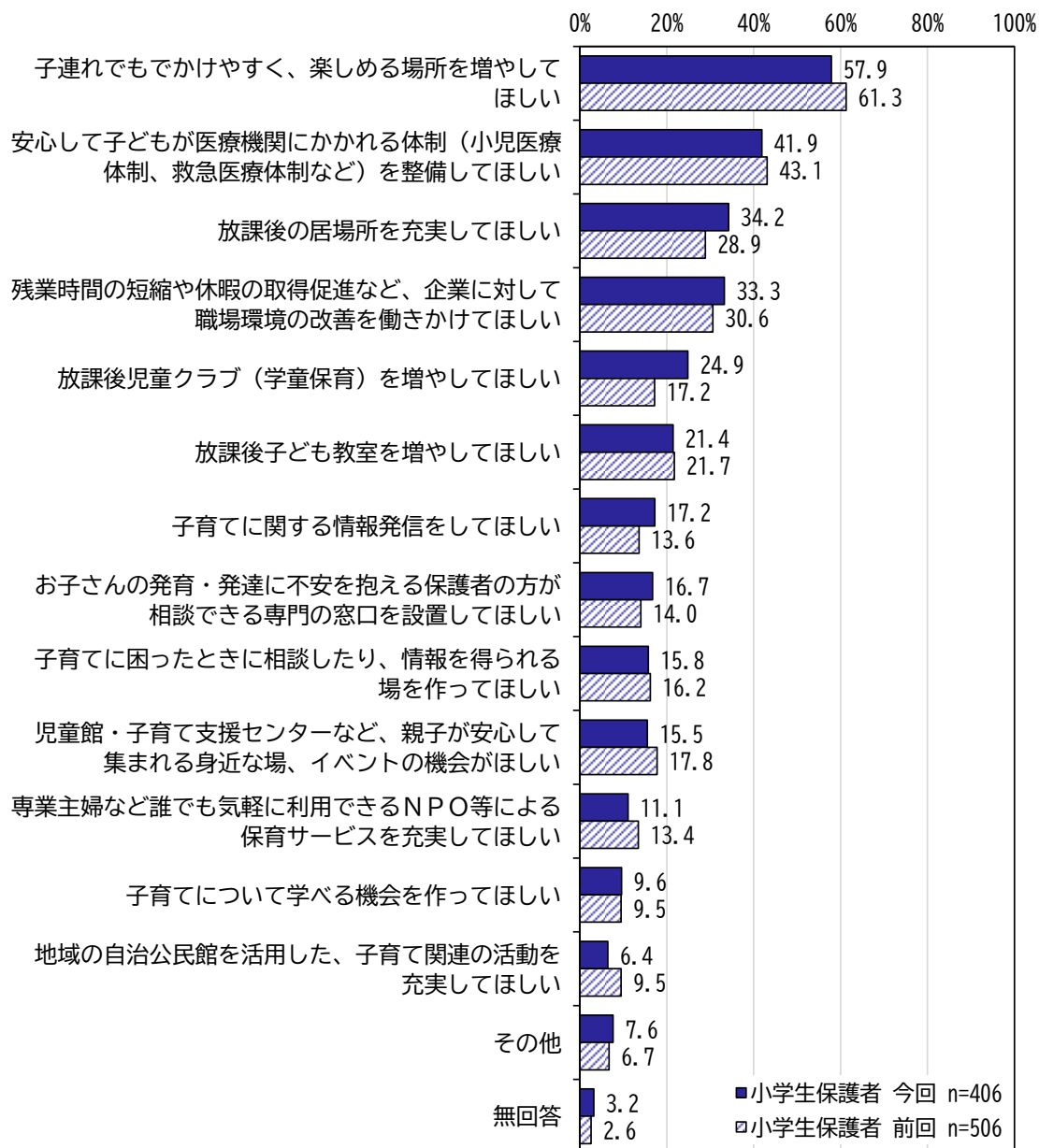
「児童館・子育て支援センターなど、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」は、前回調査と比べて、7.8ポイントの増加となっています。新型コロナウイルス感染症などの拡大により、身近な場所での交流機会が制限されていたことから、交流やイベントの機会を求める声が増加していると考えられます。



■小学生保護者

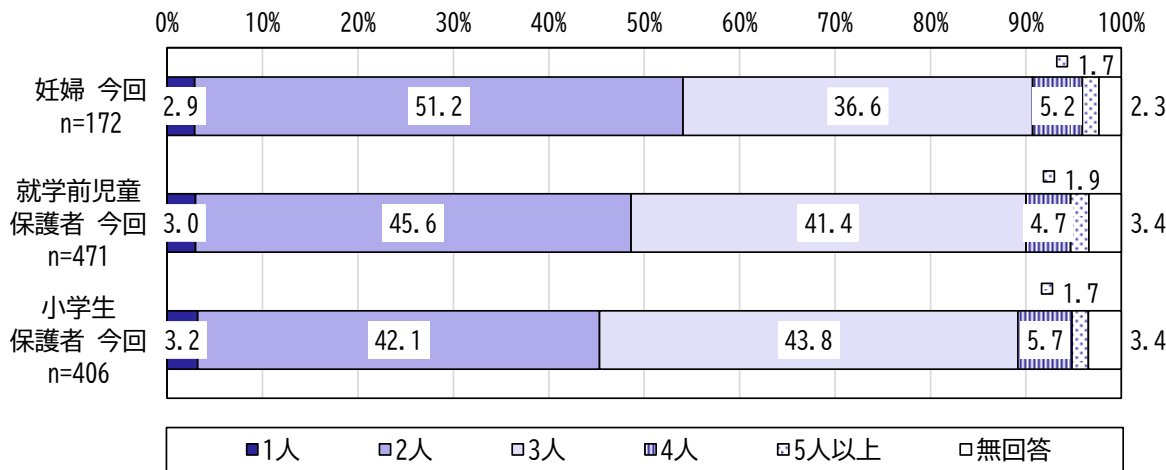
市に期待する子育て支援については、「子連れでもでかけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」が 57.9%で最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制（小児医療体制、救急医療体制など）を整備してほしい」が 41.9%、「放課後の居場所を充実してほしい」が 34.2%となっています。

「放課後児童クラブ（学童保育）を増やしてほしい」は、前回調査と比べて、7.7ポイントの増加となっています。共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブへの需要が高まっていることが要因と考えられます。一方で、児童数は減少傾向であるため、需要と供給のバランスを考慮しながら、施設の充実を図る必要があります。



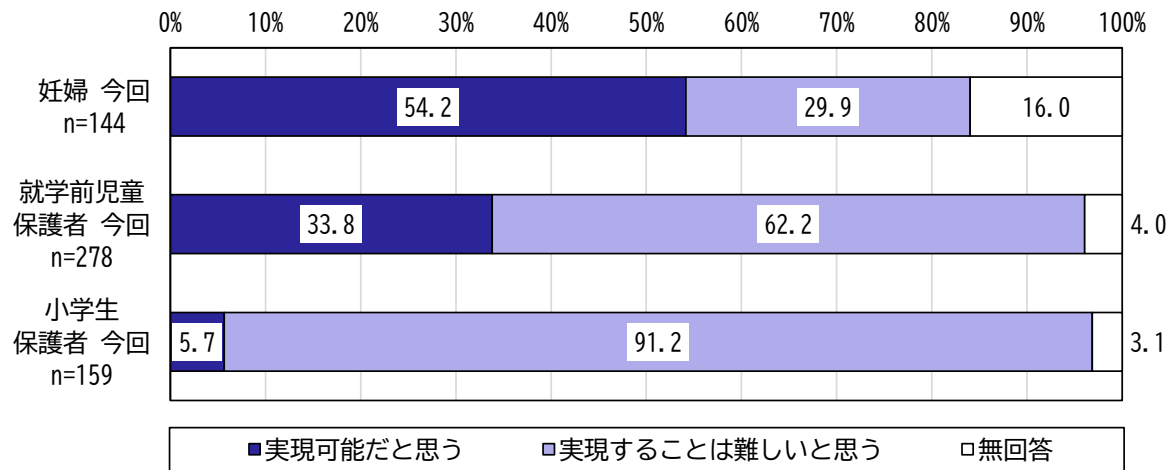
⑧理想とすることどもの人数 ウ 妊婦／ア 就学前児童保護者／イ 小学生保護者

妊婦及び就学前児童保護者ともに、「2人」の割合が最も高く、妊婦が51.2%、就学前児童保護者が45.6%となっています。また、小学生保護者については、「3人」が43.8%と最も高く、次いで「2人」が42.1%となっています。



⑨理想とすることどもの人数は実現可能か ウ 妊婦／ア 就学前児童保護者／イ 小学生保護者

「実現可能だと思う」は、妊婦が54.2%、就学前児童保護者が33.8%、小学生保護者が5.7%となっています。

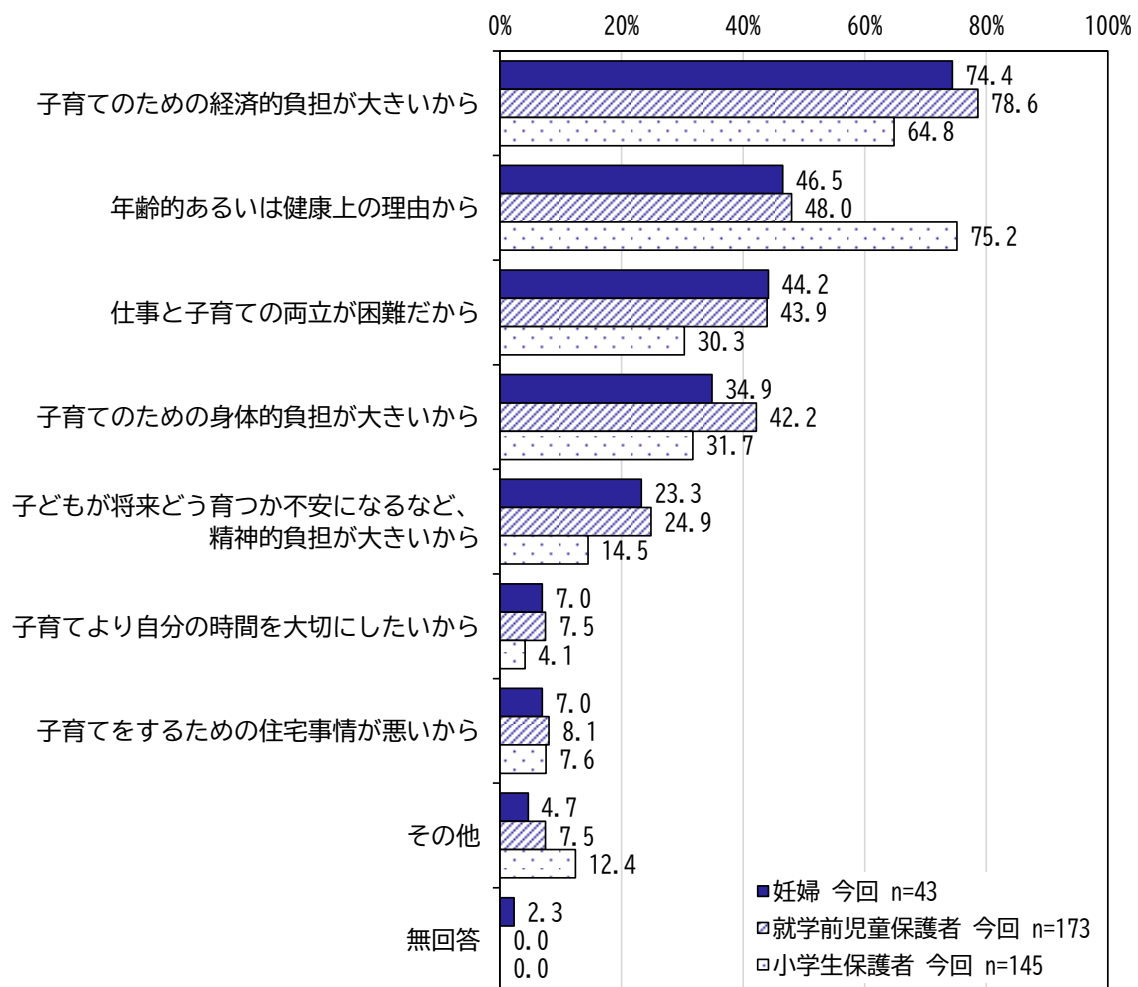


⑩理想とするこどもの数を実現することが難しいと思う理由

ウ 妊婦／ア 就学前児童保護者／イ 小学生保護者

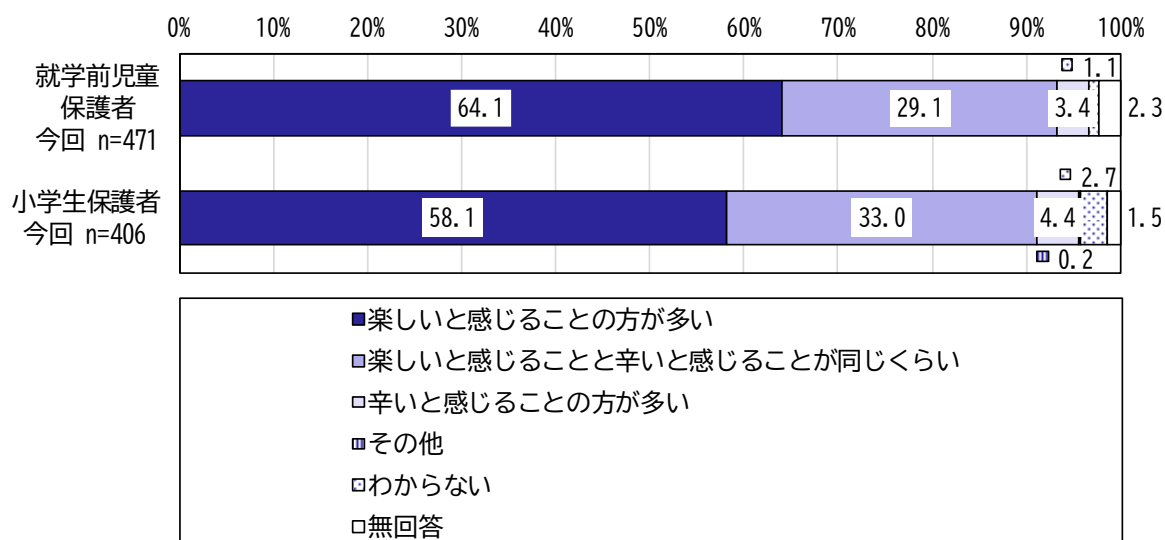
理想とするこどもの数を実現することが難しいと思う理由について、いずれの調査区分でも「子育てのための経済的負担が大きいから」が上位に挙げられており、妊婦が約7割、就学前児童保護者が約8割、小学生保護者では約6割となっています。

昨今、社会情勢の変化とともに、物価上昇が加速しています。安心して妊娠・出産を迎えるには、経済的な基盤の安定が重要です。社会的には賃金の上昇が求められていますが、必要とされる支援を検討し、展開していく必要があると考えられます。



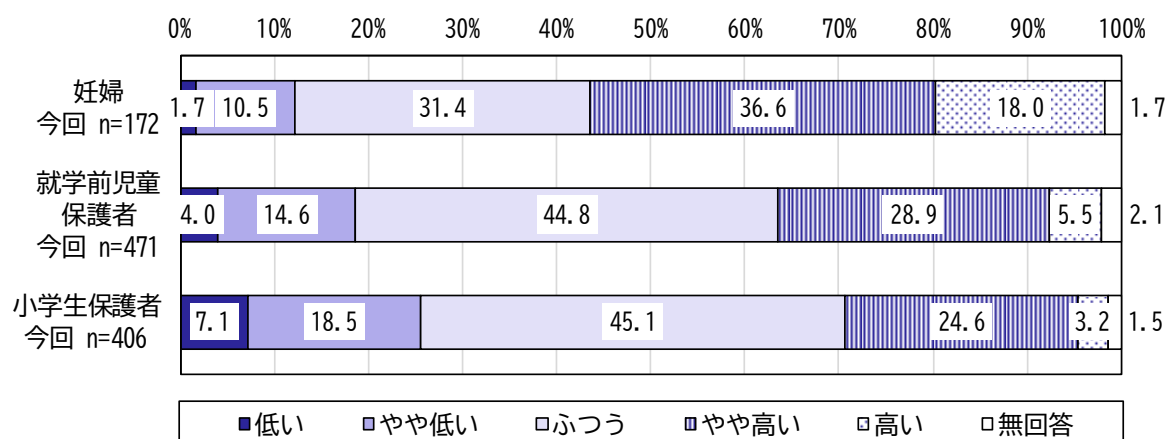
⑪子育てを楽しんでいるか ア 就学前児童保護者／イ 小学生保護者

子育てを楽しんでいるかについて、「楽しいと感じることの方が多い」を見ると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに約6割となっています。一方で、子育ては辛いと感じる場面もありますが、その際には誰かに相談したり、話したりできる環境が重要です。地域社会が安心して子育てできる環境を整えることで、結果として楽しい子育てが実現できると考えられます。



⑫真岡市の子育て環境や支援への満足度 ウ 妊婦／ア 就学前児童保護者／イ 小学生保護者

真岡市の子育て環境や支援への満足度について、『高い（「やや高い」と「高い」の合計値）』は、妊婦が 54.6%、就学前児童保護者が 34.4%、小学生保護者が 27.8%とこどもの年齢が低いほど、満足度が高い傾向がみられます。妊娠、出産、乳幼児期では、妊産婦健康診査や出産祝金などの行政支援を受けている実感が得られる機会がありますが、小学生になると行政支援を実感する機会が少なくなることが、満足度の低下にも影響していると考えられます。

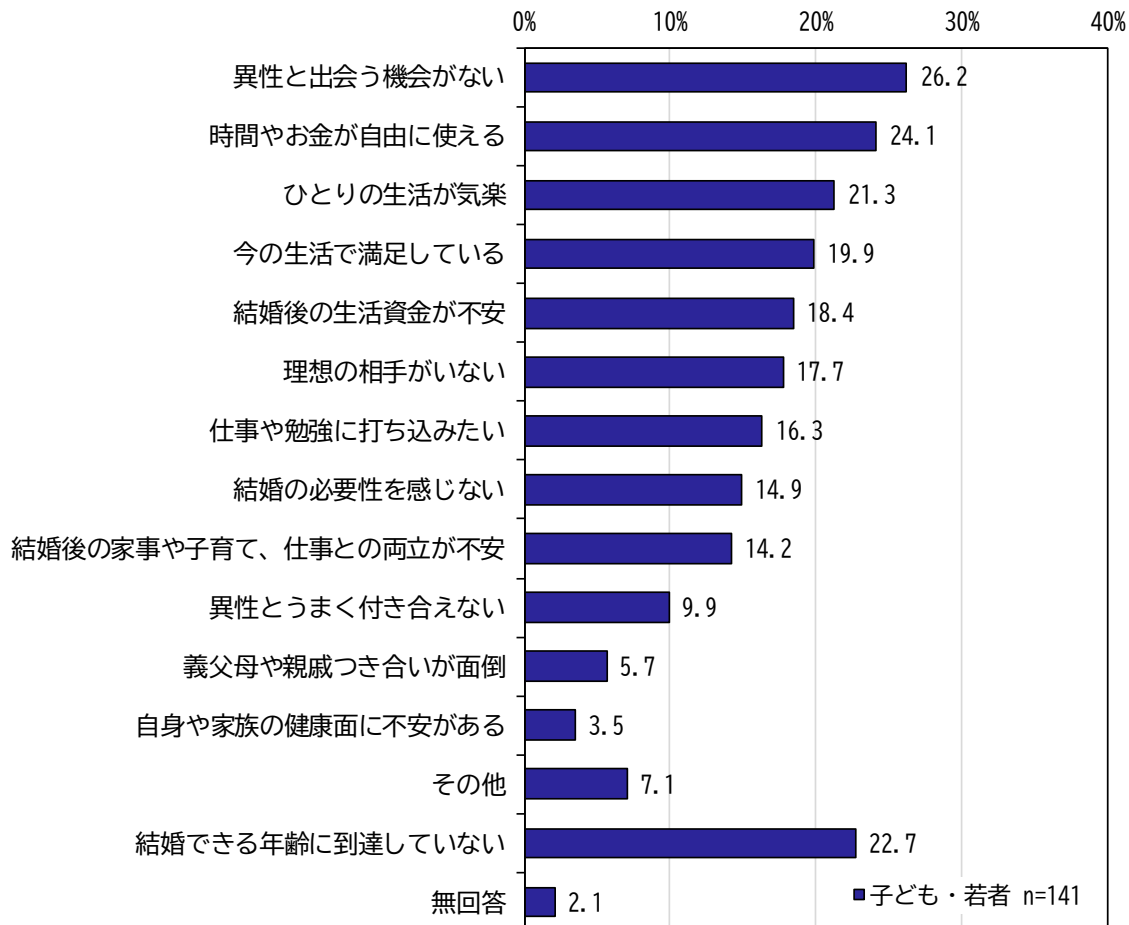


(3) 調査結果 ク こども・若者

①未婚の理由 ク こども・若者

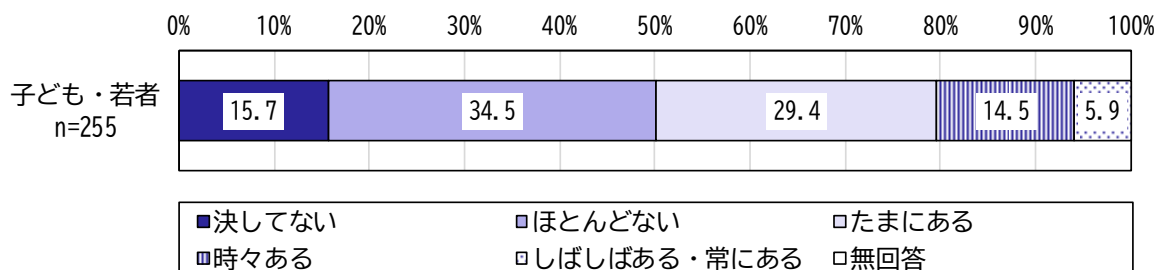
未婚の理由については、「異性と出会う機会がない」が26.2%で最も高く、次いで「時間やお金が自由に使える」が24.1%、「ひとりの生活が気楽」が21.3%となっています。

様々な未婚である理由が挙げられていますが、行政として結婚支援をどのように展開していくのか検討していく必要があります。



②孤独を感じること ク こども・若者

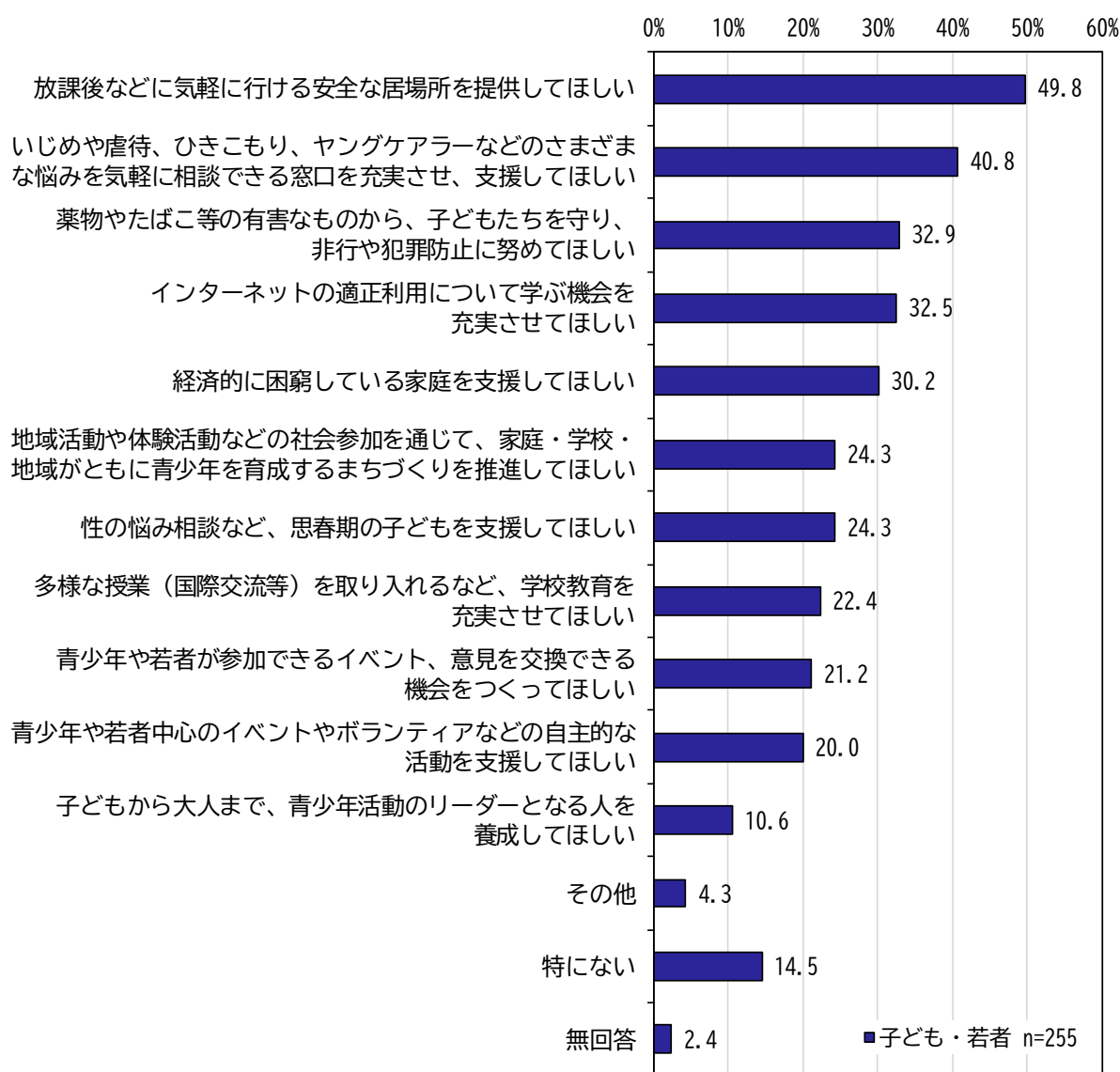
孤独感について、『孤独感がある（「時々ある」と「しばしばある・常にある」の合計値）』は20.4%となっています。約5人に1人が孤独感を抱えながら日常生活を送っているという現状となっています。



③市に望むこども・若者施策 ク こども・若者

市に望むこども・若者施策については、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供してほしい」が49.8%で最も高く、次いで「いじめや虐待、ひきこもり、ヤングケアラー※などのさまざまな悩みを気軽に相談できる窓口を充実させ、支援してほしい」が40.8%、「薬物やたばこ等の有害なものから、子どもたちを守り、非行や犯罪防止に努めてほしい」が32.9%となっています。

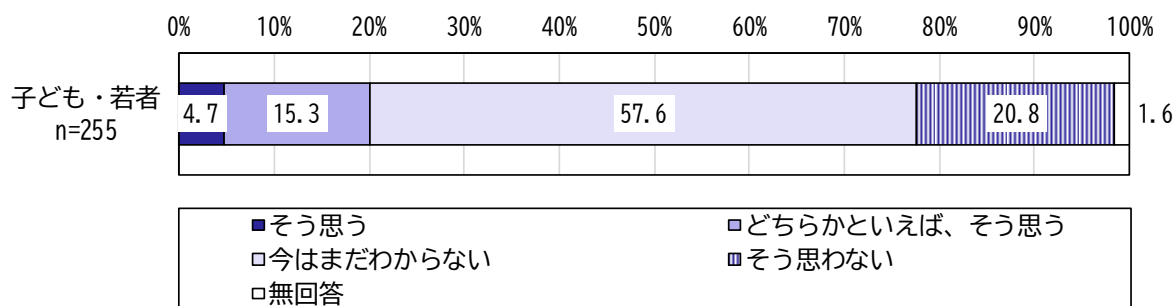
回答者には学生も含まれていることから、放課後の安全な居場所の提供に関心が高いことがうかがえます。また、近年はいじめや虐待、ひきこもり、ヤングケアラーなどの社会問題がメディアやインターネット・SNSを通じて顕在化し、これらの問題に対する相談支援の充実が求められています。



④子ども政策に関して自分の意見を聴いてもらえていると思うか ク 子ども・若者

子ども政策に関して自分の意見を聴いてもらえていると思うかについて、『思う（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計値）』は20.0%となっています。一方で、「そう思わない」は20.8%となっています。

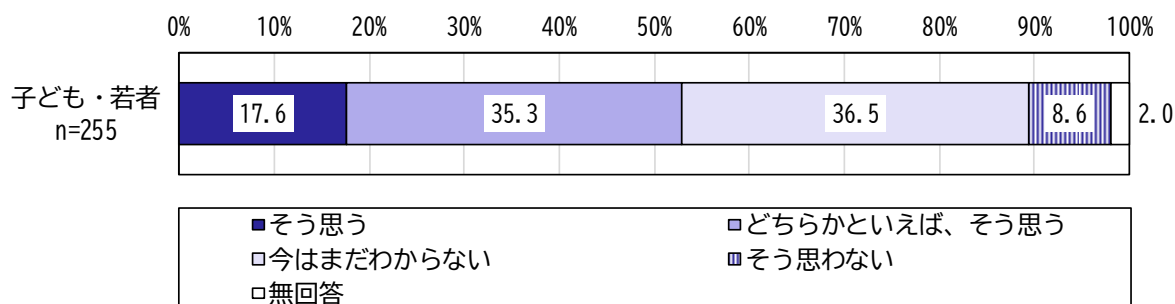
なお、「今はまだわからない」が57.6%を占めていることから、政策に対して自分の意見を聴いてもらえているのかわからないというのが現状です。



⑤真岡市で安心して結婚、妊娠、子育てができると思うか ク 子ども・若者

真岡市で安心して結婚、妊娠、子育てができると思うかについて、『思う（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計値）』は52.9%となっています。また、「今はまだわからない」は36.5%となっています。

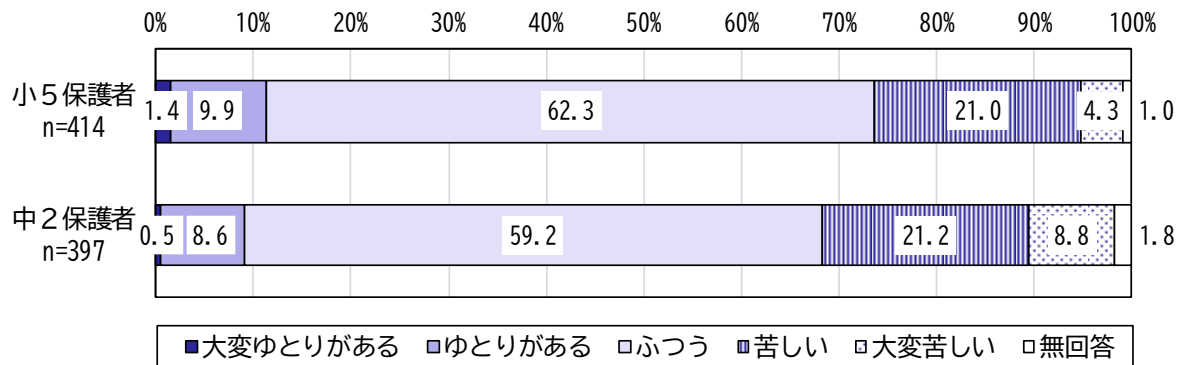
回答者には学生も含まれていることから、現時点ではわからないとの回答が一定の割合で出たことがうかがえます。今後、これから結婚、妊娠、子育てを考える若者が、将来に向けて安心して暮らしていけると思えるよう、市の施策の情報をより広く発信していく必要があると考えられます。



(4) 調査結果 エ 小5児童／カ 中2生徒／オ 小5保護者／キ 中2保護者

①暮らしの状況 オ 小5保護者／キ 中2保護者

暮らしの状況について、『苦しい（「苦しい」と「大変苦しい」の合計値）』は、小5保護者が25.3%、中2保護者が30.0%となっています。また、等価世帯収入別で『苦しい』を見ると、中央値の2分の1未満では、小5保護者が57.1%、中2保護者が74.2%となっています。



等価世帯収入別		大変ゆとりがある	ゆとりがある	ふつう	苦しい	大変苦しい	無回答
単位：％							
小5保護者	全体 n=414	1.4	9.9	62.3	21.0	4.3	1.0
	中央値以上 n=192	2.6	15.6	67.2	12.5	1.0	1.0
	中央値の2分の1以上中央値未満 n=156	0.0	3.8	61.5	28.8	5.1	0.6
	中央値の2分の1未満 n=35	2.9	8.6	31.4	37.1	20.0	0.0
中2保護者	全体 n=397	0.5	8.6	59.2	21.2	8.8	1.8
	中央値以上 n=183	1.1	15.8	66.7	14.8	0.5	1.1
	中央値の2分の1以上中央値未満 n=150	0.0	1.3	58.7	28.0	12.0	0.0
	中央値の2分の1未満 n=31	0.0	0.0	22.6	35.5	38.7	3.2

【等価世帯収入とは】

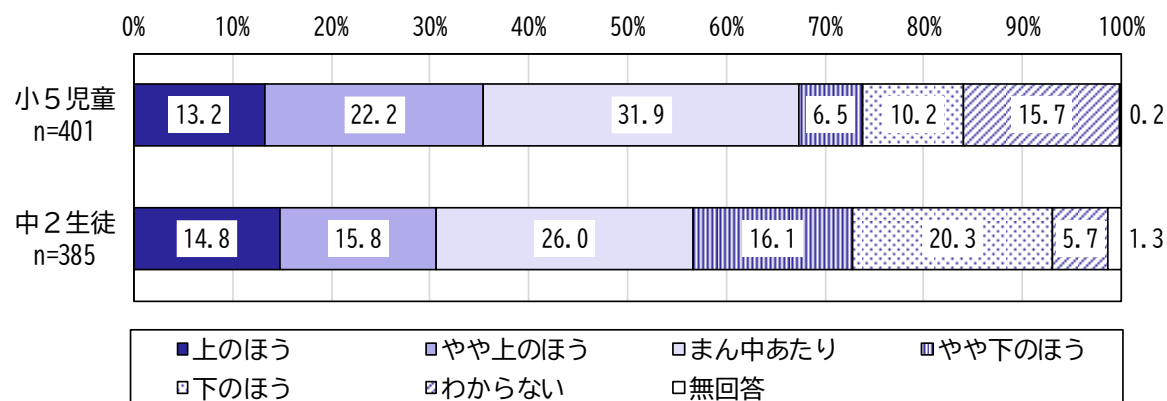
- ・本調査において、年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とします。
※例えば、「50～100万円未満」であれば75万円とします。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とします。
- ・上記の値を、同居家族の人数の平方根をとったもので除して算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類します。

【真岡市の等価世帯収入】

- ・等価世帯収入の中央値：317.54万円、等価世帯収入の中央値の2分の1：158.77万円

②自身の成績 エ 小5児童／カ 中2生徒

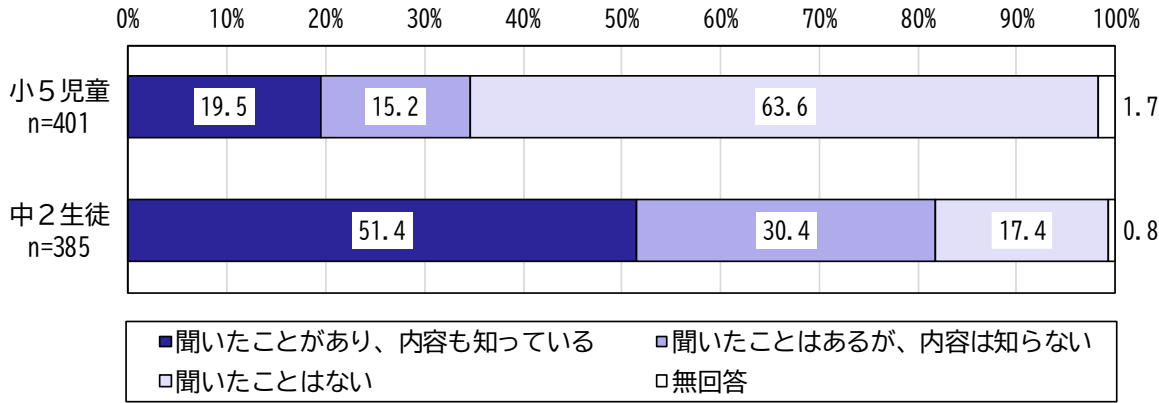
自身の成績について、『下のほう（「やや下のほう」と「下のほう」の合計値）』は、小5児童が16.7%、中2生徒が36.4%となっています。また、等価世帯収入別で『下のほう』を見ると、中央値の2分の1未満では、小5児童が31.3%、中2生徒が70.9%となっています。世帯収入が少ない家庭においては、自身の成績に対して『下のほう』と捉えている児童生徒の割合が、他の世帯収入の家庭と比べて高くなる傾向がみられます。



等価世帯収入別		上のほう	やや上のほう	まん中あたり	やや下のほう	下のほう	わからない	無回答
単位：%								
小5児童	全体 n=401	13.2	22.2	31.9	6.5	10.2	15.7	0.2
	中央値以上 n=188	16.5	25.5	30.9	6.4	7.4	12.8	0.5
	中央値の2分の1以上中央値未満 n=152	10.5	19.1	36.2	6.6	11.2	16.4	0.0
	中央値の2分の1未満 n=32	9.4	12.5	25.0	9.4	21.9	21.9	0.0
中2生徒	全体 n=385	14.8	15.8	26.0	16.1	20.3	5.7	1.3
	中央値以上 n=178	18.5	20.8	25.8	13.5	14.6	6.2	0.6
	中央値の2分の1以上中央値未満 n=143	12.6	11.9	28.0	17.5	23.1	5.6	1.4
	中央値の2分の1未満 n=31	9.7	0.0	16.1	16.1	54.8	0.0	3.2

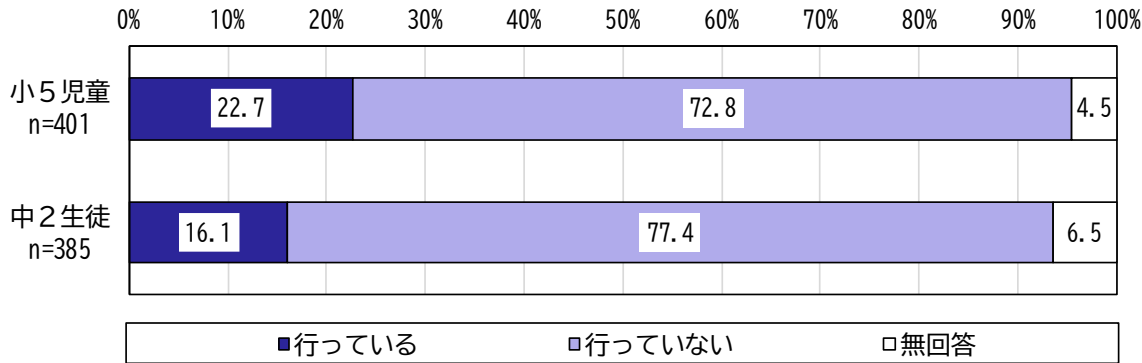
③-1 ヤングケアラーの認知度 エ 小5児童/カ 中2生徒

ヤングケアラーの認知度について、「聞いたことがあり、内容も知っている」は、小5児童が19.5%、中2生徒が51.4%と、中2生徒では認知が進んでいる状況がうかがえます。



③-2 日常的に家族のお世話を行っているか エ 小5児童/カ 中2生徒

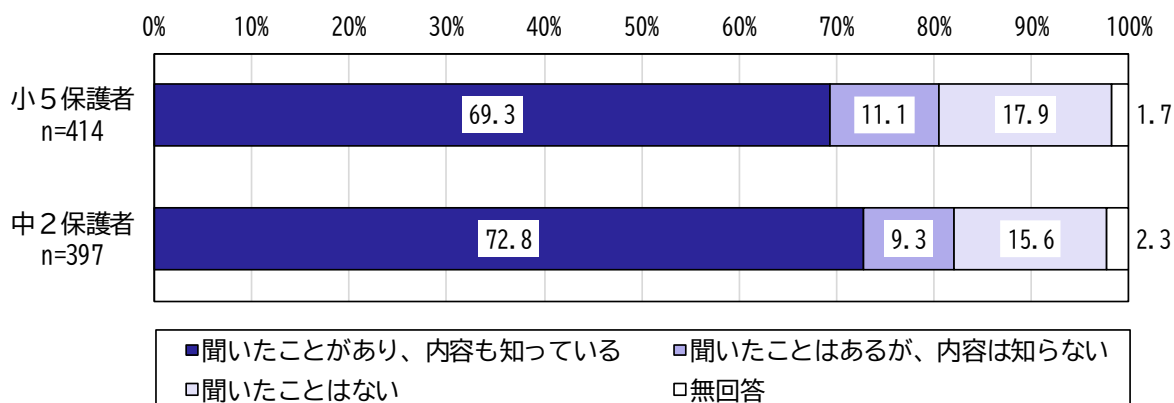
日常的に家族のお世話を行っているかについて、「行っている」は、小5児童が22.7%、中2生徒が16.1%となっています。また、等価世帯収入別で見ると、中央値の2分の1未満では、小5児童が43.8%、中2生徒が22.6%と、他の世帯収入の家庭と比べて、割合が高くなる傾向がみられます。



等価世帯収入別		行っている	行っていない	無回答
単位：%				
小5児童	全体 n=401	22.7	72.8	4.5
	中央値以上 n=188	17.6	78.7	3.7
	中央値の2分の1以上中央値未満 n=152	25.0	69.1	5.9
	中央値の2分の1未満 n=32	43.8	56.3	0.0
中2生徒	全体 n=385	16.1	77.4	6.5
	中央値以上 n=178	13.5	80.3	6.2
	中央値の2分の1以上中央値未満 n=143	16.8	76.2	7.0
	中央値の2分の1未満 n=31	22.6	71.0	6.5

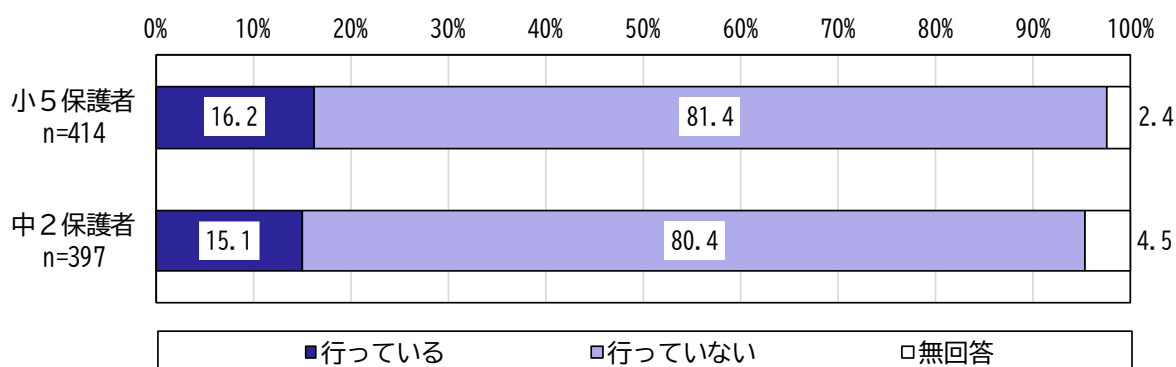
④-1 ヤングケアラーの認知度 オ 小5保護者/キ 中2保護者

ヤングケアラーの認知度について、「聞いたことがあり、内容も知っている」は、いずれも約7割と、認知されている状況がうかがえます。



④-2 日常的に家族のお世話を行っているか オ 小5保護者/キ 中2保護者

日常的に家族のお世話を行っているかについて、「行っている」は、小5保護者が16.2%、中2保護者が15.1%となっています。また、等価世帯収入別で見ると、中央値の2分の1未満では、小5保護者が34.3%、中2保護者が32.3%と、他の世帯収入の家庭と比べて、日常的に家族のお世話を行っている割合が高くなる傾向がみられます。



等価世帯収入別		行っている	行っていない	無回答
単位：%				
小5保護者	全体 n=414	16.2	81.4	2.4
	中央値以上 n=192	12.5	84.9	2.6
	中央値の2分の1以上中央値未満 n=156	17.3	81.4	1.3
	中央値の2分の1未満 n=35	34.3	62.9	2.9
中2保護者	全体 n=397	15.1	80.4	4.5
	中央値以上 n=183	14.8	81.4	3.8
	中央値の2分の1以上中央値未満 n=150	12.7	82.7	4.7
	中央値の2分の1未満 n=31	32.3	67.7	0.0

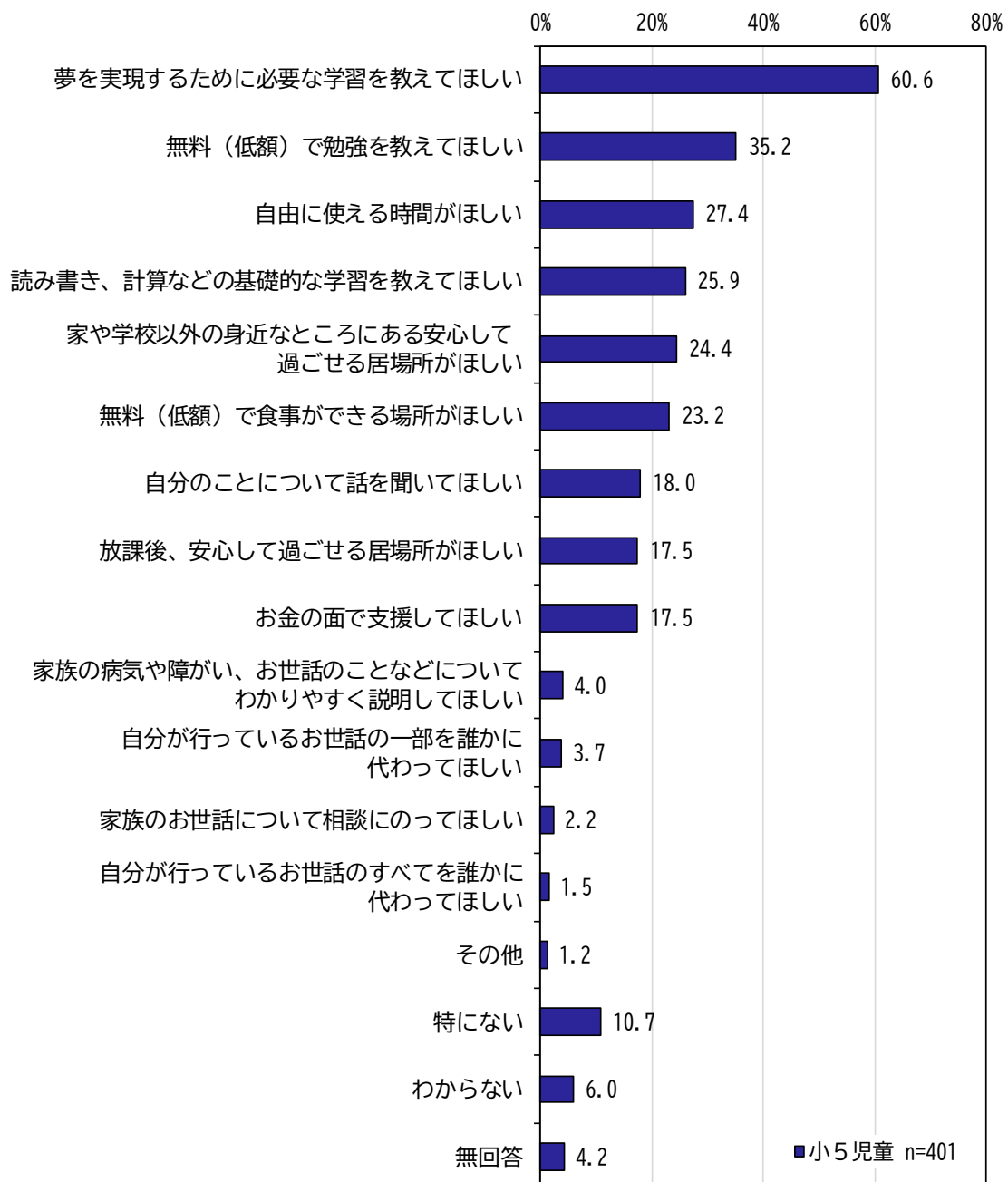
⑤夢と希望を持って安心して成長していくために力を入れてほしいこと

エ 小5児童／カ 中2生徒

■小5児童

夢と希望を持って安心して成長していくために力を入れてほしいことについては、「夢を実現するために必要な学習を教えてほしい」が60.6%で最も高く、次いで「無料（低額）で勉強を教えてほしい」が35.2%、「自由に使える時間がほしい」が27.4%となっています。

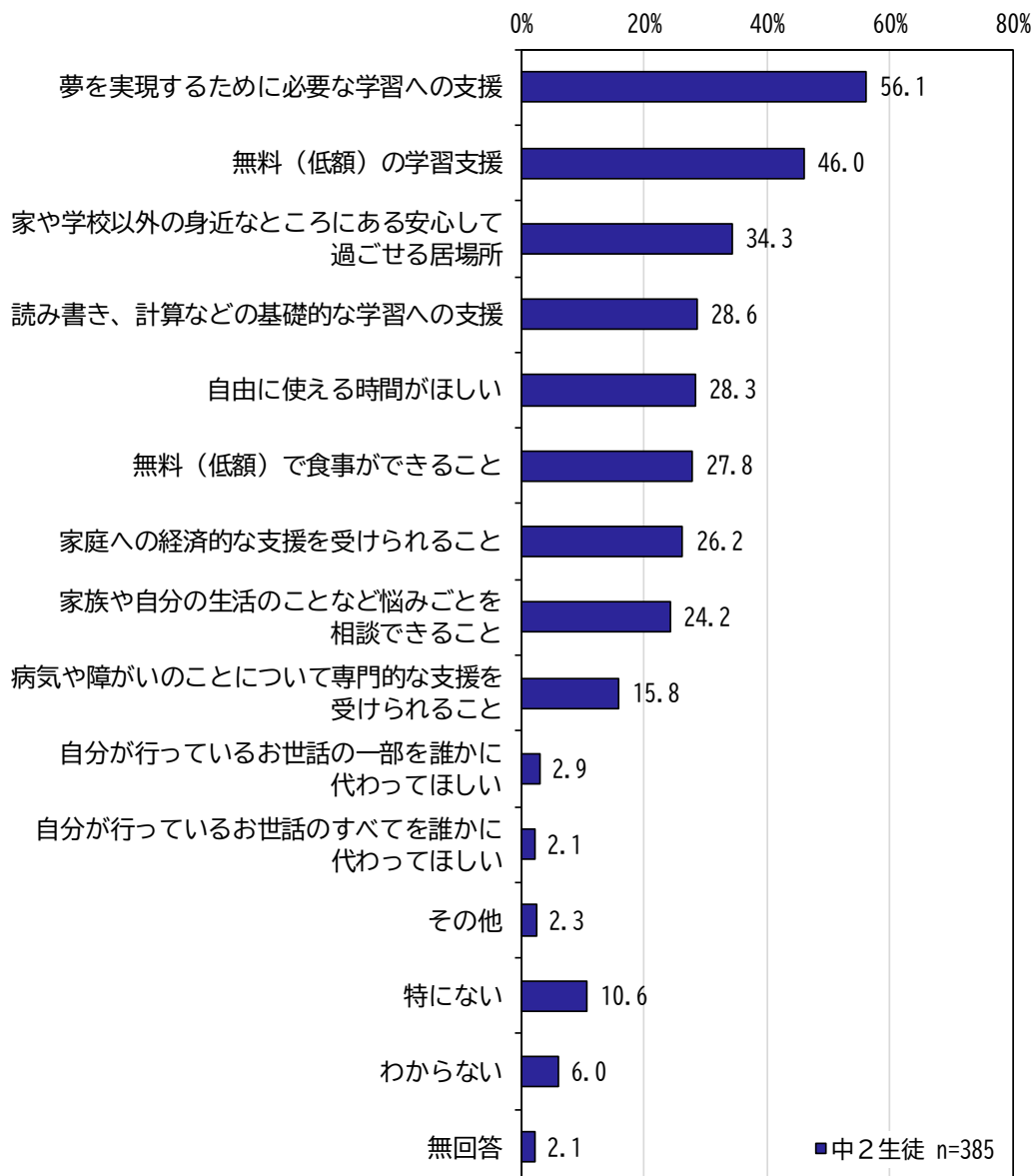
成長には、学習が必要であるという考え方が一般的です。個人の夢や目標によって必要な学習内容は異なるため、それぞれの夢を実現するために必要な学びを提供できるよう、検討していく必要があります。



■中2生徒

夢と希望を持って安心して成長していくために力を入れてほしいことについては、「夢を実現するために必要な学習への支援」が 56.1%で最も高く、次いで「無料（低額）の学習支援」が 46.0%、「家や学校以外の身近なところにある安心して過ごせる居場所」が 34.3%となっています。

小5児童と同様に、学習の必要性が高いという結果が出ていますが、中2生徒では特に安心して過ごせる居場所を求める割合も高くなっています。これは、日常生活の行動範囲も広がり、友人との交流機会が増えることも影響していると考えられます。そのような交流の場で安心して過ごせる居場所が必要とされていると考えられます。

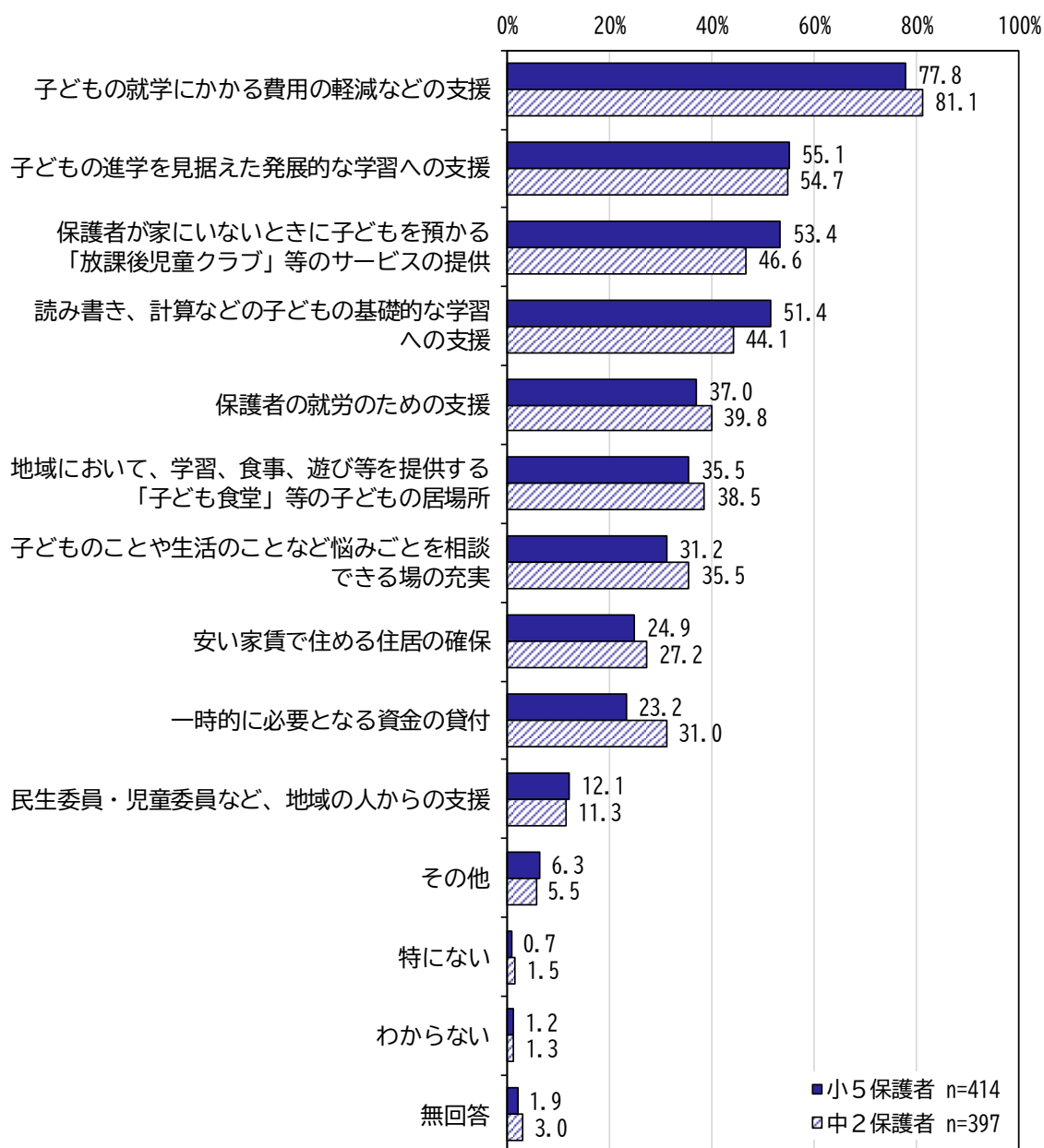


⑥夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けて必要だと思う支援

オ 小5保護者／キ 中2保護者

夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けて必要だと思う支援については、いずれも「子どもの就学にかかる費用の軽減などの支援」、「子どもの進学を見据えた発展的な学習への支援」、「保護者が家にいないときに子どもを預かる『放課後児童クラブ』等のサービスの提供」が上位に挙げられています。

特に、「子どもの就学にかかる費用の軽減などの支援」は、小5保護者が77.8%、中2保護者が81.1%と、他の項目と比べて突出して高いことから、多くの保護者が求めている支援であることがわかります。



4. 計画の総括（真岡市子ども・子育て支援プラン【令和2年度～令和6年度】）

（1）施策の成果目標

No.	指標	基準値	実績値	目標値 (令和6年)	増減	達成 状況
1	合計特殊出生率 資料：栃木県保健統計年報	1.47 (平成29年)	1.11 (令和4年)	上昇を目指す		未達成
2	真岡市で子育てをしたいと思う親の割合 (「その居住地で今後も子育てをしたいか」に対して「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計値(各健診の平均値)) 資料：乳幼児健診「健やか親子21」アンケート（4か月児、1歳6か月児及び3歳児）	96.7% (平成30年)	98.0% (令和3年)	98.0%	0.0%	達成
3	子育てを楽しんでいると感じる割合 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	就学前児童の保護者				
		68.9% (平成30年)	64.1% (令和5年)	75.0%	▲10.9%	未達成
		小学生の保護者				
		62.5% (平成30年)	58.1% (令和5年)	67.0%	▲8.9%	未達成
4	「もおかつ子」と聞いたことがある割合 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	—	小5児童	50.0%	24.8%	達成
			74.8% (令和5年)			
			中2生徒		29.5%	達成
			79.5% (令和5年)			
			小5保護者		20.3%	達成
			70.3% (令和5年)			
			中2保護者		18.8%	達成
			68.8% (令和5年)			
			妊婦		8.1%	達成
			58.1% (令和5年)			
			こども・若者		▲2.5%	未達成
			47.5% (令和5年)			

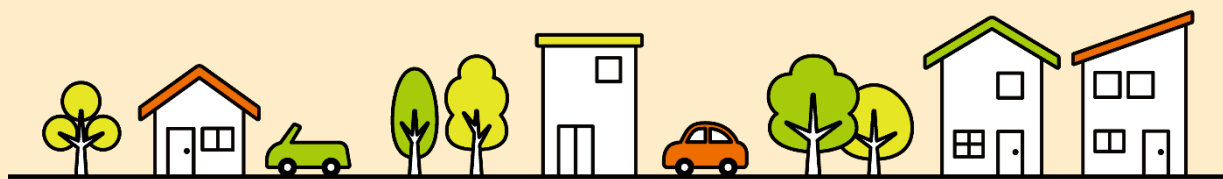
No.	指標	基準値	実績値	目標値 (令和6年)	増減	達成 状況
5	子育てに関する情報が入手できている割合 (「充分に入手できている」と「ある程度入手できている」の合計値) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	就学前児童の保護者				
		62.1% (平成30年)	67.6% (令和5年)	67.0%	0.6%	達成
		小学生の保護者				
		55.8% (平成30年)	57.3% (令和5年)	61.0%	▲3.7%	未達成
6	子ども家庭総合支援拠点の設置 資料：こども家庭課	—	1か所 ※1	設置 (令和3年度)		達成
7	一体型の放課後子ども教室※整備 資料：生涯学習課／保育課	2か所 (平成30年)	3か所 (令和5年)	3か所	0か所	達成
8	いじめに対して心配している割合 (「少し心配している」と「心配している」の合計値) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	中学生				
		39.1% (平成30年)	42.8% ※2 (令和5年)	30.0%	12.8%	未達成
9	学校に行くのが好き・楽しみの割合 (「非常にそう思う」と「まあそう思う」の合計値) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	中学生				
		71.2% (平成30年)	80.3% ※2 (令和5年)	80.0%	0.3%	達成
10	男女の固定的役割意識は解消されていると感じる市民の割合 (「思う」と「どちらかと言えば思う」の合計値) 資料：市民意向調査	52.3% (平成30年)	51.7% (令和5年)	60.0%	▲8.3%	未達成
11	子育てと仕事を両立する上で大変だと感じる割合 (「子育てとの両立」) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	就学前児童の保護者				
		56.3% (平成30年)	64.1% (令和5年)	50.0%	14.1%	未達成
		小学生の保護者				
		47.0% (平成30年)	54.2% (令和5年)	40.0%	14.2%	未達成
12	児童虐待又は児童虐待の疑いがあるお子さんがいる場合、どこに相談・通報するかわからない保護者の割合 (「どこに相談・通報するかわからない」) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	就学前児童の保護者				
		12.0% (平成30年)	8.7% (令和5年)	5.0%	3.7%	未達成
		小学生の保護者				
		11.3% (平成30年)	8.9% (令和5年)	5.0%	3.9%	未達成
13	待機児童数 資料：保育課	3人 (平成31年)	0人 (令和5年)	0人	0人	達成

※1：令和6年4月1日に設置した真岡市こども家庭センターの実績値となります。

※2：「子どもの生活に関する調査（「まあまああてはまる」と「あてはまる」の合計値）」の実績値となります。

第 3 章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1. 真岡市の現状と課題を踏まえての方向性

これまで見てきた現状と課題を踏まえ、基本理念の実現に向けた方向性を示しました。

現状と課題 1	結婚に関すること
	●男性、女性ともに、年代別未婚率が増加傾向で推移している状況です。 ●未婚の理由には、異性との出会いがない、時間やお金を自由に使えることが挙げられています。 ●未婚率の増加に加えて、晩婚化も進んでいる状況です。 ●約5人に1人が孤独感を感じています。
方向性	結婚や家庭のあり方に対する価値観は様々ですが、未婚化・晩婚化は少子化の一因となっているのが現状です。社会全体で未婚率の上昇という課題に取り組むことが求められており、個々が安心して家庭を築き、幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指す必要があります。また、未婚率の増加は家族という支えを持たないことで、精神的な健康問題や社会的孤立が深刻化するリスクが高まります。 このような状況を改善するためには、結婚や家庭を築くことに対する社会的な支援や意識改革が必要です。経済的不安を軽減するための施策や、結婚や子育ての魅力を伝える取組などを通じて、結婚をポジティブなことと捉えられる気運の醸成を図り、結婚のきっかけとなる出会いの場の創出など、結婚に向けた支援の充実を図ります。
現状と課題 2	妊娠・出産に関すること
	●近年の出生数は、400人台で推移しています。 ●児童人口は減少傾向で推移し、令和11年には1万人を切ることが予測されます。 ●理想とすることどもの数は2人、3人が多い中、実現することは難しいと思う割合は、妊婦が約3割、就学前児童保護者が約6割、小学生保護者が約9割となっています。実現することが難しいと思う理由には、子育てにかかる経済的負担が大きいと考えている方が多くなっています。
方向性	出生数の減少は、少子化の進行を一層加速させ、社会に様々な影響を及ぼしています。社会情勢の変化にも対応しながら、地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠・出産に対する心身の負担感や経済的負担感の軽減を図り、親としての成長を支援し、こどもを産み育てることに喜びや生きがいを感じることができるよう「こども家庭センター」が医療機関、保育施設、学校などと連携し、子育て支援をしていくことが必要です。 こどもを授かり安心して産み育て、「もおかつ子」の健やかな育ちを支援するため、社会全体で協働しながら、次世代を担うこどもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指します。
現状と課題 3	子育てと仕事の両立に関すること
	●女性就業率の上昇により、子育てと仕事の両立に困難を抱える家庭が増加していると予測されます。特に、こどもの急な体調の変化への対応が大変だと感じる保護者が多く、病気などで教育・保育が利用できなかった場合、多くの家庭では母親が対応しています。 ●父親が育児休業を取得する割合は増加しており、徐々に父親の育児参加が進んでいる状況です。
方向性	子育てと仕事の両立を実現するためには、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠です。そのため、企業への働きかけや情報提供を通じて、多様な働き方の実現やさらなる父親の育児休業の取得促進など、働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。また、特にこどもの体調不良時でも安心して預けられる働きやすい職場づくりの普及啓発を図ります。

現状と課題 4 こどもの成長に関すること

- 児童生徒は、夢と希望を持って安心して成長していくためには、“夢を実現するために必要な学習への支援”に力を入れてほしいと考える方が多くなっています。
- 保護者は、こどもが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けて、“子どもの就学にかかる費用の軽減などの支援”が必要だと思う方が多くなっています。

方向性

こどもたちは、未来を築く大切な存在です。こどもたちが成長していくには、「育てる＝家庭教育」、「教える＝学校教育」の二つの車輪で、前へ進んでいくことが大切です。家庭・家族だから教えられること、学校だから学べることを理解し、「もおかつ子をみんなで育てよう」条例に基づき、保護者、地域住民、学校、事業者、行政等が連携を図り、こどもたちの「生きる力」、「夢を実現する力」、「豊かな心」を育むことができるまちづくりを推進します。

また、こどもの成長過程における費用負担が大きいことも課題のひとつです。すべてのこどもたちが平等に教育を受けられ、こどもたちが安心して学び、成長できるよう教育にかかる経済的な支援を図ります。

現状と課題 5 こども・若者の意見の表明に関すること

- こども政策に関して、自分の意見を聴いてもらえていると感じているこども・若者は2割となっています。なお、今はまだわからないとの回答は約6割を占めていることから、自分の意見を聴いてもらえているのかわからないというのが現状です。

方向性

こども・若者が意見を表明することや、社会に参画することは、社会への影響力を発揮することにつながり、こども・若者とともに課題を解決していくことで、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、社会的責任感やリーダーシップも育まれます。このため、行政や学校、地域コミュニティなどにおいて、こども・若者が安全に安心して意見を述べるができる環境づくりに取り組みます。

現状と課題 6 困難を抱える家庭に関すること

- 暮らしの状況は、約4人に1人が経済的に苦しいと回答しています。
- ヤングケアラーは、約7割の保護者に認知されています。日常的に家族のお世話をしている状況は1割強となっています。
- 市に望むこども・若者施策としては、いじめや虐待、ひきこもり、ヤングケアラーなどの様々な悩みを気軽に相談できる窓口を充実させ、支援してほしいとの回答が約4割となっています。

方向性

各家庭で抱える問題は障がい、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々です。そのため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的支援の充実を図ることが重要です。また、ヤングケアラーやひきこもりなど、潜在化しやすい家庭状況にあるこどもや家庭の抱える問題を積極的に把握し、早期支援ができるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。ヤングケアラーについては正しい知識を広めるとともに、介護や世話を担うことで生じる学業の遅れや友人と過ごす時間が制限されるなど、特有の課題に対する理解を深めながら、包括的な支援体制を確立し、すべての家庭が安心して暮らせる社会を目指します。

2. 基本理念の実現に向けた基本施策

現状と課題を踏まえ、基本理念である「未来を築く元気な『もおかつ子』を育てるまち」を実現するため、6つの基本施策を掲げ、こども・若者支援施策を展開していきます。

未来を築く元気な『もおかつ子』を育てるまち

■ 基本施策1

すべてのこどもの人格・個性を尊重し、権利が保障されてくらせるまち

こどもの持つ権利が尊重され、命を守られて成長し、人種や性別などで差別されず、常にそのこどもにとって最善の利益を第一に考えられる社会づくりを推進します。また、生きづらさを抱えるこども・若者とその家庭を支援し、社会全体で支える環境をつくります。

■ 基本施策2

すべてのこどもが適切に養育され、
切れ目のない支援とともに健やかに成長できるまち

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健事業の充実を図るとともに、ライフステージに応じた教育の充実を図り、こどもたちの生きる力を育みます。

■ 基本施策3

すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまち

すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまちを実現するため、こどもたちが自らの意見を自由に表現し、社会と積極的に関わる機会を創出します。

■ 基本施策4

すべてのこどもが幸せに成長できる家庭や環境があるまち

すべての家庭とこどもを対象にした多様な子育て支援を推進するとともに、こども・若者の居場所づくりなどを通じて、地域社会全体でこどもの育ちと子育てを支援します。また、すべての家庭にやさしい生活環境を整備し、地域住民、関係機関が一体となって地域を守る取組を推進します。

■ 基本施策5

家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

すべてのこどもが、家庭の状況に関わらず、健やかに成長できるよう環境を整え、必要な支援が届く体制を強化します。また、結婚やワーク・ライフ・バランスの実現などを通じて、子育ての喜びを実感し、心豊かに暮らせる社会を実現します。

■ 基本施策6

「子ども・子育て支援事業計画」

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

すべてのこどもが、生涯にわたる人間形成の基礎を培うことができるよう、こども一人一人の発達に応じた幼児教育・保育や子育て支援事業を充実します。

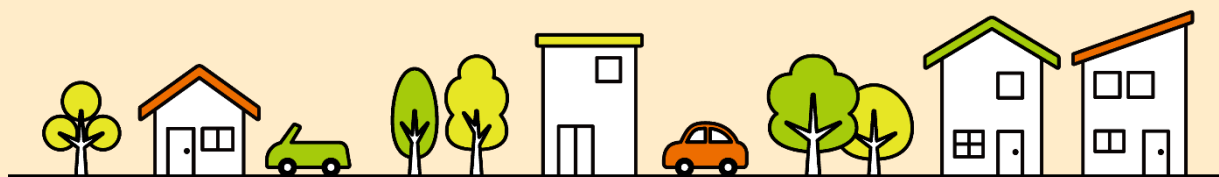
3. 施策の体系

基本理念	基本施策	施策の方向
未来を築く元気な『もおかつ子』を育てるまち	基本施策1 すべてのこどもの人格・個性を尊重し、権利が保障されてくらせるまち	1 「もおかつ子」の普及活動 2 児童虐待防止対策の強化 3 障がい児施策の推進 4 外国籍のこども・家庭への支援 5 社会的自立に困難を有するこども・若者やその家庭への支援の充実 6 小・中学校におけるいじめ・不登校の防止・支援
	基本施策2 すべてのこどもが適切に養育され、切れ目のない支援とともに健やかに成長できるまち	1 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 3 家庭教育の充実 4 未就学児教育の充実 5 学校教育の充実
	基本施策3 すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまち	1 こども・若者の社会参画・意見表明機会の推進
	基本施策4 すべてのこどもが幸せに成長できる家庭や環境があるまち	1 食育の推進 2 こども・若者への切れ目のない医療体制の充実 3 こどもの健全育成 4 地域活動・交流の推進 5 良質な居住環境の確保 6 こどもの遊び場の整備 7 こどもたちの安全の確保 8 こどもを取り巻く有害環境対策の推進
	基本施策5 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち	1 ひとり親家庭等の自立支援 2 子育てに関わる経済的負担の軽減 3 子育てにおける相談・情報提供の充実 4 子育て支援ネットワークの強化 5 安心して外出できる環境の整備 6 家庭生活における男女共同参画の推進 7 子育てと仕事の両立支援の推進 8 出会い・結婚に向けた支援 9 不妊※に対する支援の充実
	基本施策6 「子ども・子育て支援事業計画」教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	1 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方 2 教育・保育事業の量の見込み 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制



第 4 章

施策の展開



基本施策1 すべてのこどもの人格・個性を尊重し、権利が保障されてくらせるまち

1. 「もおかつ子」の普及活動

すべてのこども・若者が地域への愛着と誇りを持ち、健やかに成長できるよう、家庭・地域・行政・関係機関が一体となり、「もおかつ子」の普及活動を推進します。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
「もおかつ子」の普及活動	広報、啓発活動や、地域における自主的取組の全市展開を図ります。	●	●	●	●	●	こども家庭課
真岡っ子をみんなで育てよう事業	実行委員会として主に真岡市青少年健全育成連絡協議会が企画運営を行い、青少年が心豊かに成長する大切な時期に、人として大切なことや生きる力について親子で学べる機会をつくるため、公演会、フォーラムを開催しています。 また、単位子ども会育成会事業を取材し、いちごチャンネルや広報もおか、ホームページ等で広く周知し、子ども会育成会の活性化を推進しています。 ※教育委員会が実施する事業では、「真岡っ子」と漢字表記を使用しています。	●	●	●		●	生涯学習課

2. 児童虐待防止対策の強化

児童虐待相談対応件数は毎年増加していることから、養育支援が必要な家庭の早期把握や、虐待の深刻化を防ぐための早期発見と迅速な対応を強化します。また、関係機関との連携を強化し、児童虐待防止に向けた支援体制の充実を図り、こどもたちが安心して暮らせる環境づくりに努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
こども家庭センター	【児童福祉機能】 家庭相談員がこども（18歳未満）とその家庭における養育環境や経済的困窮、虐待やヤングケアラー、問題行動等の様々な悩みについての相談を受け、関係機関と連携を図り、必要な社会資源や子育て支援事業につながるよう支援します。 【母子保健機能】 すべての妊婦と面接し、実情を把握します。若年妊娠、産後のサポート者がいない、経済的に困窮しているなど、特に支援が必要な妊婦等は、特定妊婦として、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期まで、医療、福祉等の関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	●	●	●		●	こども家庭課
要保護児童対策地域協議会※	多くの関係機関が情報を共有し共通理解を図りながら、連携・協力して要保護児童、要支援児童、特定妊婦等への適切な保護又は支援を図ります。	●	●	●		●	こども家庭課
養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）や母子保健事業、関係機関から把握した養育支援を必要とする家庭に、専門職（家庭相談員や保健師等）が訪問して相談支援を行います。	●	●	●		●	こども家庭課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に短期間お預かりして養育します。	●	●	●		●	こども家庭課
児童虐待防止の普及啓発	毎年11月の「オレンジリボン※・児童虐待防止推進キャンペーン」に、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、教育・公的機関等への虐待防止のぼり旗の設置やオレンジリボン配布、広報など様々な取組を集中的に実施するとともに、年間を通し普及啓発していきます。	●	●	●		●	こども家庭課
里親制度※の普及啓発	様々な事情により家庭で暮らせなくなったこどもに、家庭的な環境のもとで養育を行う里親制度の普及啓発に努めます。					●	こども家庭課
特別養子縁組制度※等の普及啓発	様々な事情により家庭で暮らせなくなったこどもを、永続的に新たな家庭で養育する特別養子縁組制度の普及啓発に努めます。					●	こども家庭課
子どもの居場所づくり事業	養育環境を整えることが難しく、支援が必要なこどもの早期発見とこどもの健全な成長や自立を促進するため、訪問支援の他、子どもの居場所、こども食堂※、体験や経験の機会を提供し、虐待の予防を図ります。	●	●	●		●	こども家庭課

3. 障がい児施策の推進

自閉症※や学習障害（LD）※、注意欠陥多動性障害（ADHD）※などの発達障がい※や、医療的ケアが必要なこどもが、地域で安心して生活し、その可能性を最大限に伸ばすために、希望に応じた情報提供や相談支援、専門的な支援を充実します。また、障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見・療育のために、乳幼児の健康診査などの取組を推進するとともに、早期からの相談体制を構築し、関係機関との連携を強化し、切れ目のない円滑な支援に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
教育相談会の開催	教育相談会を開催し、保護者や児童生徒への支援を行います。	●	●	●		●	学校教育課
教育支援委員会の開催	医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家からなる教育支援委員会を設置し、障がいのある幼児及び児童生徒に関し適切な就学指導と継続支援を行います。	●	●	●			学校教育課
特別支援教育支援員の配置	通常の学級に在籍する発達障がい児への適切な指導が行えるよう、特別支援教育支援員を配置し、支援の充実を図ります。		●	●			学校教育課
発達支援教室「遊びの教室」の開催	健診等で、行動面や言語発達等について経過観察が必要と認められたこどもと保護者に対し、こどもとの関わり方や育児について、関係機関との連携を図りながら集団指導を行います。	●				●	こども家庭課
心理発達相談の実施	健診時や発達相談（のびのび発達相談）等にて、精神・運動・言語発達等について経過観察が必要と認められたこどもと保護者に対し個別相談を実施し、関係機関との連携を図りながら支援を行います。	●				●	こども家庭課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
4歳児発達相談「のびのび発達相談」の実施	当該年度に満5歳を迎える幼児全員を対象に、幼稚園・保育所（園）の集団保育の場面を行動観察し、保護者のアンケートや担任の問診等に基づき、専門職による発達相談を実施し、専門医の診断が必要と認められた幼児に対しては、保護者への療育の必要性の説明とともに早期支援を行います。	●				●	こども家庭課
ことばの教室の開催	言葉の発達等に遅れのある就学前のこどもに対して、個々に応じた定期的な個別指導を実施し、関係機関と連携しながら就学に向けた支援をします。	●					こども家庭課
放課後児童クラブでの障がいのある児童の受け入れ	地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことはこどもの成長過程で重要であることから、障がいのある児童など、特に配慮を要する児童の受け入れに努めます。		●				保育課
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進その他必要な支援を行います。		●	●			社会福祉課
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活に必要な動作や知識の指導、集団生活に必要な適応訓練を行います。	●					社会福祉課
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、学校等に通う障がい児に対して、支援員が施設に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	●	●	●			社会福祉課
障がい児短期入所	自宅で障がい児を介護をしている家族が病気になった時や休息を必要とする時などに、短い期間障がい児が施設に宿泊することができるサービスです。	●	●	●			社会福祉課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
障がい児相談支援	障がい児支援利用計画の相談及び作成時に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行います。	●	●	●			社会福祉課
真岡市こども発達支援センターひまわり園	障がい児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）を提供するとともに、児童発達支援センターとして地域の障がい児やその家族のほか、障がい児通所支援事業所に対し支援や助言を行います。	●	●	●			社会福祉課
医療的ケア児※支援のための関係機関の協議の場の設置	医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、栃木県、関東地域、真岡市において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。	●	●	●			社会福祉課
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置します。	●	●	●			社会福祉課
医療・保健・福祉・教育等の相談支援ネットワーク	発達障がい児や医療的ケア児とその保護者に適切な医療、保健、福祉、教育等の相談支援が提供できるよう、多職種及び関係機関等のネットワークの構築を推進します。	●	●	●			社会福祉課 こども家庭課 保育課 学校教育課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	障害者手帳を交付されていない 18 歳未満の児童で、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に、日常生活に必要な用具(特殊寝台、特殊マット等)を給付します。	●	●	●			社会福祉課
育成医療給付事業	18 歳未満の身体に障がいのある児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方に対し、医療費を助成します。	●	●	●			社会福祉課
障がい児福祉手当	身体や精神に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする障がい児に手当を支給します。	●	●	●			社会福祉課
特定疾患者福祉手当	小児慢性特定疾病医療受給者証又は特定疾患医療受給者証をお持ちの方に月額 3, 000 円を支給します。	●	●	●			社会福祉課
障がい児インフルエンザ予防接種費用助成事業	インフルエンザ予防接種を受けた身体障害者手帳 1 ～ 3 級、療育手帳 A 1、A 2、B 1、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級のいずれかを持っている障がい児のうち、①皮下接種を受けた 1 歳以上小学 6 年生までの障がい児：1 回 1, 500 円（2 回まで）を上限として助成します。 ②経鼻生ワクチンを受けた 2 歳以上小学 6 年生までの障がい児：1 回 3, 000 円を上限として助成します。	●	●				社会福祉課

4. 外国籍のこども・家庭への支援

日常生活における情報提供や相談支援を市民に等しく提供できるよう努めるとともに、言語や慣習の違いに配慮し、多言語での生活情報の提供や生活相談の充実を進めることで、市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進します。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
外国籍市民への行政サービス情報の提供	外国籍市民が安心して暮らせるよう、多言語及び「やさしい日本語」により行政サービス情報を提供します。	●	●	●	●	●	くらし安全課
外国人のこどもに対する保育所（園）の受け入れ体制の充実	外国人のこどもが、保育所（園）での生活に対応できるように関係機関と連携し支援します。	●					保育課
子育てモバイルサイトの充実	『わくわく子育てナビ』は妊娠、出産、育児に関わる市民の方をサポートするため、予防接種スケジュール管理、乳幼児健康診査、各種教室、離乳食などの子育て情報を提供します。また、当サイトは 10 か国語に対応しており、外国籍の保護者に対しても円滑な情報提供を図ります。アプリ化により、利用方法の簡便化と子育て情報の円滑な発信に努めます。	●				●	こども家庭課
外国籍の妊婦への相談支援	外国人の妊産婦は、言語や生活習慣の違いにより育児不安があるため、安心して子育てができるよう支援します。	●				●	こども家庭課

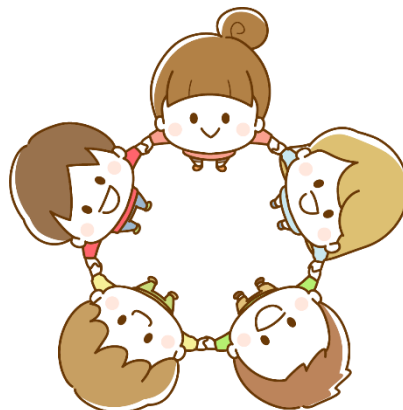
5. 社会的自立に困難を有するこども・若者やその家庭への支援の充実

社会的自立に困難を有するこども・若者やその家庭が抱える多様な課題に対応するため、地域全体で支援体制を強化します。貧困の影響を受けている家庭に対しては、生活の安定に資する経済的支援や就労支援を提供し、教育の機会均等や学習支援を通じて、貧困の連鎖を断ち切ることを目指します。また、進学・就労を含む自立支援や地域とのつながりを深めることで、こどもたちが安心して成長し、自立できる環境を整備します。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
こども家庭センター	【再掲】基本施策１－２	●	●	●		●	こども家庭課
保育所（園）入所時の面接・入所後相談	保育所（園）入所面接時及び入所後において家庭状況の聞き取りや児童の観察を行い、児童虐待や家庭の貧困問題等を発見した場合は、速やかに、関係各課に通告・相談し問題の解決を図ります。	●					保育課
幼稚園での相談	幼稚園において家庭状況の聞き取り、児童の観察を行い、児童虐待や家庭の貧困問題等を発見した場合は、速やかに、関係機関に通告・相談し問題の解決を図ります。	●					保育課 学校教育課
小・中学校での相談	学校の児童生徒の状況により、必要に応じ、担任や養護教諭、スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※、学校支援相談員等により面接を行い、貧困問題等を発見した場合は、関係機関と連携を図ります。		●	●			学校教育課
スクールソーシャルワーカーによる相談	学校と民生委員児童委員、地区社協等の福祉関係機関と連携を図りながら必要な支援制度につなげます。		●	●			学校教育課 こども家庭課
生活福祉資金貸付事業における教育支援資金	学費等の捻出が困難な低所得世帯に対し、高等学校や大学等への入学や在学中に必要な経費を貸付し、就学と将来の就労支援を行います。			●			社会福祉協議会

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
社会福祉金庫貸付事業	緊急かつ一時的に生計維持が困難となった世帯の課題解決に向けた相談を行い、必要に応じて少額の貸付を行います。					●	社会福祉協議会
緊急用食料等給付事業	低所得者等が、緊急かつ一時的に食料等の生活に必要なものが確保できなくなり、生命が脅かされるおそれがある場合、生活再建に向けた支援のため、食料等の現物給付を行います。	●	●	●	●	●	社会福祉協議会
生活困窮者の就労支援	収入が不安定で家賃や税金を滞納しているなど、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談に応じ、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 就労については、ハローワーク※への同行支援や履歴書の書き方の支援、就労に向けた生活面を整える支援などを行います。				●	●	社会福祉協議会
生活保護	経済的支援の必要な困窮世帯に対して、生活保護制度による経済的支援をすることにより、こどもの健全育成と生活基盤の確保を支援します。	●	●	●	●	●	社会福祉課
ひきこもり相談会	ひきこもりサポーターが、本人や家族からの相談に応じ、家族みんなが自分らしい生活を送れるよう伴走支援を行います。			●	●	●	社会福祉課
生活困窮世帯等のこどもに対する学習支援事業	こどもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、こどもと保護者双方に必要な支援を行います。		●	●		●	社会福祉課
就学援助制度	小・中学校に通学している児童生徒の保護者で経済的に困難な家庭に対して、学校でかかる経費の一部を援助します。		●			●	学校教育課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
奨学金制度	経済的理由により入学・修学が困難な優秀な生徒・学生に学資等を貸与し、広く、有能な人材を育成することを目的として、入学資金・修学資金を無利子で貸付します。				●		学校教育課
就労者定住促進奨学金返還支援事業	奨学金を受けて大学等に進学した方が、卒業後に真岡市に住所を置き、就職した場合、返済された奨学金の一部を補助する事業で、大学卒業後の働く世代が真岡市へ移住・定住することを促進します。				●		学校教育課



6. 小・中学校におけるいじめ・不登校の防止・支援

いじめ防止対策推進法に基づく対応の徹底を図り、道徳科や学級活動などを活用して、こども主体のいじめ防止対策を推進します。また、不登校に対しては、学校内外の教育支援センターの機能を強化し、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家と連携し、教育機会の確保と個別支援を推進します。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
スクールソーシャルワーカーの配置	不登校など、児童生徒が抱える問題の解決のため、家庭訪問等の支援を実施する、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。		●	●			学校教育課
心理相談員の配置	児童生徒の悩みや相談に関して、専門的な知識・経験を有する心理相談員を配置し、専門的なカウンセリングを行います。	●	●	●			学校教育課
学校支援相談員の配置	大規模小学校3校を対象に学校支援相談員を配置し、心の教育の充実を図ります。		●				学校教育課
教育支援センター	何らかの心的理由で「学校に行けない・学校に行かないこどもたち」に、相談や体験活動等を通して援助・支援をし、自立心や社会性を育み、将来の社会的自立を図ります。		●	●			学校教育課
こども家庭センター	【再掲】基本施策1－2	●	●	●		●	こども家庭課

基本施策2 すべてのこどもが適切に養育され、切れ目のない支援とともに健やかに成長できるまち

1. 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実

妊娠期から子育て期にわたり、母子の健康を守るため、保健指導や健康診査、各種健康教室の充実を図ります。また、こども家庭センターを基盤とした母子保健と児童福祉の一体的な支援を強化するとともに、地域で安心してこどもを産み育てられるよう、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援体制を充実します。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者 若者	
こども家庭センター	【再掲】基本施策1-2	●	●	●		●	こども家庭課
母子健康手帳※の交付	妊娠期の健やかな経過と安全な出産ができるよう、また、出産後、こどもが健やかに成長できるよう母子健康手帳を交付し、活用を促します。					●	こども家庭課
妊娠保健指導の実施	こどもを安心して産み、育てることができるよう、医療機関との連携を図り、全妊婦に対し保健指導を実施し、特に特定妊婦・要支援妊婦へは、早期に介入し訪問・電話等による指導・支援の強化を図ります。					●	こども家庭課
産後ケア※の充実	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ※型（訪問型）の方法により、利用者の自己負担を無料で、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。	●				●	こども家庭課
産前・産後サポート事業	妊娠・出産・子育てに関する悩み等を子育て経験者や助産師等による訪問型やデイサービス型の相談支援を行います。	●				●	こども家庭課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
1 か月児健康診査受診費助成事業	身体発育状況の確認や身体異常の早期発見、子育て不安の解消を目的とし、生後1 か月児の健康診査の受診費を助成します。	●				●	こども家庭課
産後ヘルパー事業	産後の育児不安や負担を軽減するために、家事援助のヘルパーを派遣し、育児支援をします。	●				●	こども家庭課
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなぐことにより、こどもの健やかな成長を支援します。	●				●	こども家庭課
低体重児・未熟児等訪問事業（養育支援）	新生児・低体重児や未熟児等の健康を守るため、助産師や保健師による家庭訪問を行い、日常生活全般における相談等支援を行います。	●					こども家庭課
乳幼児健診の充実	疾病や異常の早期発見及び適切な指導のほか、保護者がこどもの発育・発達状況を確認でき、安心して子育てができるよう、乳幼児健診の充実を図るとともに、乳幼児健診の周知や啓発を行い、受診率の向上を目指します。	●					こども家庭課
新生児聴覚検査費助成事業	先天性聴覚障害の早期発見・早期療育等の促進を図るため、新生児聴覚検査費を助成します。	●					こども家庭課
3 歳児視覚検査の実施	3 歳児健康診査の視力検査において、適正なスクリーニングを行い、視覚の異常を早期発見・早期治療につなげ、弱視などの視覚障がいの予防に努めます。	●					こども家庭課

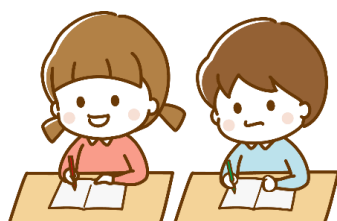
事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
産後うつ病※等の早期発見・対応	医療機関と連携を図り、産後2週間・1か月健診時に、エジンバラ産後うつ病に関する質問票を活用して、産後うつ病を早期に発見し、育児不安の軽減を図ります。					●	こども家庭課



2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実を図り、性に関する科学的な知識の普及や発達段階に応じた適切な教育を推進します。また、教育関係者や保護者と連携し、学校教育と連動した啓発活動を行うとともに、喫煙や薬物、10代の自殺、不健康なやせに加え、ヤングケアラーなどの潜在的な課題にも対応し、思春期における問題行動の未然防止と健やかな成長に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
喫煙や薬物等に関する教育	学校では、保健体育や学級活動を通して、児童生徒に喫煙や薬物等に対する正しい知識を深めています。		●	●			学校教育課
思春期教室の開催	市内中学生を対象に、命の誕生・男女交際・妊娠・出産・性感染症・ヤングケアラーなどについての正しい理解を深めるため、思春期教室を開催します。			●			こども家庭課
心理相談員の配置	【再掲】基本施策１－６	●	●	●			学校教育課
学校支援相談員の配置	【再掲】基本施策１－６		●				学校教育課
教育支援センター	【再掲】基本施策１－６		●	●			学校教育課



3. 家庭教育の充実

家庭教育は、人が生活していく上で必要な「生きる力」の基礎を育む重要な役割を担っているため、こどもの発達段階に応じた家庭教育の学習機会を提供するとともに、親が気軽に相談できる体制を充実させることで、家庭の教育力向上と「生きる力」を持ったこどもの育成に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
家庭教育学級	家庭教育、家族関係、子育てなどに関する情報提供や学習機会の提供などにより地域としての子育て支援の充実を図ります。	●	●	●		●	生涯学習課
育児講座等の開催	子育てに関する講座を開催し、こどもとふれあいながら、楽しく育児ができる機会を提供します。	●				●	こども家庭課
祖父母リーフレットの配布	祖父母世代と子育て世代が協力して子育てができるように、祖父母世代向けに今の子育て、昔の子育ての違いに関する情報を掲載したリーフレットを配布します。	●					こども家庭課



4. 未就学児教育の充実

幼児期は、こどもたちが健全な発達や社会性を培い、豊かな人間性に基づく「生きる力」を身に付ける重要な時期であり、少子化が進む中で、保育所（園）、認定こども園、幼稚園がそれぞれの役割を果たしながら、こどもたちが友だちと十分にに関わり合いながら育つ環境をつくるため、これらの枠を越えた連携を図ります。また、関係職員の研修機会を充実させ、教育・保育施設※や小学校、家庭との連携を強化し、教育効果のさらなる向上を図ります。

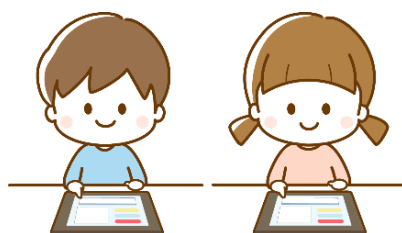
事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
認定こども園運営費補助	人間形成の基礎を培う幼児教育の振興を図るため、運営費を補助します。	●					保育課
幼児教育連絡協議会	幼児期における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、小学校と各保育所（園）との連携を図ります。	●					学校教育課 保育課
保育士等就職支援金交付事業	保育士又は幼稚園教諭養成施設を卒業後、真岡市内の保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設に勤務する方に、最大で2年間支援金を交付します。				●		保育課
幼児教育アドバイザーの配置・確保等	配慮を要する児童の増加に対応するため、臨床心理士などの専門家による巡回指導の導入を検討し、子育て支援の充実を図ります。	●					保育課
私立幼稚園教育活動費補助	人間形成の基礎を培う幼児教育の充実を図るため、幼稚園教育活動費を補助します。	●					学校教育課

5. 学校教育の充実

学童期は、生きる力を育み、心身の調和のとれた発達を促す重要な時期であり、この時期に自立意識や他者理解といった社会性が発達し、心身の成長が著しく進むことから、地域や家庭との連携を強化し、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。また、教員の指導力は学校教育の基礎であり、子どもたちの将来に大きな影響を与えるため、指導や研修を通じて教員の指導力向上に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
I C T※を活用した学校教育の推進	1人1台端末の配付、電子黒板の導入により、授業でI C Tが効果的に活用されることで、児童生徒の授業の理解度が高まっています。さらなる学力向上につなげるため、教職員のスキルアップを図り、I C T教育の推進を図ります。		●	●			学校教育課
複数担任制のための非常勤職員の配置	一人一人の個性を伸ばし、きめ細かな指導の充実を図るため、複数担任制のための非常勤職員を配置します。		●	●			学校教育課
学力向上推進研修会	各校の学習指導主任が参加し、学力向上のために、こどもたちの学力の傾向把握と分析等を行います。		●	●			学校教育課
自然教室推進事業	鬼怒川に面した自然豊かな環境の中、市内の小・中学生が自然教室を行う施設で、宿泊を通して様々な体験ができる機会を提供します。		●	●			自然教育センター
教育国際交流	市内全中学校において、国際理解と友好親善に資するため、海外の姉妹校等との相互交流を実施しています。			●			学校教育課
マイ・チャレンジ推進事業	中学校2年生が連続3日間学校を離れ、地域に出て、地域の人々との関わりを主とした社会体験活動を行います。			●			学校教育課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
英語教育の充実	英語による会話やプレゼンテーションをはじめとする言語活動の充実により、児童生徒の英語力の向上を目指し、英語教育の充実を図ります。		●	●			学校教育課
英語検定・漢字検定補助	英語検定料・漢字検定料を助成することで受検への意欲を高め、英語能力及び日本語能力の向上につなげます。		●	●			学校教育課
イングリッシュ・サマーキャンプ	児童の英語に関する興味関心を高めるため、AETとの英語を用いたコミュニケーション活動や諸外国の文化に触れる機会の充実を図り、楽しく英語と異文化を学ぶ場を提供します。		●				学校教育課
コミュニティ・スクール推進事業	学校の教育活動に地域や保護者も参画し、共に学校運営を進めていくために、学校と地域、保護者が目標を共有し、協働することで、「地域と共にある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進します。		●	●		●	学校教育課



基本施策3 すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまち

1. こども・若者の社会参画・意見表明機会の推進

すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまちを実現するため、こどもたちが自らの意見を自由に表現できる機会を提供するとともに、地域や学校、家庭と連携し、こどもたちが年齢や発達段階に応じた形で意見を表明し、政策に反映される仕組みを整備します。また、声を上げにくいこどもたちにも配慮し、誰もが参加できる環境をつくり、こどもたちの多様な意見やニーズを社会全体で尊重し、まちづくりに活かしていく取組を推進します。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
子ども議会の開催	小・中学生を議員とした子ども議会を開催することにより、市議会の仕組みを理解し、市政への興味と関心を深めるとともに、こどもの目から見た市政への夢のある提言を求めることを目的として開催します。		●	●			生涯学習課
ジュニアリーダースクラブ活動支援事業	高校生達が地域ボランティア活動を通じて、メンバー相互の親善を図り、自己を高める目的で実施する活動への支援を行います。			●			生涯学習課
もおか若者会議	若者のまちづくりに参画する機会の創出や未来を担う人材の育成を図ることを目的に、異業種間の交流や、真岡市の未来についての研究、若者のリアルな意見を聴く事業の運営等を行います。				●	●	総合政策課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
真岡まちづくりプロジェクト（通称まちつく）	高校生、大学生と地域の大人が、中心市街地活性化を図る企画提案と、実際に社会実験を行うことで、若い世代を中心に、すべての人が真岡に住みたい、真岡で働きたい、真岡で子育てしたいと思えるまちの実現を図ります。			●	●	●	プロジェクト推進課
真岡すきすきシェアクラブ活動事業	高校生が、身近にある疑問や課題を自ら解決しながら、真岡の魅力を発信していく活動です。次世代を担う若者の自主性・主体性を育てるとともに、真岡への愛着・誇りを育みます。			●			秘書広報課
中学生リーダー研修	他校の生徒と交流しながら、コミュニケーション能力を高め、真岡市の魅力を発見してPRする活動などを通して、学校や社会の諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育てます。			●			学校教育課
押し街ボランティア事業	高校生が、地縁団体や市民活動団体の活動にボランティアとして参加し、体験を通して自治組織や社会貢献活動の必要性を考える機会となるよう支援します。			●			市民協働推進室

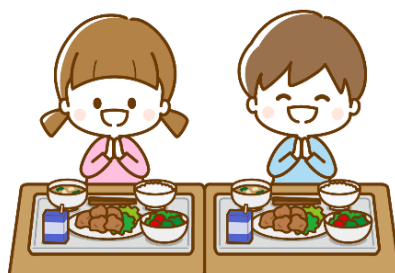
基本施策4 すべてのこどもが幸せに 成長できる家庭や環境があるまち

1. 食育の推進

こどもたちの心身の成長と人格形成に重要な食育を推進し、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を行います。また、食習慣の乱れや思春期やせなどの健康問題に対応するため、農作物の収穫体験など、参加型の食育活動を充実させ、健全な心と身体を育む基盤を整えます。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
もぐもぐ教室(離乳食)の開催	概ね6～7か月のこどもと保護者を対象に、1回食から2回食に向けての進め方や大人の食事からの取り分けレシピの紹介、卵の進め方等、デモンストレーションや参加型の離乳食教室を開催します。	●				●	こども家庭課
乳幼児健康診査での栄養指導	こどもの発達段階に応じた栄養バランスや食生活のリズム、おやつとの与え方などを、集団指導と個別指導で行います。	●				●	こども家庭課
農作物の収穫体験や季節の野菜を食べるなどの事業	自然の恵みを知り、感謝する心を育てるため、水稻や野菜の栽培・収穫等を実施し、食事環境に変化をもたらし、楽しいと感じられるように工夫し、食事の大切さについて周知します。		●				農政課
小・中学校での食に関する学習の支援	食事のあり方や望ましい食生活習慣を確立させるため、食に関する情報の普及啓発を図っています。栄養バランスを考えさせる機会の提供、地産地消、食品ロス削減のための事業を実施します。		●	●			学校給食センター

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
郷土料理や行事食の継承	学校給食センターで発行する「給食だより」や「食育だより」を通して、郷土料理や行事食などを紹介し、伝統的な食文化に関する情報を提供しています。こどもたちに伝統的な食文化に関心を持たせるため、学校給食における郷土料理や行事食等の献立の活用を促進します。		●	●			学校給食センター



2. こども・若者への切れ目のない医療体制の充実

本市の将来を担うこども・若者の健康と安全を守り、安心して日常生活を送れるよう、夜間・休日を含む救急患者の受け入れ体制を強化し、安心して医療を受けられる医療体制の充実に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
こどもに関わる医療体制の充実	こどもが、突発的な事故や病気の時に適切な医療が受けられるよう関係機関と連携して救急医療体制の充実を図ります。夜間・休日の初期救急を真岡市休日夜間急患診療所が担い、安心して医療を受けられる体制を提供します。	●	●	●		●	健康増進課
もおか健康相談24	急な病気やけがに役立つ情報を24時間年中無休で医師や保健師等が内容に応じて指導助言する、電話相談「もおか健康相談24」の周知を図ります。	●	●	●	●	●	国保年金課
「かかりつけ医をもちましょう」の啓発活動	初期救急、二次救急医療機関の役割や、日ごろから、なんでも相談できるかかりつけ医をもつことについて周知を図ります。	●	●	●	●	●	健康増進課
こども医療費の助成	こどもの病気の早期発見や治療を促進し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、市内在住の高校3年生までのこどもを対象に、保険診療が適用された医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	●	●	●			こども家庭課
養育医療費の助成	赤ちゃんの出生体重が2,000グラム以下又は身体の機能が未熟なままで生まれ、医療機関に入院して養育を受ける場合に、1歳を迎えるまでの保険診療が適用された医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	●					こども家庭課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
予防接種の推進	予防接種の正しい知識についての普及啓発を行い、身近な場で予防接種の相談や接種ができるよう、関係機関との連携強化を図ります。	●	●	●		●	健康増進課



3. こどもの健全育成

少子化や核家族化に伴い、子どもたちが集団で行動する機会は減少し、社会性や規範意識の発達に影響が出ている現状を踏まえ、安全な活動の場を積極的に確保し、地域住民や公民館と連携して自然環境や歴史・文化を活用した体験活動の場を提供し、心豊かな人間性や「生きる力」を育む取組を推進します。また、「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブや放課後子ども教室のさらなる充実を図ります。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
真岡っ子をみんなで育てよう事業	【再掲】基本施策１－１	●	●	●		●	生涯学習課
放課後子ども教室の実施	地域、学校、関係課などが連携・協働し、こどもたちが地域の中で放課後を安全・安心に過ごし、放課後の時間を活用し多様な体験・遊びの機会の充実が図れるよう市内３校にて年度ごとに参加者を募集し、放課後子ども教室を実施します。		●				生涯学習課
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携型・校内交流型の推進	市内３校において同一小学校内で両事業を実施し、放課後子ども教室実施後の放課後児童クラブ施設等までこどもたちを見守ります。 また、関係機関と連携を図るため、定期的な打合せの機会や報告の機会を設けます。		●				生涯学習課 保育課
放課後子ども教室における学校施設の活用に向けた具体的方策	学校施設の活用状況等について学校や関係機関と定期的に協議、報告を行い、放課後子ども教室が充実した内容となるよう活用を図ります。		●				生涯学習課
放課後児童クラブでの特別な配慮を必要とする児童への対応	障がいのある児童など特別な配慮を必要とする児童の受け入れを行うために、放課後児童支援員が、積極的に研修会に参加できる環境を整え、障がいのある児童など特別な配慮を必要とする児童について、受け入れに努めます。		●				保育課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	利用者や地域のニーズ等を踏まえ、放課後児童クラブの開所時間の延長について、利用者の意見を参考に検討していきます。		●				保育課
放課後児童クラブの役割を向上させるための方策	放課後児童クラブについて、こどもたちの安全・安心な居場所に加え、学習やスポーツ、文化活動など、多様な体験、活動を通じて、こどもたちが伸びやかに成長することができるよう、内容の充実に努めます。		●				保育課
放課後児童クラブの育成支援の内容を、利用者や地域住民への周知を推進するための方策	放課後児童クラブにおける育成支援や活動内容について、ホームページなどを通じて、利用者や地域住民に対し広く周知を図ります。		●				保育課
放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策	新たな放課後の居場所づくりについてニーズなど調査研究し、市の総合的な児童の放課後対策について関係各課と定期的に協議、報告を行い、計画的な整備を図ります。		●				生涯学習課

4. 地域活動・交流の推進

こども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、家庭・学校・地域が連携し、「地域の教育力」の向上を推進します。また、乳幼児期から地域の人々とのふれあいや、地域行事・ボランティア活動への参加を通じて、自分の住むまちへの関心やまちづくりへの意識を高める取組を推進します。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
家庭教育オピニオンリーダー養成研修	学校や家庭、地域の教育力を回復する手助けをする家庭教育のリーダーの養成研修を行います。					●	生涯学習課
地域子どもすくすく元気事業	市民と行政が一体となり、思いやり、郷土愛、生きる力を持った個性豊かなこどもを育成することを目的に、地域で実施する事業に対し補助金を交付します。		●	●		●	生涯学習課
子ども会育成会連絡協議会運営支援	各地域のこどもたちが、異年齢の人々と関わり、様々な体験活動を行うことにより、社会で生きる力を身に付けることができるよう、子ども会育成会及び各地区連絡協議会と連携し、子ども会育成会の活性化を推進します。		●	●		●	生涯学習課
ジュニアリーダースクラブ活動支援事業	【再掲】基本施策３－１			●			生涯学習課
推し街ボランティア事業	【再掲】基本施策３－１			●			市民協働推進室

5. 良質な居住環境の確保

住宅は、安全・安心で快適な生活を送るための家庭の基盤であるため、ユニバーサルデザイン※を取り入れた利便性と安全性の高い良質な住宅の供給や取得を支援するとともに、情報提供などにも積極的に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業	若者の市内定住促進と子育て世代の負担軽減を図るため、新築・中古住宅を取得し定住する若者・子育て世代に対し、取得した住宅に係る固定資産税相当額の一部を補助します。					●	建設課
入居者募集案内の情報提供	市ホームページや広報紙、SNS等を活用し、所得水準が低く住宅に困窮しているファミリー世帯に対し、市営住宅の入居者募集案内の情報提供を行います。	●	●	●	●	●	建設課
公営住宅の優先入居	入居の取り扱いについては、公営住宅法に基づき、公開抽選方式により、ひとり親家庭や高齢者世帯及び障がい者世帯に対し優先部屋割当等の措置を講じています。住宅困窮度に配慮しながら、本市の実情に応じた適切な選考基準を設け、公正な運用を推進します。	●	●	●	●	●	建設課
空き家バンクによる住宅情報提供とリフォーム補助	空き家バンクによる住宅情報をホームページ等により提供するとともに、その住宅をリフォームする際、中学生以下のこどもの人数に応じて加算する補助制度により、住宅取得の支援と経済的負担の軽減を図ります。					●	くらし安全課

6. こどもの遊び場の整備

こどもたちが身近な場所で安全かつ生き生きと遊べる環境を提供し、遊びの重要性を活かした成長を支えるため、遊び場の充実と維持管理に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
総合運動公園子ども広場	3段階の年齢層にエリア分けし、登る・すべる・くぐる・はねるなど、様々な機能を備えた複数の遊具を組み合わせ、それぞれの年齢にふさわしい遊具を設置し、幅広い年齢層のこどもたちが、無理なく安全に楽しめる広場を提供します。	●	●	●	●	●	スポーツ振興課
真岡駅子ども広場	立地適正化計画によるまちづくりとして、都市機能誘導区域に指定されており、都市機能としての役割を担う施設として、小学校2年生までのお子さんと保護者を対象とした、無料で安全にいつでも気軽に遊べる屋内型のこどもの遊び場を提供します。	●	●			●	こども家庭課
根本山自然観察センター	根本山いきものふれあいの里の中心施設で、季節ごとに見られる動植物の写真展示や自然情報の提供、観察用具の貸し出しなどを行います。また、里山の生き物観察や調査、自然の恵みを素材に使ったクラフトづくりなど、一年を通して里山の自然とふれあえる楽しい行事を開催します。	●	●	●	●	●	根本山自然観察センター
複合交流拠点施設「monaca」	複合交流拠点施設「monaca」が地域の文化とコミュニティの拠点となるよう、子育て支援においても、市内外からの利用者の交流、読み聞かせ等のボランティア団体をはじめ、図書館、近隣施設や民間団体との事業連携など、幅広いアプローチにより事業を展開します。	●	●	●	●	●	関係各課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
公園施設の整備・改修	親子のふれあいの場を創出し、子育てしやすい環境の充実を図るため、公園新設の際の施設整備や、機能向上を伴う遊具等の改修を推進します。	●	●	●		●	都市計画課



7. こどもたちの安全の確保

こどもを犯罪から守るため、防犯ボランティアやPTA、地域の協力を得て、通学路などのパトロールや防犯講習会を実施し、市民の自主防犯行動を促進するための情報提供や情報交換を行います。また、こどもを交通事故から守るため、警察や保育所（園）、学校、地域や関係団体との連携を強化し、総合的な交通事故防止の取組を推進します。

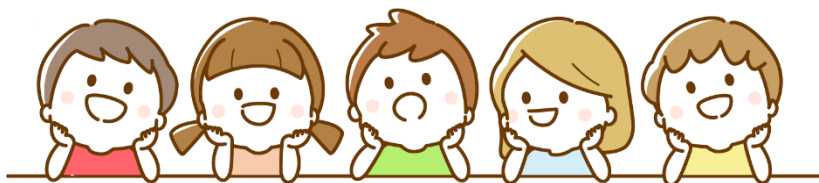
事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
地域ぐるみでこどもを見守るための対策等	声かけ・あいさつ運動や、自主的な防犯パトロールの実施を推進するための支援を行います。		●	●			学校教育課
防犯機器の所持を啓発	こどもを犯罪から守るため、市内小学校及び中学校において、保護者に対して防犯機器の所持を働きかけます。		●	●			学校教育課
防犯灯設置補助事業	夜間の通行の安全確保と地域の犯罪防止のために、地域に対し防犯灯設置を支援します。	●	●	●	●	●	くらし安全課
こども110番の家※の協力依頼	こどもたちが犯罪や不審者などから逃れる緊急避難場所として、「こども110番の家」の掲示を依頼し、事業の推進を図ります。		●	●			生涯学習課
真岡っ子をみんなで育てよう事業	【再掲】基本施策1－1	●	●	●		●	生涯学習課
危機情報の共有体制の推進	真岡警察署では、こどもを犯罪から守るための不審者情報等を「地域安全情報」としてメール配信をしています。また、栃木県警察では、「ルリちゃん安全メール」を配信しています。このような地域安全情報を学校・保育施設等で共有することが重要であることから、関係機関と連携を深めます。	●	●	●	●	●	学校教育課 保育課
少年指導センター	青少年の初発型非行(万引き、盗難等)の防止を図るため、少年指導員が市内パトロールを実施します。また、親子の悩み相談電話を受け付けています。		●	●		●	生涯学習課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
交通安全教室の実施	保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小・中学校で交通安全教室等を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。	●	●	●			くらし安全課
未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所において、日常的に集団で移動する経路について、実態把握に努めるとともに、危険箇所の改善要望を受けた場合は、関係機関と連携し、改善に努めます。	●					保育課
通学路の指定及び安全の確保	児童生徒の登下校時の安全確保のため、各学校で指定をしている通学路について、実態把握に努めるとともに、通学路危険箇所の改善要望を受けた場合は、関係機関と連携し、改善に努めます。		●	●			学校教育課
スクールガード	こどもたちの登下校の時間に合わせて、通学路や近くの公園などをパトロールしながら、こどもたちを見守る活動を行います。		●	●			学校教育課
幼児用補助装置（チャイルドシート等）購入補助金	保護者の負担を軽減するため、6歳未満の乳幼児がいる家庭に対し、チャイルドシート等購入補助を実施しています。					●	こども家庭課
ながら見守り隊（愛称：にこにこ見守り隊）	真岡警察署管内の事業所等と個人が協力し、日常生活や仕事での外出時にこどもたちの登下校を見守る活動に協力します。		●	●		●	くらし安全課
子育て関連施設の環境整備	こどもたちが安全・安心に過ごせるよう、保育所（園）などの児童福祉施設等の環境改善を図ります。	●					保育課

8. こどもを取り巻く有害環境対策の推進

急速な情報化の進展に伴い、こどもたちを取り巻く有害な社会環境の影響が懸念される中、有害図書の調査や有害施設への立ち入り制限を行うとともに、インターネットの適切かつ安全な利用を促進するため、保護者に対して「フィルタリング」の普及啓発を行います。また、関係機関に自主的な措置を求め、家庭、学校、地域での情報モラル教育を推進します。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
有害図書等立入り調査	青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書取扱店に対し、点検・指導を行います。		●	●			生涯学習課
安全・安心な情報通信サービスの利用	インターネットを利用する際に、こどもたちを有害情報との不用意な接触から守るフィルタリングの周知や、インターネットを適切かつ安全・安心に利用するための正しい知識の啓発に努めます。		●	●	●	●	くらし安全課



基本施策5 家庭や子育てに夢を持ち、 子育てに伴う喜びを実感できるまち

1. ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭が抱える課題に対応するため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援を総合的に実施し、安心して暮らせる環境を整えるための支援を行います。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
児童扶養手当	父母の離婚、父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母が重度の障がいの状態にある児童が心身ともに健やかに育成されることを目的に支給します。	●	●	●		●	こども家庭課
母子・父子自立支援員による相談支援	母子・父子自立支援員や民生委員児童委員がひとり親家庭の自立に必要な情報提供や相談を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。					●	こども家庭課
女性相談支援員による相談支援	母子・父子・寡婦の生活等に関する相談や夫等からの暴力（DV関係）・離婚問題などに関する相談支援を行います。					●	こども家庭課
高等職業訓練促進給付金等事業	就職に結びつきやすい各種資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）を取得するための養成機関に修学する市内在住のひとり親家庭の母及び父に対し、修学期間中における生活費の負担軽減を図る為、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、修了後には修了支援給付金を支給します。					●	こども家庭課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
ひとり親家庭の就労支援	ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、生活状況や就業への意欲等の状況を把握した上で、自立支援プログラムを策定し、資格取得促進のための事業の紹介やハローワークと連携し就労支援を行います。					●	こども家庭課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母及び父の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等の就業に結びつく可能性の高い講座を受講した場合に、対象者が受講の為に支払った費用の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。					●	こども家庭課
ひとり親家庭医療費の助成	18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭の親と子に対し、保険診療分の医療費の一部を助成します。	●	●	●		●	こども家庭課
遺児手当	父母の一方又は両方が死亡した児童について、遺児手当を支給し、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ります。	●	●	●		●	こども家庭課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(県)	ひとり親家庭の経済的自立とその扶養する子の福祉の増進を図るため、修学資金等の各種資金貸付の相談を行います。					●	こども家庭課

2. 子育てに関わる経済的負担の軽減

社会情勢の変化により物価上昇が続く中、子育て家庭の経済的負担が増大している現状を踏まえ、児童手当やこども医療費助成、出産準備手当、赤ちゃん誕生祝金などの支援に加え、今後も家庭状況に応じた経済的支援の充実を図り、子育て家庭の負担軽減に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
児童手当	高校生年代までの児童を養育している保護者へ児童手当を支給します。	●	●	●		●	こども家庭課
児童扶養手当	【再掲】基本施策5－1	●	●	●		●	こども家庭課
出産準備手当（マタニティ手当）	市民だれもが安心してこどもを産み育てる環境を整備し、少子化対策及び子育て支援の一翼を担うことを目的に、出産応援金に加え、胎児1人につき2万円を支給します。					●	こども家庭課
赤ちゃん誕生祝金	市民だれもが安心してこどもを産み育てる環境を整備し、少子化対策及び子育て支援に寄与することを目的に、子育て応援金に加え、第1子及び第2子がともに2万円、第3子以降は3万円の祝金を支給します。	●				●	こども家庭課
乳児紙おむつ及び乳児紙おむつ用ごみ袋購入助成券支給事業	市民だれもが安心してこどもを産み育てることができる環境を整備し、少子化対策及び子育て生活支援を図ることを目的に、乳児紙おむつ及び乳児紙おむつ用ごみ袋購入助成券を支給します（ごみ袋は令和5年度より支給）。	●				●	こども家庭課
妊産婦医療費の助成	妊産婦の病気の早期発見と治療を促進し、母子保健の向上を図ることを目的に、母子健康手帳の交付を受けた月の初日から出産（流産）した月の翌月の末日まで、保険診療が適用された医療費の自己負担分を助成します。					●	こども家庭課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
こども医療費の助成	【再掲】基本施策４－２	●	●	●			こども家庭課
養育医療費の助成	【再掲】基本施策４－２	●					こども家庭課
妊産婦健康診査費用助成	母親が健康で子育てが行えるように妊娠期から産後の健康管理のために、妊婦健康診査費用 14 回(多胎妊娠の場合は 19 回) 及び、産後２週間健康診査と産後 1 か月健康診査費用を助成します。	●				●	こども家庭課
新生児聴覚検査費助成事業	【再掲】基本施策２－１	●					こども家庭課
1 か月児健康診査受診費助成事業	【再掲】基本施策２－１	●				●	こども家庭課
ファミリー・サポート・センター利用料助成	ファミリー・サポート・センターに登録し、相互援助活動を利用した場合（同一世帯のこどもを複数預かる場合は、2 人目から半額）に、その利用料 1 時間あたり 200 円（利用料が半額の場合は 100 円）を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、育児と仕事の両立を支援します。	●	●			●	こども家庭課
幼児教育・保育無償化の制度	保育所（園）、認定こども園、幼稚園に通う 3 歳から 5 歳までのこどもの利用料（保育料）及び第 2 子の利用料（保育料）が無償となります。 また、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯のこどもの利用料（保育料）を無償にします。	●					保育課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
保育所(園)及び認定こども園の副食費の補助制度	保育所(園)及び認定こども園に在園している、年収 360 万円未満の世帯のこどもの副食費を免除します。 また、年収 360 万円以上の世帯で、1号認定は小学3年生から、2号認定は未就学児から数えた場合の第3子以降のこどもの副食費を免除します。 さらに、18 歳未満から数えた場合の第3子以降のこどもの副食費についても、月額 4,800 円を上限として補助します。	●					保育課
多子世帯への支援	多子世帯を対象とした支援の充実を図り、経済的負担等の軽減に取り組みます。	●				●	関係各課
助産制度	保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦への支援を検討します。					●	こども家庭課
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	国民年金第1号被保険者(自営業者など)が出産を行った際に、出産予定日(又は出産日)が属する月の前月から、4か月間の保険料を免除する制度です。免除された期間も保険料を納付したものととして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。市広報等を通し、免除制度について周知を実施します。					●	国保年金課
若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業	【再掲】基本施策4－5					●	建設課
幼児用補助装置(チャイルドシート等)購入補助金	【再掲】基本施策4－7					●	こども家庭課
空き家バンクによる住宅情報提供とリフォーム補助	【再掲】基本施策4－5					●	くらし安全課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
住宅ローンの金利優遇	真岡市と住宅金融支援機構の連携により、「真岡市若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業」又は「空き家バンクリフォーム補助」の対象者が住宅ローン（フラット 35／子育て支援型）を利用する場合、金利が引き下げられます。					●	建設課 くらし安全課
国民健康保険税の未就学児均等割額軽減制度	未就学児に係る均等割額が半額となります。既に上記の所得状況に応じた軽減が適用されている場合には、軽減後の均等割額がさらに半額となります。制度の周知を実施します。					●	国保年金課
国民健康保険税の産前産後期間の免除制度	出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民健康保険税が免除されます。制度の周知を実施します。					●	国保年金課



3. 子育てにおける相談・情報提供の充実

少子化や核家族化、共働き世帯の増加に伴い、地域における人と人とのつながりが希薄化し、子育て機能の低下が指摘される中、子育て家庭の孤立感や育児不安を軽減するため、安心して気軽に相談できる体制の整備や、保護者同士の情報交換ができる環境の充実に努めます。また、様々な媒体を活用して情報提供を強化し、子育て家庭が適切なアドバイスを受けられる場を提供します。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
こども家庭センター	【再掲】基本施策１－２	●	●	●		●	こども家庭課
子育て支援センター、にのみや保育園 子育て支援センター （地域子育て支援拠点事業）	乳幼児のいる子育て中の親子、親同士、こども同士の交流や育児相談、子育て情報提供等を行います。	●				●	こども家庭課
障害児者相談支援センター	相談支援専門員が、障がいのある方やそのご家族などから様々な相談をお聞きし、一人一人にあった支援を一緒に考えます。	●	●	●	●		社会福祉課
生活困窮者自立相談支援センター	収入が不安定で家賃や税金を滞納しているなど、経済的に困窮している方の相談を受け、どのような支援が必要か一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。					●	社会福祉課
エンゼル広場	親子で保育施設に来所し、在園児と楽しく遊び、保護者同士の交流を図ることができます。また、育児に関する悩みを相談するなどの豊かな子育て支援を行います。	●					保育課
もしもテレフォン相談室	保育士が子育てや育児に関する悩みや相談事を、電話で助言・指導します。	●					保育課
もおか健康相談２４	【再掲】基本施策４－２	●	●	●	●	●	国保年金課

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
まちなか保健室ほっとステーション	訪れた人が気軽に健康チェックをしたり、保健師・看護師・助産師による健康相談を受けられるとともに、お茶などを飲みながら、訪れた人同士が交流できる場所を提供します。	●	●	●	●	●	健康増進課
マタニティ・子育て相談会の開催	妊婦、乳幼児を対象に、保健師・助産師・栄養士等を配置し、健康管理や栄養、育児の悩みなどの相談会を行います。	●				●	こども家庭課
子育てモバイルサイトの充実	【再掲】基本施策１－４	●				●	こども家庭課
もおか子育てガイドブックの充実	妊娠期から義務教育までのお子さんのいるご家庭にお役に立つ多くの情報を掲載します。こども家庭課、市民課、二宮支所、子育て支援センターにて配布するほか、ホームページにも掲載します。	●	●	●		●	こども家庭課
ファミサポだよりの配布	公共施設、医療機関、保育所（園）、認定こども園、幼稚園の子育て支援施設等がひと目でわかるよう掲載し、毎年情報を更新し、最新の情報提供に努めます。					●	こども家庭課
祖父母リーフレットの配布	【再掲】基本施策２－３	●					こども家庭課

4. 子育て支援ネットワークの強化

令和7年1月に開設した複合交流拠点施設「monaca」では、新たな子育て支援拠点として、遊びや子育て相談、交流の場を提供し、子育て家庭への支援の充実を図ります。また、市民による自主的な支援活動を促進し、関係団体と連携して地域全体で子育て支援のネットワークを形成し、子育て環境の充実に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
複合交流拠点施設「monaca」	【再掲】基本施策4－6	●	●	●	●	●	関係各課
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行います。	●	●			●	こども家庭課
家庭教育オピニオンリーダーへの支援	学校や家庭、地域の教育力を回復する手助けをする家庭教育のリーダーを通じて、地域に根差した家庭教育の支援を行います。					●	生涯学習課
子育て学級「コアラちゃんクラブ」	親同士・こども同士の交流を深めると同時に両親に対する支援の充実を図ります。	●	●			●	生涯学習課
こども食堂参加者への連携支援	必要に応じて助成金を交付するとともに、社会福祉協議会に寄付いただいた食材をこども食堂参加者へ提供する等により事業運営を支援します。	●	●	●	●	●	社会福祉協議会
フードバンク参加者への連携支援	賞味期限内で十分に食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品を寄贈してもらい、食に困っている人や福祉施設等は無償で提供する様々な支援者と連携し支援します。	●	●	●	●	●	社会福祉協議会

5. 安心して外出できる環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの親、障がい者、高齢者など、すべての人が「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」利用できるユニバーサルデザインに基づく道路交通環境の整備を推進します。特に、生活道路や通学路では、歩道整備や車両速度抑制のための物理的デバイス設置など、安全な歩行空間の確保に取り組みます。また、公共施設ではユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化※を推進し、すべての人が安心して外出できる環境を整備します。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
公共施設のバリアフリー化の推進	こどもや妊産婦などが安心して利用できるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、道路や公共施設などのバリアフリー化を推進します。	●	●	●	●	●	関係各課
子育てにやさしい公共施設などの整備	子育て中の親子が利用しやすいよう、授乳コーナー、ベビーベッドなどを設置し（赤ちゃんの駅）、子育てにやさしい公共施設などを整備します。	●				●	関係各課
マタニティマークの促進	妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするため、マタニティマークをキーホルダーやカードを活用し普及啓発に努めます。 さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が受動喫煙への配慮など、妊産婦に優しい環境づくりを推進します。					●	こども家庭課

6. 家庭生活における男女共同参画の推進

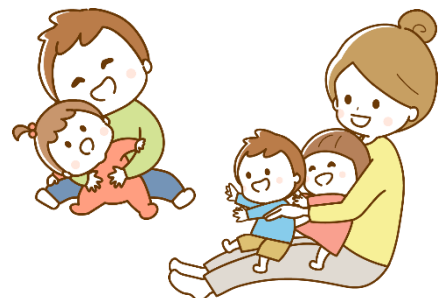
家庭では、男女が協力して家事や育児に取り組むことが求められるため、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な役割分担意識を見直し、男性が積極的に家事や育児に関わることで、仕事と家庭のバランスが取れたライフスタイルを選択できる社会を目指します。そのため、男性の家事・育児への参加を促進し、情報提供や機会の提供を通じて、男女が協力して家庭を営む環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
男女共同参画に関する情報発信	誰もが個性や能力を活かすことができるよう、性別による固定的役割分担意識解消のための啓発活動を行い、男女共同参画意識の向上に努めます。		●	●	●	●	市民協働推進室
講演会・講座等の開催	男女共同参画社会実現のため、講演会や講座等を開催し、男女平等の意識が幼少期から育まれるよう、こどもを持つ保護者等が興味・関心の持てる講座内容に努め、積極的な参加を促します。		●	●	●	●	市民協働推進室
情報紙 us（アス）の配布	男女共同参画に関する意識醸成が促進されるよう、掲載情報のブラッシュアップに努め、広く周知を図ります。				●	●	市民協働推進室
マタニティセミナーの開催	妊娠中の夫婦を対象に両親学級を開催し、妊娠・出産・育児についての理解を深め、安心して育児に取り組めるよう支援します。					●	こども家庭課
子育て学級「コアラちゃんクラブ」	【再掲】基本施策5－4	●	●			●	生涯学習課
男性の家事育児支援	男性向けの料理教室や、父親とこどもが一緒に参加する体験教室を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。	●	●	●	●	●	市民協働推進室

7. 子育てと仕事の両立支援の推進

共働き世帯が増加する中、誰もがやりがいを感じながら安心して子育てを続けられるよう、保育サービス等の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業に対して長時間労働の削減や多様な働き方の促進を働きかけます。また、父親も含めた育児休業の取得促進や労働時間の短縮を推進し、子育て家庭が心豊かに暮らせる社会を目指します。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
保育施設における保育内容の充実	市内保育施設の保育サービス(延長保育、病児・病後児保育、休日保育等)の充実を図ります。	●	●				保育課
働きやすい職場づくりの普及啓発	関係機関(国・県・商工団体)と連携し、一人一人が多様な働き方を選択し、男女共に育児と仕事の両立が実現できるよう働きやすい職場づくりに向けたワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めます。				●	●	市民協働推進室 商工観光課



8. 出会い・結婚に向けた支援

生涯未婚率の増加や晩婚化・晩産化、ライフスタイルの多様化や経済的不安により、結婚に踏み切れない若者が増加していることから、地域や職場での出会いの機会を提供するイベントの開催や、結婚相談員などのサポート人材の育成に努め、地域との連携による相談支援体制を強化し、結婚支援を推進します。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
結婚を希望する方への結婚相談会の開催	月1～2回、結婚相談員による結婚相談会を開催し、結婚を希望する方の登録や情報交換を行います。身上報告書の交換やお引き合わせ等について、結婚相談員がサポートします。				●		出会い結婚サポートセンター
婚活イベント等の開催	婚活イベント等を開催し、結婚を希望する方へ、出会いの機会の場を提供します。				●		出会い結婚サポートセンター
婚活セミナーの開催	結婚を希望する方をサポートするため、コミュニケーションや身だしなみのスキル向上を図る、独身男女を対象にしたセミナーを開催します。				●		出会い結婚サポートセンター
とちぎ結婚支援センター登録料補助事業	出会いの機会を増やすため、とちぎ結婚支援センターの登録料の一部を補助します。				●		出会い結婚サポートセンター
結婚相談員への活動支援	出会い結婚サポートセンター内に「真岡市結婚相談員連絡協議会」の事務局を設置し、結婚登録者情報の管理と結婚相談員への活動支援を行います。				●		出会い結婚サポートセンター
結婚相談員の研修への参加	とちぎ未来クラブ主催の結婚相談員・婚活サポーター合同研修会等へ参加し、結婚相談員のスキルアップに努めます。				●		出会い結婚サポートセンター

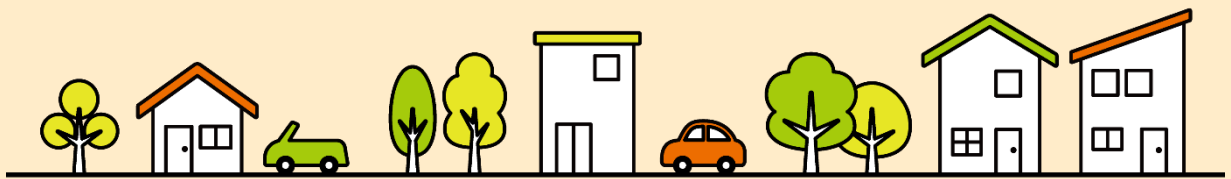
9. 不妊に対する支援の充実

不妊治療における経済的負担を軽減するため、配偶者間の人工授精・体外受精・顕微授精にかかる費用の一部を助成するとともに、不妊治療に関する情報提供や医学的相談、心の悩みに対する相談支援体制の充実に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ					担当課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
栃木県不妊・不育専門相談センターの周知	栃木県では、一般的な不妊治療から生殖補助医療に至る医学的情報の提供や、不妊・不育に関する心の悩みなどの多様な相談に応えるため、「栃木県不妊・不育専門相談センター」を開設し、助産師や産婦人科医師による相談のほか、男性不妊専門医による相談も実施しています。「栃木県不妊・不育専門相談センター」の周知とその活用を推進します。					●	こども家庭課
不妊治療費の助成	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない人工受精・体外受精・顕微授精に対して、経費の一部を助成します。					●	こども家庭課

第 5 章

子ども・子育て支援事業計画



基本施策6 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

1. 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度[※]は、子ども・子育て関連3法[※]（子ども・子育て支援法／認定こども園法の一部改正／子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。子育て家庭等の現在の利用状況と利用希望を踏まえて「量の見込み」を設定し、就学前児童が利用する認定こども園、幼稚園及び保育所（園）の施設並びに小規模保育事業などの地域型保育事業の状況を明らかにするものです。

（1）事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付[※]

- 保育所（園） ○認定こども園
- 幼稚園

地域型保育給付

- 小規模保育
（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育
（保育者の居宅等において保育を行う。）
- 居宅訪問型保育
（こどもの居宅等において保育を行う。）
- 事業所内保育
（事業所内の施設等において保育を行う。）

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育）
- ⑩病児保育事業、子育て援助活動支援事業
（病児・緊急対応強化事業）
- ⑪放課後児童健全育成事業
（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力開発事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業
- ⑰産後ケア事業
- ⑱妊婦等包括相談支援事業
- ⑲乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）

(2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、市全域を1区域とします。

(3) 教育・保育の認定について

「保育所（園）」、「認定こども園」、「幼稚園」、「地域型保育事業」の教育・保育を利用することもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われます。

〈教育・保育の認定区分〉

認定区分	利用時間	施設・事業
1号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、 2号認定以外のこども	教育標準時間	認定こども園 幼稚園
2号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、 保護者の労働や疾病等により、家庭において必要 な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園
3号認定こども 満3歳未満のこどもであって、保護者の労働や 疾病等により、家庭において必要な保育を受ける ことが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業

※1号認定の教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

※夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定（2号認定を受けることができる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、教育標準時間認定（1号認定）を受けて幼稚園を利用することが可能です。

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る労働時間の下限を1か月あたり64時間としています。

- 教育標準時間：1日4時間の幼児教育
- 保育標準時間：1日最大11時間の保育（主にフルタイムの労働を想定）
- 保育短時間：1日最大8時間の保育（主にパートタイムの労働を想定）

2. 教育・保育事業の量の見込み

(1) 教育・保育の給付（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）

■量の見込みの算出根拠

① 1号認定（3～5歳児）

◆令和6年5月1日現在の認定こども園・幼稚園の入園児童数は226人で、定員400人に対する充足率は56.5%となっています。

◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。

② 2号認定（3～5歳児）

◆令和6年4月1日現在の保育所（園）・認定こども園の入園児童数は1,114人で、定員1,388人に対する充足率は80.3%となっています。

◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。

◆2号認定のうち「3～5歳教育」とは、幼稚園と預かり保育を併用して利用している人数となっています。

③ 3号認定（0歳児）

◆令和6年4月1日現在の保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設の入園児童数は63人で、定員201人に対する充足率は31.3%となっています。

◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。

◆共働き世帯の増加による保育ニーズの拡大等の動向に注視し、事業量の確保に努めます。

④ 3号認定（1・2歳児）

◆令和6年4月1日現在の保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設の入園児童数は614人で、定員711人に対する充足率は86.4%となっています。

◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。

◆共働き世帯の増加による保育ニーズの拡大等の動向に注視し、事業量の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		420	32	1,078	189	243	318	362	32	1,034	187	248	332
②確保の内容	特定教育・保育施設	400	38	1,350	189	287	376	400	38	1,350	189	287	376
	確認を受けない幼稚園	521	—	—	—	—	—	521	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	12	24	24	—	—	—	12	24	24
	幼稚園及び預かり保育	74	—	—	—	—	—	74	—	—	—	—	—
	②合 計	995	38	1,350	201	311	400	995	38	1,350	201	311	400
②－①		575	6	272	12	68	82	633	6	316	14	63	68
		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		317	32	1,011	186	245	338	278	32	987	184	243	335
②確保の内容	特定教育・保育施設	400	38	1,350	189	287	376	400	38	1,350	189	287	376
	確認を受けない幼稚園	521	—	—	—	—	—	521	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	12	24	24	—	—	—	12	24	24
	幼稚園及び預かり保育	74	—	—	—	—	—	74	—	—	—	—	—
	②合 計	995	38	1,350	201	311	400	995	38	1,350	201	311	400
②－①		678	6	339	15	66	62	717	6	363	17	68	65
		令和11年度											
		1号	2号		3号								
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育						
①量の見込み (必要利用定員総数)		261	32	1,033	183	242	332						
②確保の内容	特定教育・保育施設	400	38	1,350	189	287	376						
	確認を受けない幼稚園	521	—	—	—	—	—						
	地域型保育事業	—	—	—	12	24	24						
	幼稚園及び預かり保育	74	—	—	—	—	—						
	②合 計	995	38	1,350	201	311	400						
②－①		734	6	317	18	69	68						

(2) 教育・保育の確保方策のまとめ

教育・保育の確保方策としては、幼稚園から認定こども園への移行、地域型保育事業の整備、認可保育所（園）の定員増などにより教育・保育の提供を確保します。

〈確保方策として定める特定教育・保育施設等の数〉

(単位：か所)

施設の種類		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
特定教育・保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0
	保育所（園）	10	10	10	10	10
	認定こども園（幼保連携型）	8	8	8	8	8
	認定こども園（幼稚園型）	0	0	0	0	0
	認定こども園（保育所（園）型）	0	0	0	0	0
	認定こども園（地方裁量型）	0	0	0	0	0
	保育所（園）分園	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園		4	4	4	4	4
特定地域型保育	小規模保育	3	3	3	3	3
	家庭的保育	1	1	1	1	1
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
	事業所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設（※）		0	0	0	0	0

※ただし、県や市町が運営費支援等を行っている施設に限る。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【地域子育て相談機関】

身近な場所で気軽に相談できる子育て相談機関を増やすことにより、妊産婦、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やし、保護者等が子育て支援を円滑に利用できることを目的としています。

【こども家庭センター】

母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に行う施設で、妊産婦や子育て世帯、こどもに対して切れ目のない支援を行うことを目的としています。

真岡市では、令和6年4月1日に設置し体制を整備しました。

■今後の方向性

- ◆保育所等の子育て支援機関の施設や場所において、すべての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関を増やすことを検討します。
- ◆気軽に相談できる場として、ホームページや広報紙等を活用し、広く市民に周知します。

■量の見込み

【地域子育て相談機関】

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2

【こども家庭センター】

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆本市では、2か所の施設で実施しており、令和5年度の実績は21,551人日（0～5歳・保護者）となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆子育てを取り巻く環境の変化等に伴い、子育てに不安を抱える保護者も増加していることから、関係機関と連携を図りながら安心して子育てできる体制整備に努めます。
- ◆第一・第二子育て支援センターが複合交流拠点施設「monaca」の子育て支援センターへ令和6年度に移転し、新たな子育て支援拠点として、こどもも保護者も安心して楽しめる居場所の提供をします。
- ◆立地適正化計画によるまちづくりとして、真岡駅子ども広場が都市機能誘導区域に指定されており、都市機能としての役割を担う施設として運営していきます。

■量の見込みと確保方策

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）	26,098	26,098	26,098	26,098	26,098
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

※地域子育て支援拠点事業の量の見込みは、国では0-2歳児の延べ利用人数としているが、本市では0-5歳児及び保護者を含めた量の見込みを設定している。

「単位について」

- ・人日：年間延べ利用者数
- ・人回：年間延べ利用回数

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、単位を人日と表記しているが、県との整合を図るため一月あたりの延べ利用者数を掲載している。

③妊婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び出産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆妊産婦健康診査の年間延べ受診回数は、令和2年度 6,279 人回、令和3年度 6,415 人回、令和4年度 5,271 人回、令和5年度 5,237 人回となっています。
- ◆妊娠届出数は、令和2年度 509 人、令和3年度 489 人、令和4年度 469 人、令和5年度 421 人となっています。令和5年度の1人あたりの受診回数は 12.4 回となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆母子の健康保持のため、医療機関との調整を図り、事業量の確保に努めます。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
妊婦健康診査 量の見込み（人回）	4,952	4,952	4,952	4,952	4,952

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握とともに、子育ての孤立を防ぐため様々な不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆乳児家庭全戸訪問事業の実績は、令和2年度 473 人、令和3年度 508 人、令和4年度 421 人、令和5年度 425 人と、減少傾向で推移しています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、出生時全員が事業対象であることから、0歳児の推計人口とします。
- ◆新生児・乳児がいるすべての家庭を対象にした訪問体制を確保します。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	439	434	431	428	426

⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど養育支援が特に必要な家庭を対象に、その居宅を訪問し、養育に関する助言や相談支援を行う事業です。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携の強化等を行い、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。

■量の見込みの算出根拠

- ◆養育支援訪問事業の訪問実績（延べ件数）は、令和2年度 269 件、令和3年度 271 件、令和4年度 253 件、令和5年度 228 件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆養育支援が特に必要である家庭等に対し、支援を行う体制を確保します。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）	255	255	255	255	255

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- ・短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
- ・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

■量の見込みの算出根拠

- ◆子育て短期支援事業の実績は、令和5年度 25 人日となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆提供体制として、5施設との連携を図り、養育支援が必要である家庭等に対して支援を行う体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）		35	35	35	35	35
確保方策	（人日）	35	35	35	35	35
	（か所）	5	5	5	5	5

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆令和5年4月1日現在の会員数の内訳は、依頼会員が 283 人、提供会員が 33 人、両方会員が 5 人で、活動件数は 78 件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆多様なニーズに対応するため、提供会員の確保に努め、活動件数の増加を図ります。

■量の見込みと確保方策

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）		220	240	260	280	300
確保方策（人日）		220	240	260	280	300

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

ア 認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

- ◆一時預かり（幼稚園型）の1号による利用実績は、令和2年度2,630人日、令和3年度2,357人日、令和4年度2,183人日、令和5年度1,393人日となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆現在の実施か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

イ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

- ◆令和5年度の実績は、一時預かり事業（幼稚園型を除く）が215人日、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）が19人日となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆一時預かりに対するニーズは高いことから、現在の実施か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

【ア 認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）】

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (人日)	1号による利用	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
	2号による利用	—	—	—	—	—
確保方策	(人日)	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
	(か所)	8	8	8	8	8

【イ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）】

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）		317	317	317	317	317
確保方策 （人日）	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	245	245	245	245	245
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	72	72	72	72	72
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	—	—	—	—	—
確保方策 （か所）	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	5	5	5	5	5
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	—	—	—	—	—

⑨時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育所（園）、認定こども園等において保育を実施する事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆令和5年度の実績値は、年間実利用者数は442人となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆現在の実施か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）		420	420	420	420	420
確保方策	（人）	420	420	420	420	420
	（か所）	12	12	12	12	12

⑩病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児保育について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、保育士や看護師等が一時的に保育等をする事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆本事業は、平成 30 年度まで広域連携した病児対応型施設と病後児対応型施設の計 2 か所で実施しており、平成 30 年度の実績は 70 人日となっています。平成 31 年 4 月より病児対応型施設が市内に開設したことにより、広域連携を終了し、現在は 2 施設となっています。
- ◆新たに開設した病児対応型施設の実績を基に、ニーズが高い事業であることから、一定期間は増加傾向、その後は一定量の見込みを設定します。
- ◆仕事と子育ての両立支援の一環として、事業の維持・確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (人日)	病児保育事業	1,940	1,940	1,940	1,940	1,940
	病後児保育事業	50	50	50	50	50
確保方策 (人日)	病児保育事業	1,940	1,940	1,940	1,940	1,940
	病後児保育事業	50	50	50	50	50
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	—	—	—	—	—
確保方策 (か所)	病児対応型	1	1	1	1	1
	病後児対応型	1	1	1	1	1

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆令和6年5月1日現在の放課後児童クラブは32支援の単位(クラス)となっています。
- ◆放課後児童クラブの利用児童数は、令和2年度799人(低学年673人／高学年126人)、令和3年度874人(低学年720人／高学年154人)、令和4年度868人(低学年693人／高学年175人)、令和5年度948人(低学年779人／高学年169人)となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆女性就業率の上昇等により、放課後児童クラブに対するニーズは高いことから、事業の維持・確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (人)	低学年 (1-3 年生)	759	750	744	741	727
	高学年 (4-6 年生)	178	175	166	159	148
	合 計	937	925	910	900	875
確保方策	(人)	1,132	1,132	1,132	1,132	1,132
	支援の単位 (クラス)	32	32	32	32	32

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者の所得状況及びその他の事情を勘案して、国が定める基準に従い、特定教育・保育施設等に対して当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

■今後の方向性

◆国の基準に準じて助成を実施します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力開発事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■今後の方向性

◆今後の動向に応じて検討します。

⑭子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、ヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

◆実態等を考慮し、量の見込みを設定します。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）	19	53	51	49	48

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

■量の見込みの算出根拠

◆実態等を考慮し、量の見込みを設定します。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	15	15	15	15	15

⑩親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

■量の見込みの算出根拠

◆実態等を考慮し、量の見込みを設定します。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	10	10	10	10	10

⑪産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

■量の見込みの算出根拠

◆産後ケア事業の実績は、令和2年度2件、令和3年度5件、令和4年度22件、令和5年度38件と、増加傾向で推移しています。

◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。

◆出産後1年以内の母子すべてを対象にした事業体制を確保します。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）	60	60	60	60	60

⑱妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆妊娠届出数は、令和2年度 509 人、令和3年度 489 人、令和4年度 469 人、令和5年度 421 人となっています。
- ◆面談回数等を考慮し、量の見込みを設定します。

■量の見込み

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人回）	1,107	1,035	969	906	846

⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労を問わず、保育所等に入園していない0歳6か月から満3歳未満を対象として、月一定時間まで時間単位で柔軟に保育所などを利用できる制度で、令和8年度より開始となります。

■量の見込みの算出根拠

- ◆こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業を踏まえ、対象年齢は0歳6か月から満3歳未満の未就園児と仮定した推計人数、月一定時間は 10 時間と仮定して設定します。

■量の見込みと確保方策

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
0 歳児	量の見込み（人日）	—	8	7	7	6
	確保方策（人日）	—	8	7	7	6
1 歳児	量の見込み（人日）	—	6	6	5	4
	確保方策（人日）	—	6	6	5	4
2 歳児	量の見込み（人日）	—	8	7	6	5
	確保方策（人日）	—	8	7	6	5

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制

(1) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容

①認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保育所（園）及び幼稚園の機能をあわせもち、保護者の就労状況に関わらず、子どもを受け入れられる施設です。

本市においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正等により、地域のこどもを幼稚園、保育所（園）に区別せず、ともに育てていくという幼保一元化を推進します。

②幼稚園教諭と保育士等との合同研修に対する支援

保育所（園）、認定こども園、幼稚園は、質の高い教育・保育や一体的な教育・保育を行うため、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修や人事交流等を推進し、互いの理解を深めるとともに人材育成に努めるものとします。

本市では、研修に必要な助言等の支援を行います。

③教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

ア 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、教育・保育施設間の連携事業の実施や連絡調整など、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たしています。特に配慮が必要なこどもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を担っています。

イ 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

ウ すべての家庭への子育て支援の充実

すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業などの充実を図ります。さらに、教育・保育施設や子育て支援に関する情報提供を行い、子育て支援の充実に努めます。

④教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携の推進方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とするこどもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってきます。

このため、合同保育・園庭開放などのほか、発達に遅れの可能性があるこどもの早期発見やその家族に対する相談についても、教育・保育施設との連携が必要となってきます。

⑤保育所（園）、認定こども園、幼稚園と小学校等との連携の推進方策

ア 保育所（園）、認定こども園、幼稚園から小学校への円滑な接続

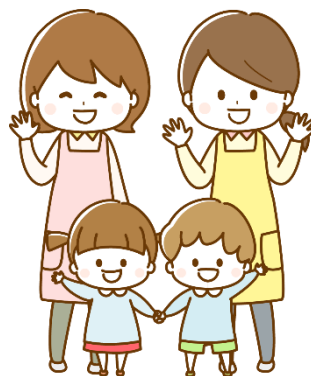
幼児期の学校教育は、こどもたちの「生きる力」の基礎や学校教育の基盤を培う重要な時期です。

保育所（園）、認定こども園、幼稚園は、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観等の実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な移行に努めます。

イ 放課後児童の健全育成の支援

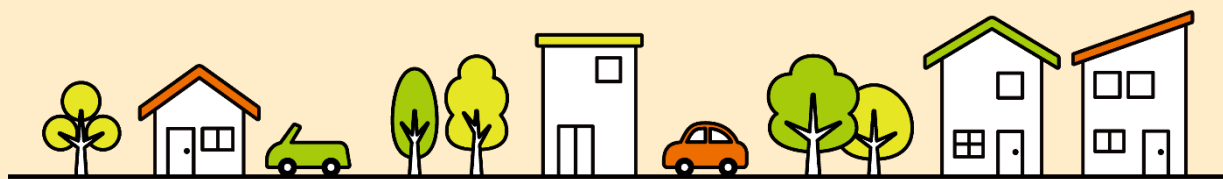
保育の必要な児童たちは、小学校就学後に留守家庭児童となることも多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。

多くの保育所（園）、認定こども園、幼稚園が、教育・保育施設と併せて放課後児童クラブを設置していることから、日ごろより小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めます。



第 6 章

計画の指標及び推進体制と進行管理



第6章 計画の指標及び推進体制と進行管理

1. 計画の指標

No.	指標	該当施策	現状値	目標値 (令和11年)
1	合計特殊出生率 資料：栃木県保健統計年報	計画全体	1.11 (令和4年)	1.54
2	真岡市で子育てをしたいと思う親の割合 (「その居住地で今後も子育てをしたいか」に対して 「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計値 (各健診の平均値)) 資料：乳幼児健診「健やか親子21」アンケート (4か月児、1歳6か月児及び3歳児)	計画全体	98.0% (令和3年)	維持
3	子育てを楽しんでいる割合 (「楽しいと感じることの方が多い」) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	計画全体	就学前児童の保護者	就学前児童の保護者
			64.1% (令和5年)	75.0%
			小学生の保護者	小学生の保護者
			58.1% (令和5年)	67.0%
4	「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあり、内容も知っている割合 (「聞いたことがあり、内容も知っている」) 資料：子どもの生活に関する調査	計画全体	中学2年生	中学2年生
			51.4% (令和5年)	80.0%
5	「自分の将来について明るい希望がある」というこども・若者の割合 (「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」の合計値) 資料：子ども・若者の意識と生活に関する調査	計画全体	こども・若者	こども・若者
			68.6% (令和5年)	80.0%
6	児童虐待又は児童虐待の疑いがあるお子さんがいる場合、どこに相談・通報するかわからない保護者の割合 (「どこに相談・通報するかわからない」) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	基本施策1	就学前児童の保護者	就学前児童の保護者
			8.7% (令和5年)	5.0%
			小学生の保護者	小学生の保護者
			8.9% (令和5年)	5.0%
7	学校に行くのが好き・楽しみの割合 (「まあまああてはまる」と「あてはまる」の合計値) 資料：子どもの生活に関する調査	基本施策2	中学2年生	中学2年生
			80.3% (令和5年)	85.0%
8	基本施策3に掲げる事業に参加した若者の人数	基本施策3	こども・若者	こども・若者
			193人 (令和5年)	上昇を目指す

No.	指標	該当施策	現状値	目標値 (令和11年)
9	いじめに対して心配している割合 (「まあまああてはまる」と「あてはまる」の合計値) 資料：子どもの生活に関する調査	基本施策4	中学2年生	中学2年生
			42.8% (令和5年)	30.0%
10	子育てに関する情報が入手できている割合 (「充分に入手できている」と「ある程度入手できている」の合計値) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	基本施策5	就学前児童の保護者	就学前児童の保護者
			67.6% (令和5年)	70.0%
			小学生の保護者	小学生の保護者
			57.3% (令和5年)	70.0%
11	男女の固定的役割意識は解消されていると感じる市民の割合 (「思う」と「どちらかと言えば思う」の合計値) 資料：市民意向調査	基本施策5	51.7% (令和5年)	60.0%
12	子育てと仕事を両立する上で大変だと感じる割合 (「子育てとの両立」) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	基本施策5	就学前児童の保護者	就学前児童の保護者
			64.1% (令和5年)	50.0%
			小学生の保護者	小学生の保護者
			54.2% (令和5年)	40.0%
13	待機児童数 資料：保育課	基本施策6	0人 (令和5年)	0人

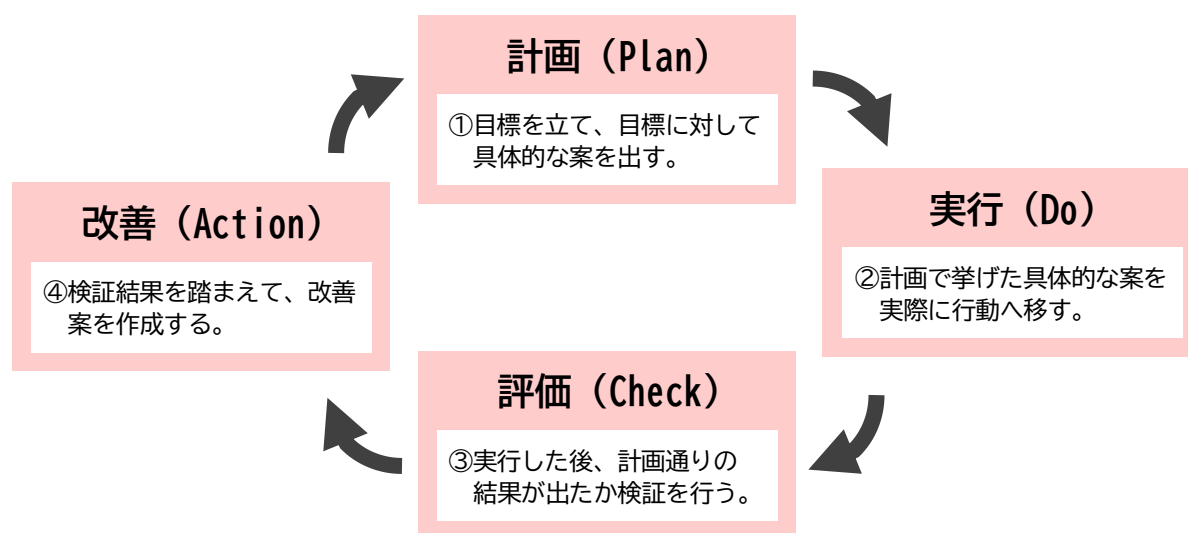
2. 計画の推進体制と進行管理

本計画は、真岡市のこども・若者、子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的な体制で取り組んでいく必要があります。このため、本計画の推進にあたっては、庁内関係各課と連携しながら、事業実施に伴う調整や毎年度の計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行います。

また、市民や地域活動団体、関係機関からなる「真岡市子ども・子育て会議」を引き続き開催し、毎年度の計画の進捗状況について、点検・評価し、必要に応じて見直しを行います。

なお、結果については、市のホームページ等を通して市民に公表します。

<PDCAサイクル※の概念図>

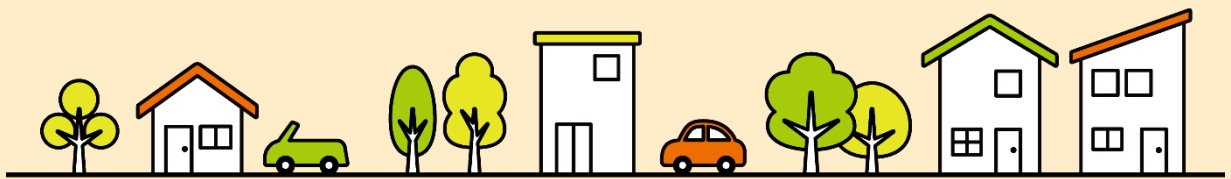


■子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第77条第1項に規定されている市町村に設置される会議の役割は、次のような内容になっています。

- 1 自治体が教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定又は変更する際には、会議の意見を聴かなければならない。
- 2 自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議する。

資料編



資料編

1. 真岡市こども計画 事業一覧

- 表中 新規等欄に「★」印がある事業は、令和7年度～令和11年度までに実施予定の新規事業、又は本計画に新たに組み入れた事業を表しています。
- 表中 新規等欄に「拡充」とある事業は、令和7年度～令和11年度までに拡充予定の事業を表しています。
- 表中 新規等欄に「●」印がある事業は、令和2年度～令和6年度までに開始した事業を表しています。

第4章 施策の展開

基本施策1 すべてのこどもの人格・個性を尊重し、権利が保障されてくらせるまち

1. 「もおかつ子」の普及活動

事業名	担当課	新規等
「もおかつ子」の普及活動	こども家庭課	●
真岡っ子をみんなで育てよう事業	生涯学習課	

2. 児童虐待防止対策の強化

事業名	担当課	新規等
こども家庭センター	こども家庭課	●
要保護児童対策地域協議会	こども家庭課	
養育支援訪問事業	こども家庭課	
子育て短期支援事業	こども家庭課	
児童虐待防止の普及啓発	こども家庭課	
里親制度の普及啓発	こども家庭課	
特別養子縁組制度等の普及啓発	こども家庭課	
子どもの居場所づくり事業	こども家庭課	●

3. 障がい児施策の推進

事業名	担当課	新規等
教育相談会の開催	学校教育課	
教育支援委員会の開催	学校教育課	
特別支援教育支援員の配置	学校教育課	
発達支援教室「遊びの教室」の開催	こども家庭課	
心理発達相談の実施	こども家庭課	
4歳児発達相談「のびのび発達相談」の実施	こども家庭課	
ことばの教室の開催	こども家庭課	
放課後児童クラブでの障がいのある児童の受け入れ	保育課	
放課後等デイサービス	社会福祉課	

事業名	担当課	新規等
児童発達支援	社会福祉課	
保育所等訪問支援	社会福祉課	
障がい児短期入所	社会福祉課	★
障がい児相談支援	社会福祉課	
真岡市こども発達支援センターひまわり園	社会福祉課	拡充
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	社会福祉課	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	社会福祉課	
医療・保健・福祉・教育等の相談支援ネットワーク	社会福祉課 こども家庭課 保育課 学校教育課	
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	社会福祉課	★
育成医療給付事業	社会福祉課	★
障がい児福祉手当	社会福祉課	★
特定患者福祉手当	社会福祉課	★
障がい児インフルエンザ予防接種費用助成事業	社会福祉課	★

4. 外国籍のこども・家庭への支援

事業名	担当課	新規等
外国籍市民への行政サービス情報の提供	くらし安全課	●
外国人のこどもに対する保育所（園）の受け入れ体制の充実	保育課	●
子育てモバイルサイトの充実	こども家庭課	拡充
外国籍の妊婦への相談支援	こども家庭課	●

5. 社会的自立に困難を有するこども・若者やその家庭への支援の充実

事業名	担当課	新規等
こども家庭センター	こども家庭課	拡充
保育所（園）入所時の面接・入所後相談	保育課	
幼稚園での相談	保育課 学校教育課	
小・中学校での相談	学校教育課	
スクールソーシャルワーカーによる相談	学校教育課 こども家庭課	
生活福祉資金貸付事業における教育支援資金	社会福祉協議会	
社会福祉金庫貸付事業	社会福祉協議会	
緊急用食料等給付事業	社会福祉協議会	
生活困窮者の就労支援	社会福祉協議会	
生活保護	社会福祉課	
ひきこもり相談会	社会福祉課	★
生活困窮世帯等のこどもに対する学習支援事業	社会福祉課	
就学援助制度	学校教育課	
奨学金制度	学校教育課	
就労者定住促進奨学金返還支援事業	学校教育課	

6. 小・中学校におけるいじめ・不登校の防止・支援

事業名	担当課	新規等
スクールソーシャルワーカーの配置	学校教育課	
心理相談員の配置	学校教育課	
学校支援相談員の配置	学校教育課	
教育支援センター	学校教育課	
こども家庭センター	こども家庭課	●

基本施策2 すべてのこどもが適切に養育され、
切れ目のない支援とともに健やかに成長できるまち

1. 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実

事業名	担当課	新規等
こども家庭センター	こども家庭課	●
母子健康手帳の交付	こども家庭課	
妊娠保健指導の実施	こども家庭課	
産後ケアの充実	こども家庭課	
産前・産後サポート事業	こども家庭課	拡充
1か月児健康診査受診費助成事業	こども家庭課	★
産後ヘルパー事業	こども家庭課	★
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	こども家庭課	
低体重児・未熟児等訪問事業（養育支援）	こども家庭課	
乳幼児健診の充実	こども家庭課	
新生児聴覚検査費助成事業	こども家庭課	
3歳児視覚検査の実施	こども家庭課	
産後うつ病等の早期発見・対応	こども家庭課	

2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

事業名	担当課	新規等
喫煙や薬物等に関する教育	学校教育課	
思春期教室の開催	こども家庭課	
心理相談員の配置	学校教育課	
学校支援相談員の配置	学校教育課	
教育支援センター	学校教育課	

3. 家庭教育の充実

事業名	担当課	新規等
家庭教育学級	生涯学習課	
育児講座等の開催	こども家庭課	
祖父母リーフレットの配布	こども家庭課	

4. 未就学児教育の充実

事業名	担当課	新規等
認定こども園運営費補助	保育課	
幼児教育連絡協議会	学校教育課 保育課	
保育士等就職支援金交付事業	保育課	
幼児教育アドバイザーの配置・確保等	保育課	
私立幼稚園教育活動費補助	学校教育課	★

5. 学校教育の充実

事業名	担当課	新規等
I C Tを活用した学校教育の推進	学校教育課	
複数担任制のための非常勤職員の配置	学校教育課	
学力向上推進研修会	学校教育課	
自然教室推進事業	自然教育センター	
教育国際交流	学校教育課	
マイ・チャレンジ推進事業	学校教育課	
英語教育の充実	学校教育課	
英語検定・漢字検定補助	学校教育課	
イングリッシュ・サマーキャンプ	学校教育課	
コミュニティ・スクール推進事業	学校教育課	★

基本施策3 すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまち

1. こども・若者の社会参画・意見表明機会の推進

事業名	担当課	新規等
子ども議会の開催	生涯学習課	★
ジュニアリーダースクラブ活動支援事業	生涯学習課	★
もおか若者会議	総合政策課	★
真岡まちづくりプロジェクト（通称まちつく）	プロジェクト推進課	★
真岡すきすきシェアクラブ活動事業	秘書広報課	★
中学生リーダー研修	学校教育課	★
押し街ボランティア事業	市民協働推進室	★

基本施策4 すべてのこどもが幸せに成長できる家庭や環境があるまち

1. 食育の推進

事業名	担当課	新規等
もぐもぐ教室（離乳食）の開催	こども家庭課	
乳幼児健康診査での栄養指導	こども家庭課	
農作物の収穫体験や季節の野菜を食べるなどの事業	農政課	
小・中学校での食に関する学習の支援	学校給食センター	
郷土料理や行事食の継承	学校給食センター	

2. こども・若者への切れ目のない医療体制の充実

事業名	担当課	新規等
こどもに関わる医療体制の充実	健康増進課	
もおか健康相談24	国保年金課	
「かかりつけ医をもちましよう」の啓発活動	健康増進課	
こども医療費の助成	こども家庭課	
養育医療費の助成	こども家庭課	
予防接種の推進	健康増進課	

3. こどもの健全育成

事業名	担当課	新規等
真岡っ子をみんなで育てよう事業	生涯学習課	
放課後子ども教室の実施	生涯学習課	
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携型・校内交流型の推進	生涯学習課 保育課	
放課後子ども教室における学校施設の活用に向けた具体的方策	生涯学習課	
放課後児童クラブでの特別な配慮を必要とする児童への対応	保育課	
放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	保育課	
放課後児童クラブの役割を向上させるための方策	保育課	
放課後児童クラブの育成支援の内容を、利用者や地域住民への周知を推進するための方策	保育課	
放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策	生涯学習課	★

4. 地域活動・交流の推進

事業名	担当課	新規等
家庭教育オピニオンリーダー養成研修	生涯学習課	
地域子どもすくすく元気事業	生涯学習課	
子ども会育成会連絡協議会運営支援	生涯学習課	★
ジュニアリーダースクラブ活動支援事業	生涯学習課	★
押し街ボランティア事業	市民協働推進室	★

5. 良質な居住環境の確保

事業名	担当課	新規等
若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業	建設課	
入居者募集案内の情報提供	建設課	
公営住宅の優先入居	建設課	
空き家バンクによる住宅情報提供とリフォーム補助	くらし安全課	

6. こどもの遊び場の整備

事業名	担当課	新規等
総合運動公園子ども広場	スポーツ振興課	
真岡駅子ども広場	こども家庭課	
根本山自然観察センター	根本山自然観察センター	

事業名	担当課	新規等
複合交流拠点施設「monaca」	関係各課	★
公園施設の整備・改修	都市計画課	★

7. こどもたちの安全の確保

事業名	担当課	新規等
地域ぐるみでこどもを見守るための対策等	学校教育課	
防犯機器の所持を啓発	学校教育課	
防犯灯設置補助事業	くらし安全課	
こども110番の家の協力依頼	生涯学習課	
真岡っ子をみんなで育てよう事業	生涯学習課	
危機情報の共有体制の推進	学校教育課 保育課	
少年指導センター	生涯学習課	
交通安全教室の実施	くらし安全課	
未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施	保育課	
通学路の指定及び安全の確保	学校教育課	
スクールガード	学校教育課	
幼児用補助装置（チャイルドシート等）購入補助金	こども家庭課	
ながら見守り隊（愛称：にこにこ見守り隊）	くらし安全課	
子育て関連施設の環境整備	保育課	★

8. こどもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	担当課	新規等
有害図書等立入り調査	生涯学習課	
安全・安心な情報通信サービスの利用	くらし安全課	

基本施策5 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

1. ひとり親家庭等の自立支援

事業名	担当課	新規等
児童扶養手当	こども家庭課	
母子・父子自立支援員による相談支援	こども家庭課	
女性相談支援員による相談支援	こども家庭課	
高等職業訓練促進給付金等事業	こども家庭課	
ひとり親家庭の就労支援	こども家庭課	
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	こども家庭課	
ひとり親家庭医療費の助成	こども家庭課	
遺児手当	こども家庭課	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（県）	こども家庭課	

2. 子育てに関わる経済的負担の軽減

事業名	担当課	新規等
児童手当	こども家庭課	
児童扶養手当	こども家庭課	
出産準備手当（マタニティ手当）	こども家庭課	
赤ちゃん誕生祝金	こども家庭課	
乳児紙おむつ及び乳児紙おむつ用ごみ袋購入助成券支給事業	こども家庭課	
妊産婦医療費の助成	こども家庭課	
こども医療費の助成	こども家庭課	
養育医療費の助成	こども家庭課	
妊産婦健康診査費用助成	こども家庭課	
新生児聴覚検査費助成事業	こども家庭課	
1 か月児健康診査受診費助成事業	こども家庭課	★
ファミリー・サポート・センター利用料助成	こども家庭課	
幼児教育・保育無償化の制度	保育課	
保育所（園）及び認定こども園の副食費の補助制度	保育課	
多子世帯への支援	関係各課	
助産制度	こども家庭課	
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	国保年金課	
若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業	建設課	
幼児用補助装置（チャイルドシート等）購入補助金	こども家庭課	
空き家バンクによる住宅情報提供とリフォーム補助	くらし安全課	
住宅ローンの金利優遇	建設課 くらし安全課	
国民健康保険税の未就学児均等割額軽減制度	国保年金課	★
国民健康保険税の産前産後期間の免除制度	国保年金課	★

3. 子育てにおける相談・情報提供の充実

事業名	担当課	新規等
こども家庭センター	こども家庭課	●
子育て支援センター、にのみや保育園子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	こども家庭課	
障害児者相談支援センター	社会福祉課	
生活困窮者自立相談支援センター	社会福祉課	
エンゼル広場	保育課	
もしもテレフォン相談室	保育課	
もおか健康相談24	国保年金課	
まちなか保健室ほっとステーション	健康増進課	
マタニティ・子育て相談会の開催	こども家庭課	
子育てモバイルサイトの充実	こども家庭課	拡充
もおか子育てガイドブックの充実	こども家庭課	
ファミサポだよりの配布	こども家庭課	
祖父母リーフレットの配布	こども家庭課	

4. 子育て支援ネットワークの強化

事業名	担当課	新規等
複合交流拠点施設「monaca」	関係各課	★
ファミリー・サポート・センター	こども家庭課	
家庭教育オピニオンリーダーへの支援	生涯学習課	
子育て学級「コアラちゃんクラブ」	生涯学習課	
こども食堂参入者への連携支援	社会福祉協議会	●
フードバンク参入者への連携支援	社会福祉協議会	●

5. 安心して外出できる環境の整備

事業名	担当課	新規等
公共施設のバリアフリー化の推進	関係各課	
子育てにやさしい公共施設などの整備	関係各課	
マタニティマークの促進	こども家庭課	

6. 家庭生活における男女共同参画の推進

事業名	担当課	新規等
男女共同参画に関する情報発信	市民協働推進室	
講演会・講座等の開催	市民協働推進室	
情報紙 us（アス）の配布	市民協働推進室	
マタニティセミナーの開催	こども家庭課	
子育て学級「コアラちゃんクラブ」	生涯学習課	
男性の家事育児支援	市民協働推進室	

7. 子育てと仕事の両立支援の推進

事業名	担当課	新規等
保育施設における保育内容の充実	保育課	
働きやすい職場づくりの普及啓発	市民協働推進室 商工観光課	

8. 出会い・結婚に向けた支援

事業名	担当課	新規等
結婚を希望する方への結婚相談会の開催	出会い結婚サポートセンター	
婚活イベント等の開催	出会い結婚サポートセンター	拡充
婚活セミナーの開催	出会い結婚サポートセンター	拡充
とちぎ結婚支援センター登録料補助事業	出会い結婚サポートセンター	
結婚相談員への活動支援	出会い結婚サポートセンター	
結婚相談員の研修への参加	出会い結婚サポートセンター	

9. 不妊に対する支援の充実

事業名	担当課	新規等
栃木県不妊・不育専門相談センターの周知	こども家庭課	
不妊治療費の助成	こども家庭課	

基本施策6 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

■教育・保育事業

事業名	担当課	新規等
教育・保育事業	保育課	

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	担当課	新規等
利用者支援事業	こども家庭課	
地域子育て支援拠点事業	こども家庭課	
妊婦健康診査	こども家庭課	
乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭課	
養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	こども家庭課	
子育て短期支援事業	こども家庭課	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	こども家庭課	
一時預かり事業	こども家庭課	
時間外保育事業（延長保育）	保育課	
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	保育課	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保育課	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課	
多様な事業者の参入促進・能力開発事業	保育課	
子育て世帯訪問支援事業	こども家庭課	★
児童育成支援拠点事業	こども家庭課	★
親子関係形成支援事業	こども家庭課	★
産後ケア事業	こども家庭課	
妊婦等包括相談支援事業	こども家庭課	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育課	★

2. 真岡市子ども・子育て会議

(1) 真岡市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 19 日

条例第 26 号

改正 平成 30 年 3 月 16 日条例第 2 号

令和 5 年 3 月 17 日条例第 11 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定に基づき、真岡市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 2 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 11 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 真岡市子ども・子育て会議 委員委嘱名簿

(敬称略・順不同)

No.	氏 名	職 名	備考
1	◎小 倉 淳 子	学識経験者	会長
2	○石 塚 隆	真岡めばえ保育園長	副会長
3	細 島 洋 明	芳賀地区幼稚園連合会会長	
4	渡 部 睦 裕	大内中央小学校長	
5	柳 美律枝	真岡市学童保育連絡協議会支援員	
6	賀 川 元 史	真岡市 PTA 連絡協議会会長	
7	菊 地 政 紀	真岡めばえ保育園父母の会会長	
8	馬 崎 しのぶ	真岡市学童保育連絡協議会長	
9	田 中 弘 善	青少年健全育成連絡協議会会長	
10	飯 野 滋 生	NPO 法人ま・わ・た理事長	
11	関 上 佳代子	児童養護施設あかつき寮 施設長	
12	上 野 富貴子	ひまわり園（社会福祉協議会）	
13	榎 戸 忠 明	社会福祉協議会	
14	細 島 一 哉	真岡商工会議所青年部理事	
15	大 関 卓 哉	にのみや商工会青年部監査委員	
16	田 口 輝 明	連合栃木芳賀地域協議会	
17	矢 吹 節 子	主任児童委員	
18	麦 倉 竹 明	市議会民生文教常任委員会委員長	
19	青 木 理 恵	一般公募	
20	中 里 真 央	一般公募	

※「◎」は会長、「○」は副会長

※任期：令和4年7月1日～令和7年6月30日

3. 真岡市子ども・子育て支援プラン策定委員会

(1) 真岡市子ども・子育て支援プラン策定委員会設置規程

平成 26 年 4 月 1 日

訓令第 4 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日訓令第 4 号

平成 30 年 3 月 23 日訓令第 3 号

平成 31 年 3 月 1 日訓令第 3 号

平成 31 年 3 月 27 日訓令第 9 号

令和 3 年 3 月 22 日訓令第 3 号

令和 6 年 4 月 30 日訓令第 11 号

(設置)

第 1 条 真岡市次世代育成支援対策行動計画、真岡市子ども・子育て支援事業計画及び真岡市子どもの貧困対策推進計画（以下「事業計画」という。）の策定にあたり基本となるべき事項について協議する機関として、真岡市子ども・子育て支援プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所轄事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 事業計画策定作業にあたっての基本的な方針に関すること。
- (2) その他計画の策定にあたって必要な事項に関すること。

(組織並びに委員長及び副委員長の職務)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長、副委員長には健康福祉部長をもって充て、委員は別表第 1 に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じ議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(専門部会)

第 5 条 委員会に、所轄事務に関する調査研究に係る事務を処理するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、部会長と部会員をもって組織する。
- 3 部会長にはこども家庭課長、部会員には別表第 2 に掲げる課にあって、協議事項に特に関係する所属の職員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の事務を総理し、調査研究した事項の結果を委員会に報告する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年訓令第 4 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年訓令第 9 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年訓令第 3 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年訓令第 11 号）

この訓令は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総務部長 総合政策部長 市民生活部長 産業部長 建設部長 教育次長 総合政策課長 出会い結婚サポートセンター所長 暮らし安全課長 健康増進課長 社会福祉課長 こども家庭課長 保育課長 商工観光課長 建設課長 学校教育課長 生涯学習課長
--

別表第 2（第 5 条関係）

総合政策課 出会い結婚サポートセンター 暮らし安全課 健康増進課 社会福祉課 こども家庭課 保育課 商工観光課 建設課 学校教育課 生涯学習課
--

4. 真岡市こども計画策定経過

年 月 日	事項	内容
令和6年 2月2日～4月12日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	【対象】 妊婦本人
令和6年 2月9日～4月12日	子どもの生活に関する調査	【対象】 小学5年生児童、小学5年生保護者 中学2年生生徒、中学2年生保護者
令和6年 3月1日～4月12日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	【対象】 就学前児童保護者、小学生保護者
	子ども・若者の意識と生活に関する調査	【対象】 市内在住の15歳～39歳
令和6年5月20日	第1回専門部会	次期真岡市子ども・子育て支援プランの策定について ・概要について ・アンケート結果について 策定スケジュールについて
令和6年5月27日	第1回策定委員会	
令和6年6月26日	第1回子ども・子育て会議	
令和6年8月 ※書面開催	第2回専門部会	真岡市こども計画の策定について ・総論について
令和6年8月 ※書面開催	第2回策定委員会	
令和6年8月 ※書面開催	第2回子ども・子育て会議	
令和6年11月13日	第3回策定委員会	真岡市こども計画の策定について ・総論、各論について
令和6年11月26日	第3回子ども・子育て会議	

年 月 日	事項	内容
令和7年 1月17日～2月14日	パブリックコメント※ の実施	計画原案の周知、意見募集
令和7年3月6日	第4回子ども・子育て 会議	パブリックコメントの結果について

5. 用語集

【あ行】

ICT	情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT（Information Technology）」に代わる言葉として使われている。
アウトリーチ	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報・支援を行うこと。
育児休業	こどもが1歳（一定の要件を満たす場合は、最長で2歳）に達するまで申出により育児休業の取得が可能（父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間【パパ・ママ育休プラス】）。また、パパは通常の育児休業とは別に、産後8週間以内に最大4週間、分割して育児休業の取得が可能【産後パパ休暇】。
医療的ケア児	人工呼吸器等を装着している児童や日常生活を営むために恒常的に医療を必要とする児童（18歳未満及び高等学校等に在籍する者）。
SNS	Social Networking Service の略。エックスやフェイスブックなど、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。
M字カーブ	女性の年齢別就業率を見ると、結婚出産期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後上昇し、グラフを描くとM字のカーブになることからこう呼ばれている。
オレンジリボン	こども虐待防止のシンボルマークとして、こどもへの虐待をなくすことを呼びかける市民運動のこと。なお、女性への暴力の根絶や、膵臓がんの啓発と撲滅をはじめとするパープルリボンというものもある。

【か行】

核家族	一組の夫婦と未婚のこどもからなる家族構成のこと。
学習障害（LD）	Learning Disabilities 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する等の特定の能力の習得と活用に著しい困難を示す障がい。
家庭児童相談室	家庭相談員がこども（18歳未満）とその家庭における養育環境や経済的困窮、虐待や問題行動等の様々な悩みについての相談を受ける相談機関。
教育・保育施設	幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）・保育園のこと。
協働	複数の主体が同じ目的のために、協力して働くこと。市民と行政が協力してまちづくりに取り組むことなどに用いられる。

合計特殊出生率	15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。
こども家庭センター	母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うとともに、児童発達支援との連携強化を図るため、一つの組織になり、こども・若者が将来的に安心安全に生活し、さらには自立した社会生活を送ることができるよう支援する施設。令和4年の改正児童福祉法等にて、市町村に設置が努力義務化された。
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
子ども・子育て支援新制度	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。
こども食堂	地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をすることができる食堂。
こどもの最善の利益	こどもの福祉に関する広い範囲の問題を決定するために、ほとんどの裁判所が準拠する原則であり、国際人権条約の一つである「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」において基本原則として掲げられている。 こどもの権利は、大きく分けて以下の4つである。 ・生きる権利：すべてのこどもの命が守られること。 ・育つ権利：もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること。 ・守られる権利：暴力や搾取、有害な労働などから守られること。 ・参加する権利：自由に意見を表したり、団体をつくったりすること。
こども 110 番の家	誘拐、わいせつ行為などの犯罪や声かけ事案等の不審者からこどもを守るために、通学路に面した一般家庭や商店、コンビニエンスストアなどの協力により設定された緊急避難場所。

【さ行】

里親制度	何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなったこども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとでの養育を提供する制度。
産後うつ病	出産後に抑うつ症状が現れる病気。
産後ケア	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう、きめ細かい支援を行う事業。
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
児童相談所	県の相談機関としてこどもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供するところ。
自閉症	生まれつき脳の障がいによって、幼児期早期に明らかになる認知障がい等の発達障がい。次のような3つの領域すべてにおいて一定の基準以上の障がいがある人が自閉症と診断される。①対人関係が薄く社会性の発達が悪い②言葉をはじめとするコミュニケーションがうまくとれない③行動、興味が限られていたり、強いこだわりをもつ。
就業率	15歳以上の人口のうちの就業者数の割合。
スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。
スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面するこどもを支援する社会福祉の専門家。こども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。

【た行】

注意欠陥多動性障害（ADHD）	落ち着くことができない「多動」、1つに集中できない「集中困難」、待てない・せっかちであるといった「衝動性」という3つの大きな特徴がある。
特別養子縁組制度	こどもの福祉の増進を図るために、養子となるこどもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。養親になることを望む夫婦の請求に対し、要件を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立。

【は行】

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がい その他これに類する脳機能の障がいで、通常低年齢において発現する。
パブリックコメント	重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み。
バリアフリー化	こども、妊産婦、障がい者、高齢者等誰もが不自由なく、社会生活を営む上で物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を取り除こうという考え方。
ハローワーク	公共職業安定所の愛称。
P D C A サイクル	計画の推進において、Plan（計画の策定）Do（計画の実行）Check（実施状況の確認・評価）Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。
病児・病後児保育	病児保育とは、児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業。 病後児保育とは、児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業。
不妊	健常に性行為があっても一定期間妊娠しない場合。
放課後子ども教室	すべての就学児童を対象として小学校の余裕教室等を活用して、放課後等に学習支援や活動を行う事業。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所として、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する場。
母子健康手帳	母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付する手帳。妊娠中の経過、出産状況、乳幼児の発育状況などが記録され、母子の健康記録と保健指導の基礎となるもの。

【や行】

ヤングケアラー	本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っているこども・若者を指す。具体的には、家族の介護、幼いきょうだいの世話、家計の管理などが含まれる。
ユニバーサルデザイン	「年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず誰もが快適に利用しやすいよう、まち、もの、環境等を整備する」という考え方。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護支援を目的として、情報の共有など関係機関の連携を図り対応していくために設置される組織。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
--------------	--

6. もおかっ子をみんなで育てよう条例

令和3年3月19日

条例第4号

目次

前文

第1章 総則第1条－第3条

第2章 責務第4条－第9条

第3章 市の施策等第10条－第14条

附則

子どもたちは、未来を築く大切な存在です。

私たちは、生まれた環境、生活状況、障がいの有無、国籍などにかかわらず、すべての子どもたちが平等に夢や希望をもち、健やかに成長してほしいと願っています。

私たちは、そのような願いのもと、様々な支援や活動が続けてきました。今後、社会がどのように変化しても、子どもたちが地域に愛着と誇りをもち、それぞれの人生を輝きをもって送っていけるよう、心身ともに健やかに成長できる地域社会をつくることが、私たちの責務です。

そのためには、子育て家庭の当事者だけではなく、社会全体で子どもたちを見守り、育てていく必要があります。

そこで、真岡市は、子ども・子育て支援についての基本的な考え方を明らかにし、未来を築くもおかっ子が、ふるさと真岡を愛し、夢や希望をもち、楽しさや喜びを実感できるようなまちの実現を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子育てについての基本理念を定め、市、保護者、地域住民、学校等及び事業者のそれぞれの責務を明らかにすることにより、安心して子どもを生み育てることができる環境を確保し、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とします。

(定義)

第2条 この条例で用いられる次の用語の意義を、次のように定めます。

- (1) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいいます。
- (3) 地域住民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者並びにその組織する団体をいいます。
- (4) 学校等 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園、保育園その他これらに類する施設及び放課後児童クラブその他子育て支援事業を実施する施設をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいいます。

(基本理念)

第3条 子ども・子育てへの取り組みは、次の事項を基本理念として推進します。

- (1) 子どもの権利を保障し、その最善の利益を尊重します。
- (2) 安心して子どもを生み、育てることができる環境を確保します。
- (3) 地域社会の主体である保護者、地域住民、学校等及び事業者が相互に連携及び協力しながら、積極的に子育て支援に取り組みます。
- (4) 結婚、妊娠、出産、子育て及び家庭に対する多様な価値観を尊重します。

第2章 責務

(共通の責務)

第4条 市、保護者、地域住民、学校等及び事業者は、すべての子どもたちが幸せを感じ、心身ともに健やかに成長することができるよう、連携し、協働するよう努めなければなりません。

(市の責務)

第5条 市は、子どもが健やかに成長し、子どもと保護者が安心・安全に暮らせる環境の創出及び維持に努めるとともに、子どもの育成に関して保護者、地域住民、学校等及び事業者がそれぞれに有する責務が全うされるよう、保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を積極的に行うものとします。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その養育する子どもの健全な育成に第一義的な責任を負うとともに、子どもを一人の人格を持った人間として尊重し、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けられるよう努めなければなりません。

(地域住民の責務)

第7条 地域住民は、子育てを地域全体で取り組むべき課題ととらえ、子どもの支援に積極的に関わり、地域社会の中で子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければなりません。

(学校等の責務)

第8条 学校等は、子どもが人間性を豊かにし、将来の可能性を開いていくため、主体的に学べるように、地域社会と一体となって教育活動を推進するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、自らの事業活動において子どもが健やかに成長できる環境づくりに関わっている責任があることを自覚し、事業所で働く保護者がその子どもとの関わりを深めることができるよう配慮するとともに、地域住民や学校等が行う子どもの育成に関する活動に積極的に協力するよう努めなければなりません。

第3章 市の施策等

(計画の策定)

第10条 市は、基本理念に基づき、保護者、地域住民、学校等及び事業者が一体となって子ども・子育ての環境づくりに取り組むための指針として、子どもに関する総合的な計画を策定し、子育て支援のための施策の推進に努めなければなりません。

（連携体制の構築）

第11条 市は、保護者、地域住民、学校等及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう連携体制の構築に努めなければなりません。

（地域住民の活動に対する支援）

第12条 市は、子ども・子育ての環境づくりに関する活動への地域住民の積極的な参画を促すとともに、地域住民が行う子ども・子育ての環境づくりに関する活動に対して、情報及び交流機会の提供その他必要な支援に努めなければなりません。

（切れ目のない子育て支援）

第13条 市は、誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう、結婚、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な支援に努めなければなりません。

（広報及び啓発）

第14条 市は、子ども・子育てに関する保護者、地域住民、学校等及び事業者の理解を深めるため、情報及び学習機会の提供等の広報及び啓発に努めなければなりません。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

真岡市こども計画

真岡市次世代育成支援対策行動計画（第5期）

真岡市子ども・子育て支援事業計画（第3期）

真岡市こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画（第2期）

真岡市子ども・若者計画（第1期）

〈未来を築く元気な『もおかつ子』を育てるまち〉

令和7年3月

発 行 真岡市

編 集 真岡市 健康福祉部 こども家庭課

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地

電 話 0285-83-8131（直通）

F A X 0285-83-8619

U R L <https://www.city.moka.lg.jp>

